

トツケホ
龍就立
新 耕



特63

759

宋 謝枋得 編次
日本 竹 子 恭 釋 義
ホクソウ 下文 車軌 範新 釋

大阪 田

中宋榮堂發行

43. 8. 12

內交



文章軌範序

宋謝枋得氏取古文之有資於場屋者自漢迄宋凡七十有六篇標揭其篇章句字之法名之曰文章軌範蓋古文之奧不止於是是獨爲舉業者設耳世之學者傳習已久而貴陽之士獨未之多見侍御王君汝楫於按歷之暇手錄其所記憶求善本而校是之謀諸方伯郭公輩相與捐俸廩之資銀之梓將以嘉惠貴陽之士曰枋得爲宋忠臣固以舉業進者是吾

微有訓焉。屬守仁。叙一言於簡首。夫自百家之言興。而後有六經。自舉業之習起。而後有所謂古文。古文之去六經遠矣。由古文而舉業。又加遠焉。士君子有志聖賢之學。而專求之於舉業。何啻千里。然中世以是取士。士雖有聖賢之學。堯舜其君之志。不以是進。終不夫行於天下。蓋士之始相見也。必以贊。故舉業者。士君子求見於君之羔雉耳。羔雉之弗飾。是謂無禮。無禮無所庸於交際矣。故夫求工於舉業而不事

於古。作弗可工也。弗工於舉業。而求以倖進。是偽飾羔雉以罔其君也。雖然。羔雉飾矣。而無恭敬之實焉。其如羔雉何哉。是故飾羔雉者。非以求媚於主。致吾誠焉耳。工舉業者。非以要利於君。致吾誠焉耳。世徒見夫由科第而進者。類多徇私媒利。無事君之實。而遂歸咎於舉業。不知方其舉業之時。惟欲釣聲利。弋身家之腹。以苟一旦之得。而初未嘗有其誠也。鄒孟氏曰。恭敬者。幣之未將者也。伊川曰。自洒掃應對可

以至聖人。夫知恭敬之實在於飾羔雉之前。則知堯舜其君之心。不在於習舉業之後矣。知洒掃應對之可以進於聖人。則知舉業之可以達於伊傅周召矣。吾懼貴陽之士。謂二公之爲是舉。徒以資其希寵祿之筌蹄也。則二公之志荒矣。於是乎言。

正德元年丙寅仲秋望日

王守仁撰

例言

- 一 學問思辨の四の者は萬般修業の原則なり。されば此の文章軌範を讀みて作文の修業を爲るも、其の順序は、本文の解釋を讀みて篇と文意を知悉了解し、而も猶ほ理會せざる所あらば能く問ひ、問ひて知りたることを能く思ひ、思ひて發明し得れば能く辨へ、此處にて始めて文例作者の技倆好否を、篤く講究するなり。文意を識らずして先づ作の好否を知るを力むるは、猶ほ木に緣りて魚を求むるの行爲なればなり。
- 一 文例作者の好否を知る地位に進まば、文體及び文法を知り、先づ放膽文を數多く作り、次に小心文を作るべし。
- 一 本書の解釋は、主として初學者の用に充てたり。文章は何れも儒教に據りたる者のみなれば、篤と儒教の眞意を知得す可し。然して後に

作文すれば、何れも道理に叶へる文章を書き得可し。

一 本文中に「あるは、段落の符號にて、解釋文に節と云ひ、段と云ひあるは、之れにて認むべし。

二 卷毎の下に、候字、王字等を集に冠せしは、別に意あるに非ず。甲

乙丙丁の類別符號に代へたる迄なり。

一 讀方は、上欄の讀法と、本文の句讀付点拾假名に由りて讀む可し。

一 謝氏の編纂中より文を削除せしは、今は無き封建制度に關せし事、及び今の世に實際有り得べからざるものを除きしなり。

明治四十三年五月

釋義者誌

文章軌範目錄

第一卷 候字集

放膽文……………一

與于襄陽書……………韓昌黎……………一

後念九日復上宰相書……………韓昌黎……………一四

代張籍與李浙東書……………韓昌黎……………二六

上張僕射書……………韓昌黎……………三九

與陳給事書……………韓昌黎……………五二

後十九日復上宰相書……………韓昌黎……………五九

應科目時與人書……………韓昌黎……………六九

答陳商書……………韓昌黎……………七五

送石處士序……………韓昌黎……………八〇

送温處士赴河陽軍序……………韓昌黎……………九〇

送楊少尹序……………韓昌黎……………九六

送高閑上人序……………韓昌黎……………一〇五

送殷員外使回鶻序……………韓昌黎……………一二三

原毀……………韓昌黎……………一二七

第二卷 王字集

放膽文……………三二

諍臣論……………韓昌黎…三三
 諱辯……………韓昌黎…一五
 與韓愈論史書……………柳河東…一五
 朋黨論……………歐陽廬陵…一八
 春秋論……………歐陽廬陵…一五
 第三卷 將字集
 小心文……………二七
 高祖論……………蘇老泉…二八
 范增論……………蘇東坡…三一
 晁錯論……………蘇東坡…三二

留侯論……………蘇東坡…二五
 秦始皇扶蘇論……………蘇東坡…二六
 第四卷 相字集
 小心文……………二八
 原道……………韓昌黎…二八
 與孟尚書書……………韓昌黎…三六
 上高宗封事……………胡澹菴…三七
 潮州韓文公廟碑……………蘇東坡…三六
 上田樞密書……………蘇老泉…三六
 上范司諫書……………歐陽廬陵…三九

第五卷 有字集

小心文……………四七
 師說……………韓昌黎…四七
 獲麟解……………韓昌黎…四七
 雜說上……………韓昌黎…四二
 雜說下……………韓昌黎…四四
 送薛存義序……………柳河東…四六
 送董邵南序……………韓昌黎…四四
 送王含秀才序……………韓昌黎…四八
 讀李翱文……………歐陽廬陵…四四

第六卷 種字集

讀孟嘗君傳……………王半山…四三
 小心文……………四六
 前出師表……………諸葛武侯…四七
 柳子厚墓誌銘……………韓昌黎…四八
 大唐中興頌序……………元次山…五〇
 書箕子廟碑陰……………柳河東…五〇
 嚴先生祠堂記……………范文正公…五七
 跋紹興親征詔艸……………辛稼軒…五三
 袁州學記……………李太白…五五

○目録

書洛陽名園記後……………李文叔…五四
 岳陽樓記……………范文正公…五八
 第七卷乎字集
 小心文……………五八
 祭田橫墓文……………韓昌黎…五八
 上梅直講書……………蘇東坡…五〇
 三槐堂銘……………蘇東坡…五二
 表忠觀碑……………蘇東坡…五二
 送孟東野序……………韓昌黎…五九
 前赤壁賦……………蘇東坡…六〇

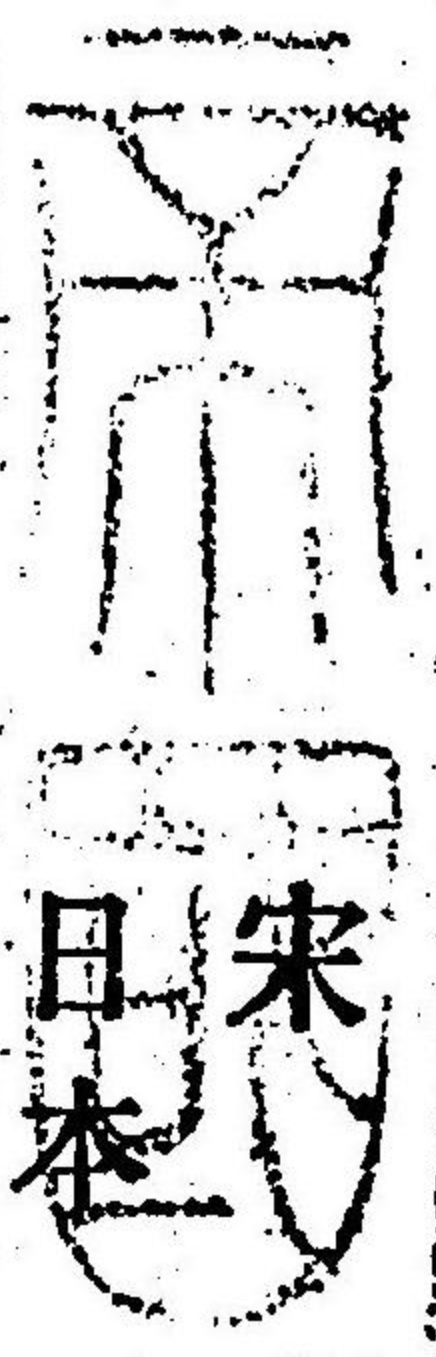
四

後赤壁賦……………蘇東坡…六三
 阿房宮賦……………杜牧之…六〇
 送李愿歸盤谷序……………韓昌黎…六三
 歸去來辭……………陶靖節…六三

文章軌範目錄終

文章軌範卷之一 侯字集

謝枋得編次
竹子恭釋義



放膽文

讀法
 放膽の放は、心を放大に
 持ちて、怯々を畏れざ
 るなり。膽は膽氣にて
 俗に云ふ膽玉なり。膽
 玉を強く持ちて、平氣
 にて何とも思はぬこと
 故、大膽と云へば早く
 わかる。依て解釋に大
 膽と言ひたり。腹稿が
 大様出来たれば、すら
 りくさ、遠慮なく一
 切構はず綴り書くな

○放膽文

侯字集

放膽文とは膽強、怯に無頓着に書く、其の書方の文
 章の類なり。目次の放膽文の部に在る文章は皆是れなり。
 凡そ文章を書り始むるには、初めは膽が大きくて所謂大膽
 を要し、追々能く作り得ることになれば心を小さく持ちて
 慎み、綿密に作る様になる。依て終りは小心を要する。
 其の文章體は目次の小心文の部の文章なり。無頓着に作る
 間は、俗、繁、豪蕩を免れず。小心になれば細、雅、簡、
 純粹になる。故に順序は、麤より細に入り、俗より雅に入

○放膽文

與于襄陽書

文は、道を載するの具と謂へば、道理を責めて述ぶることなり。而して文模様とも言ふ故、模様として見る心持が無くばあらざるなり。

讀法

于襄陽に與ふる書。韓昌黎。

文法

襄陽は、襄州府の長官にて、そのみならず、山南東道の節度觀察

與于襄陽書

韓昌黎

り、繁より簡に入り、豪蕩さて手あらく大まかなるより、純粹さて少しも雜り氣無き生粹なる所に入るなり。扱又此の第一集の侯字集は、樹木に譬ふれば、麤き枝ぶりにて大葉の如き形ちの文にて、文の性質が禮義に本づき、世事に老け、人情に合ひある。依て初學の者が此の種の作文に熟すれば、胸襟を開き廣げ、志氣を發き舒へ、但文は作り易しと見て難きと思はず、必ず能く我思ふ儘に放言し、高論さて言ひ度きことを充分に言ひ究め、筆端が管束に無しとぞ。

書云ふは書翰の體の文章にて、韓昌黎が于襄陽に手紙を贈りしなり。與は贈る意なり。されば此の手紙文の作り人は無論韓昌黎なり。于襄陽とは、于は姓にして、名は頤、字は允元と云ひ、襄州の刺史にて其の他

使を兼ね、師團長と知事とを兼ねたる如くにて、又、中央政府の大巨をも兼ね、威儀赫々たる大官なり。それと與とあるは疑はし、韓退之とは、人物として同等なりしか。

讀法

七月三日將仕郎守國子四門博士韓愈、謹んで書を尙書閣下に奉ず、士の能く大名

○放膽文

與于襄陽書

に幾つも高官を兼ねたる貴顯なり。州を陽とも云ふ故、襄陽の上へ姓の于を冠せたるなり。又作者の韓昌黎と云ふは、韓愈字は退之と云ふ作文の大名なり。此の人は昌黎と云ふ地の人にて、後に昌黎伯に封せられたる故、これと姓を、それに冠らせて斯く云ひしなり。何れも唐時代の人なり。

七月三日。將仕郎守國子四門博士韓愈。謹奉書尙書閣下。士之能享大名。顯當世者。此莫不有先達之士負天下之望者。爲之前焉。士之能垂休光照後世者。此亦莫不有後進

を享け、當世に顯はる者、先達の士天下の望を負ふ者、之が前を爲すこと有らざる莫し。士の能く休光を垂れ後世を照らす者、亦後進の士天下の望を負ふ者、之れが後を爲すこと有らざる莫し。之れが前を爲すこと莫け

之士負天下之望者。爲之後焉。自然莫爲之前。雖美而不彰。莫爲之後。雖盛而不傳。是二人者。未始不相須也。然而千百載乃一相遇焉。豈上之人無可援。下之人無可推歟。何其相須之殷。而相遇之疎也。其故在下之人負其能。不肯諂其上。上之人負其位。不肯顧其下。故高材多戚々之窮。盛位無赫々之光。是二人者之所爲。皆

れば美なりと雖も彰はれず。之れが後を爲すこと莫ければ盛なりと雖も傳はらず。是の二人の者、未だ始より相須たずんばあらざるなり。然り而して千百載乃ち一たび相遇す。豈上人援く可き無く。下の人推す可きこと無

過也。未嘗干之。不可謂上無其人。未嘗求之。不可謂下無其人。愈之誦此言久矣。未嘗敢以聞於人。側聞閣下抱不世出之才。特立而獨行。道方而事實。卷舒不隨乎時。文武惟其所用。豈愈所謂其人哉。文婉曲抑未聞後進之士有遇知於左右。獲禮於門下者。豈求之而未得邪。文婉曲將志存乎立功。而事專乎報主。雖遇其人。未

○放膽文

き歎。何ぞ其れ相須
つことの般にして、
相遇ふことの疎なる
や。其の故は下に在
るの人其の能を負み
其の上は諂ひ肯んせ
ず。上の人其の位を
負み、其の下を顧み
肯んせず。故に高材
に感々の窮多く、盛
位に赫々の光無し。

與于襄陽書

暇禮邪。何其宜聞。而久不聞
也。愈雖不才。其自處不敢後於恒人。
閣下將求之而未得歟。古人有言。請
自隗始。愈今者。惟朝夕芻米僕賃之
資。是急。不過費閣下一朝之享。而足
也。如曰。吾志存乎立功。而事專乎報
主。雖遇其人。未暇禮焉。則非愈之所
敢知也。世之齷々者。既不足
以語之。磊落奇偉之人。又不能聽焉。

是の二人の者の爲す
所皆過ちなり。未だ
嘗て之れを干めず。
上に其の人無しと謂
ふ可からず。未だ嘗
て之れを求めず。下
に其の人無しと謂ふ
可からず。愈が此の
言を誦すること久し
未だ嘗て敢て以て人
に聞せず。側に聞く

○放膽文

與于襄陽書

則信乎命之窮也。謹獻舊所爲文一
十八首。如賜覽觀。亦足以知其志之
所存。愈恐懼再拜。

此の文章は五節に分けて解釋すべし。節の終には「を記すを以て一節たるを知るべし。以下本書中の文章皆同じ。第一節は此手紙の前口上なり。

七月三日は手紙を贈りし月日にて、唐の順宗皇帝の永貞元年七月三日なり。此の年韓退之は三十八歳なりしとぞ。將士郎は從九品下の位階にて、守さば位卑くして位階より比較的官の高き者を守り稱するなり。國子四門さは、時の大學校にて、博士さは其の教官なり。此の四門博士は正七品上の官に當れり。斯く官位を書きて韓愈の姓名を書き、謹んで書を尙書閣下に奉る。

○放膽文

閣下不世出の才を抱き、特立して獨行し道方にして事實、卷舒時に随はず。文武惟其の用ゐる所、豈愈が謂ふ所の其の人なる哉。抑も未だ後進の士左右に遇知せられ、禮を門下に獲る者有るを聞かず。豈之れを求めて未だ

與于襄陽書

の意を述べたり。尙書は高官にて、戸部、禮部など六部ある、省の如き中央政廳中諸省の各長官を尙書と謂ふ。戸部省の長官ならば戸部尙書なり。于頗は其の或る一部の尙書なり閣下は閣下と書くよりは少々尊みたるが如し。
第二節の士之能以下は韓愈が自分の冀望を述ぶる用事にて、士たる者が能く大名を身に享けて當世に其の名が顯はるゝは（此の處望を言ひ出すに軽く言ふ故此輕と記したり。）先達さて我れより先に立身したる先輩の士にて、全國人の冀望を身に負ひたる者が前きに立ちて後進の士を引上げぬことは莫きことなり、（先達は于頗に當てこするなり。）又、士たる者が能く休光さて美き譽れをば後の世に垂れて世を照らす者（此處は重く于頗の身に繫けたる故に此重と記したり。）も亦、後進の士にて全國人の人望を得て居る者が、先輩の後推を爲さぬことは莫し（後進は韓愈が自分に當て、言ふなり。）後進の士は、立身するに、前

得ざる邪。將た志功

を立つるに存して、事主に報ずるに専らに其の人に遇ふと雖も未だ禮するに暇あらざる邪。何ぞ其れ宜しく聞くべくして久しく聞かざるや。愈不才と雖も、其の自ら處ること敢て後人に後れず。閣下將

○放膽文

與于襄陽書

に居て身を引上げることを爲すこと莫くば、後進の士は如何ほご善美なる士にても世に彰はれず、亦、先輩の士が、英名を後世に傳へんと欲しても、後進の士が後へ廻りて、後推を爲すこと莫くば、先輩が何ほご盛徳の君子でも、其の名は不朽に傳はらぬ。依て此の先達の士と後進の士との二人は、始めより相須はさればならぬことなり。然るに實際左様に行かず、千百年も經つ永き間に一度遇ふ位にて誠に稀なることなり。是れは如何の事の有るか。上の人より見て、下に引上げるほどの後進の士が無き故歟。下の人より見て、上に後推するほどの先達の士が無き故歟。何さて其れ相須ふことが般に必要なるに相遇ふことが疎遠であるぞ。この意なり。
第三節は、前節に不審を抱き盡つて置きて、此の節にて言ひ解くなり。依て更に言ふには、前に申した其の故は、下に在る後進の士は、其の己れに才能あることを自負して、其の上たる先

に之れを求めんとし
て未だ得ざる歎。古
人言へること有り。
請ふ隗より始めよと
愈今惟朝夕芻米僕賃
の資是れ急なり。閣
下一朝の享を費すに
過ぎずして足るなり
如し吾が志功を立
つるに存して、事主
に報するに専らなら

達の上に諂ひ肯せず。上なる先達之士も其の高位に在るを自負して其の下なる後進の士を顧み肯せず。それ故に下に居る高材の後進者に威々として困窮することが多く、盛運にて高位に居る先達者に赫々たる光輝が無し。思ふに後進者は上に諂ひ、先達者は下なる者を于分にすれば可きに、上下共に其れを爲ぬは是の上下二人の者の爲す所は皆過失なり。(韓愈は作文は名人なれども此處は道德者の言に非ず、方今我が邦の流行才子の如し、此の求むる文にて心術の卑しきこと觀る可し。)何となれば、下なる者が、未だ嘗て上に諂ひ干めも爲すに、上に引立呉れる人無しとは謂ふべからず。又、上の人も、未だ嘗て于分を設げんとて下を顧みも爲すに、下に才能ある者無しとは謂ふべからず。愈しは此の言を久しく誦して居るが、未だ嘗て他人に聞かせしことは御坐らぬと、誠に己れ一家の大發明の如くに言ひしなり。第四節は、頻りに于振を譽め立て、下を引立てざるを責付けた

ば、其の人に遇ふと
雖も未だ禮するに暇
あらずと曰は、則ち
愈が敢て知る所に
非ざるなり。世の齷
々する者、既に以て
之れを語るに足らず
磊落奇偉の人、又聽
くこと能はざれば、
則ち信なる乎命の窮
すること、謹んで舊

り。語を繼ぎて深く于嶺の身上に入り込み、愈しが仄かに側聞致し居るに、閣下は又世に出でまいと申す程の高才を身に御抱なされて、其の上誰れ力も借りずに特立獨行にて、道德備はりて御行爲は方正にて、御事業は實着にて、成さる事成さるぬ事が道理に叶ひて、時の風俗の悪きことには御隨ひ成さらず、文官武官を御兼任にて、文武の才能は格別氣を張りて御勉強無くとも惟御心任せて心を御用あるに行届きて御成績宜し。實に感服仕る。如何であるか、愈が申す所の休光を垂れ後世を照らす大人物たる其の人にて御坐らんか。然らば後進の士は閣下に引立てられずばならぬ筈なるに、未だ左右にて知遇を得て、御門下になりし者を聞かず。閣下には下に御求めありても未だ左様なる好人物が御手に入らぬか。それとも又閣下の御志が、御自分の勤功を立つるに存りて、事は専ら君主に報せらるること一途にて、下たる能者に御出遇ありても、未だ禮を厚くして

○放膽文

と爲る所の文一十八首を獻す。如し覽觀を賜はば亦以て其の志の存する所を知るに足らん。愈恐懼し再拜す。

○可解

焉は、である。まだ言ふことがあると云ふ場合の助辭なり。休光の休は美き意にて、光は、光榮なること也。豈は、一回左様なりと決

與于襄陽書

引立て遣はさるゝ御暇が無きか。何きて其れ、聞くべき事なるに、久しく聞かぬは不審で御坐るこ、當り障り無き様に迫りしなり。文婉曲有る味さは、當り障り無き様に、其人哉、未得邪、未暇禮邪などと結びて旨く書きたるなり。第五節は、彌々韓愈が自分を引上げて欲しいとの冀望の本音を吐くなり。推し迫りて言ふには、愈は不才なれども、自分が處る人物地位は致て尋常普通の人に後れを取つて居ざる積りなり。閣下には私如き者を求めんとして未だ御手に入らざる歎。古人が請ふ隗より始めよと申します。是れが自分を引上げ用の呉れよとの眼目にて、請自隗始との故事は、支那の昔し戰國時代に、燕の昭王が賢人を臣下に集めたとし思ひ、臣下たる郭隗なる者を大臣に取立て、四方の賢士が、彼の様なる郭隗でさへ重く用ゐて、禮を厚くして賢者を招く事故、我れも行かんゝと追々賢士が燕國に集まり、國が富強になりしことなり。されば韓愈

して、いやゝ左様では無いと思ひ返す疑ひの辭なり。

負其能の負は、自負と解釋に記せり。これは鼻に掛けて自慢して居ることなり。

不肯諂の肯は、心中に諾はぬことなり。不肯願の肯も同じ。

威々は、困窮して感ふる様子なり。赫々は、光り輝く様に勢威の強き様子なり。

干は、引立て、貰ひたしきて、それを求むるなり。

○放膽文

與于襄陽書

は自分を郭隗に比し、私如き者さへ用ゐられしと聞かば、追々大人物が御門下に集まるこ、グツと感じさせる積りにて書きたるなり。左様に感じさせ置きて、愈は今負にて、朝夕馬糞や飯米を買ふ金錢、僕を備ふ賃錢さへ無くて急り居ります。私を採用して俸給を下さりますには、閣下が一朝の御膳部の費澤費を御費し成さる程の御費用額にて足る事なり。それとも若し閣下に其の思召が無くて、吾が志は勤功を立つるに存る、事は君主に報するに専一である。左様な後進者に出遇ひても、禮遇して引立つる暇が無しとあれば、愈が敢て知る所に非ず。是非無く斷念致す。併し、世の齷々たる凡人には此の意を語るに足らざれども、磊落奇偉とて並々ならぬ卓拔たる閣下が、聞入れて下さらば、信に私の運用は窮して開けず。(斯く泣付く丈け泣付き盡して、フイと轉じて)それは兎に角舊く爲り置きたる文章を十八首、謹んで獻じ奉る。若し御覽下さらば、亦それにて

○放膽文

り、方今上に向つて運
動する云ふ様なるも
不世出之才は、又世に
出でざる才能者云ふ
ことなり。

卷舒は、巻く如くに行は
す、舒ぶる如くに行ふ
との意にて、行爲の掛
引なり。

時は、時の悪風俗を謂ふ。

【讀法】

後念九日復宰相に上
つる書。韓昌黎○

【字句】

念は廿日の事なり。

後念九日復上宰相書

私の志の存する所を御存じ下さるに足らん。愈は恐懼再拜致す
この意なり。

【文法】此の文章は双關法にて、先達と後進をば、双扇にて門の
兩方の扉の様に並べ、扉各自の必要の事を述べて双扇を一括し
て結ぶに至らば、其の双扇を閉ぢて、門を入るゝが如く括る意
を述べ、又並べて各自に言はざる可からざるべきには、片扉づ
ゝ開き述べ、又門を入れ、斯く幾回も用に應じて述べて終りに
門にて閉し終る爲り方なり。甚だ面白きもの故、放膽にて組立
て見るべし。尙又本文の割注を見て要點を心得べし。

後念九日復上宰相書 韓昌黎

後念九日、前に上書せし後との意にて、念九日は廿九日の事、
宰相は大臣なり。

三月十六日。前郷貢進士韓愈謹再
拜言相公閣下。愈聞周公之爲輔相。

【讀法】

三月十六日、前の郷
貢進士韓愈謹み再拜
して相公閣下に言す
愈聞く周公の輔相た
る、其の賢を見るに
急なるや、一食に方
つて三たび其の哺を
吐き、一沐に方つて
三たび其の髪を握る
是の時に當つて天下
の賢才、皆已に擧用

○放膽文

其急於見賢也。方一食三吐其哺。方
一沐三握其髮。當是時。天下之賢材。
皆已擧用。姦邪讒佞欺負之徒。皆已
除去。四海皆已無虞。九夷八蠻之在
荒服之外者。皆已賓貢。天災時變昆
蟲草木之妖。皆已銷息。天下之所謂
禮樂刑政教化之具。皆已脩理。風俗
皆已敦厚。動植之物。風雨霜露之所
沾被者。皆已得宜。休徵嘉瑞。麟鳳龜

後念九日復上宰相書

○放膽文

し、姦邪讒佞欺負の徒皆已に除去し、四海皆已に虞無く、九夷八蠻の荒服の外に在る者、皆已に賓貢し、天災時變昆虫草木の妖皆已に銷息し天下の所謂禮樂刑政教化の具皆已に脩理し、風俗皆已に敦厚に、動植の物風雨霜

後念九日復上宰相書

十六

龍之屬皆已備至。此一連下九個皆已而周公以聖人之才。憑叔父之親。其所輔理承化之功。又盡章章如是。其所求進見之士。豈復有賢於周公者哉。不惟不賢於周公而已。豈復有賢於時百執事者哉。豈復有所謀議能補於周公之化者哉。連下三個豈復字、見其精明、然而周公求之如此。其急惟恐耳目有所不聞見。思慮有所未及。以負成王託

露の沾被する所の者皆已に宜しきを得、休徵嘉瑞麟鳳龜龍の屬皆已に備はり至る而して周公聖人の才を以て叔父の親に憑り、其の輔理承化する所の功、又盡く章章たることは是の如し。其の進見を求むる所の士、豈復周公

○放膽文

後念九日復上宰相書

十七

周公之意。不得於天下之心。如周公之心。設使其時輔理承化之功。未盡章章如是。而非聖人之才。而無叔父之親。則將不暇食與沐矣。豈特吐哺握髮之勤而止哉。此一轉、有筆力、惟其如是。故于今頌成王之德。而稱周公之功。不衰。今閣下為輔相。亦近耳。天下之賢才。豈盡舉用。姦邪讒佞欺負之徒。豈盡除去。四海豈盡無虞。九夷八蠻之

○放膽文

より賢れる者有らん
や。○惟周公より賢ら
ざる而已ならず、豈
復時の百執事より賢
る者有らんや。○豈復
謀議する所能く周公
の化を補ふ者有らん
や。○然而るに周公之
れを求むること此の
如く其れ急なり。○惟
恐らくは耳目聞見せ

後念九日復上宰相書

十八

在荒服之外者。豈盡賓貢。天災時變
昆蟲草木之妖。豈盡銷息。天下之所
謂禮樂刑政教化之具。豈盡脩理。風
俗豈盡敦厚。動植之物。風雨霜露之
所沾被者。豈盡得宜。休徵嘉瑞。麟鳳
龜龍之屬。豈盡備至。其所求進見之
士。雖不足以希望盛德。至比於百執
事。豈盡出其下哉。婉曲其所稱說。豈
盡無所補哉。今添兩個豈盡字與前段相對說今

ざる所有り。○思慮未
だ及ばざる所有り。
以て成王周公に託す
るの意に負きて天下
の心を得ざるを。○周
公の心の如き、設し
其の時補理承化の功
をして、未だ盡く章
章たることは是の如く
ならず、而して聖人
の才に非ず、而して

○放膽文

後念九日復上宰相書

十九

雖不能如周公之吐哺握髮。亦宜引
而進之。察其所以而進退之。不宜默
默而已也。愈之待命四十餘日矣。書
再上。而志不得通。足三及門。而闔人
辭焉。惟其昏愚。不知逃遁。故復有周
公之說焉。閣下其亦察之。舌之人。三
月不仕。則相弔。故出疆必載質。然所
以重於自進者。以其於周不可則去
之。魯於魯不可則去之。齊於齊不可

○放膽文

叔父の親無からしめば、則ち將に食と沐とに暇あらざらんとす。豈特に吐哺握髮の勤にして止まんや。惟其れ是の如し。故に今に于て成王の徳を頌して而して周公の功を稱すること衰へず。今閣下輔相たること亦近ろのみ。

後念九日復上宰相書

二十

則去之宋之鄭之秦之楚也。今天下一君四海一國。舍乎此則夷狄矣。去父母之邦矣。故士之行道者不得於朝則山林而已矣。山林者士之所獨善自養而不憂天下者之所能安也。如有憂天下之心則不能矣。故愈每自進而不知止焉。寧獨如此而已。惴惴焉惟不得出大賢之門下是懼。亦惟少

垂察焉。瀆冒威尊。惶懼無已。愈再拜。

此の文章は矢張り官吏に擧げらるゝことの頼み手紙にて、言相公閣下までは前口上なり。愈聞より後は手紙の用向なり。依て先づ前口上の中、解し難からん語を解き、用向なる本文を、三節として解くべし。

韓退之は官途に就かんを望みて、時の宰相へ此の年の正月廿七日に始めて上書し、又第二回には二月十六日上書せしに、宰相よりは何の沙汰も無かりし故に、三月十六日には催促の爲めに上書せしなり。依て是れは三回目の上書にて、二月は舊曆小の月にて、此三月十六日は第二回上書の後廿九日目に當りしなり。韓退之は郷里より貢進されし學生にて、進士の試験に及第したれど、中央政府の文官試験に合格せず、舊進士にて官に就かず

二十一

○放膽文

天下の賢才豈盡く擧用せんや。姦邪讒佞欺負の徒豈盡く除去せんや。四海豈盡く虞無からんや。九夷八蠻の荒服の外に在る者豈盡く賓貢せんや。天災時變昆蟲草木の妖豈盡く銷息せんや。天下の所謂禮樂刑政教化の具豈盡く

後念九日復上宰相書

○放膽文

脩理せんや。風俗
豈盡く敦厚ならん
や。動植の物風雨霜
露の沾被する所の者
豈盡く宜しきを得
んや。休徵嘉瑞麟鳳
龜龍の屬豈盡く備
はり至らんや。其の
進見を求むる所の士
以て盛徳を希望する
に足らずと雖も、百

後念九日復上宰相書

に居る故、前の郷貢進士と書きしなり。相公閣下は時の宰相なり。宰相となれば必ず公に封ぜられし故に相公と曰ふ。さて第一節は、時の宰相に全國の賢士を擧用せよと向き付けて言ひにくき故、古の聖人たる宰相にて、後世の宰相の軌範たる周公の功業を持出して言ひ、自身に心付かせんさせしなり。依て申すに、愈が聞居るに、周公が成王の輔相たりし時、全國の賢人を得たしと思ひて、引見するに急ぎ、食事の時に賢士が見に來れば、口中にある食物を吐き出して而會し、髪を沐ひ居るさきに來れば、洗ひさしの髪を我が手に握りながら而會するくらゐなりしこの事なり。是の時に當りては、周の世は泰平に治まりありて、支那全國内の賢人にて材能ある者は皆已に擧げ用ゐられ、姦邪き者、人を譏言して苦しめ、善からぬこと言ふ佞人、人を欺き困らす者などは皆已に取除き去られ、四海には皆已に憂虞なく、九夷八蠻まで國の外の野蠻人の、荒服まで遠

の執事に比するに至
つては、豈盡く其の
下に出でんや。其の
稱説する所豈盡く
補ふ所無からんや。
今周公の吐哺握髮の
如くなること能はず
と雖も、亦宜しく引
て之れを進め、其の
以る所を察して之れ
を進退すべし。宜し

○放膽文

後念九日復上宰相書

き地に居る者が、皆已に資貢まで貢物を持ちて従ひに來り、天災、時變、又、時ならざるに昆虫が出て天に塞がつたり、草木に花が咲く様なる妖しき事は皆已に銷れて息み、全國を泰平に治むる道具たりし、所謂禮、樂、刑、政、教化は皆已に脩まり理たちて行届き、就ては風俗が皆已に敦厚くなり、動物も植物も風、雨、霜、露が程よく沾はせて、皆已に生育其の宜しきを得、休徵嘉瑞まで目出たき吉事、其の瑞相たる麟、鳳、靈龜、龍などの屬が世に出で、皆已に備はり至りたり。而して周公は身には聖人たる才徳あり、天子の叔父たる親しみあるに憑り、天子たる甥成王を輔け、事を行届かせ、皇化を承け施して國人一般を善に化するこの功が又盡く章々々々明かなること以上に並べて敘ぶる如きなり。さすれば此の上に賢人の入用は無きことならん。且又其の進見を求むる所の國內の賢士は、何ほご賢くとも、豈復周公に賢る者が有らんや、惟周公に賢らぬのみならず

●放膽文

く黙黙として已むべからざるなり。愈が命を待つこと四十餘日。書再び上つりて志通するを得ず。足三たび門に及んで闇人辭す。惟其れ昏愚にして逃避するを知らず。故に復周公の説有り。閣下其れ亦之れを察せよ。古

後念九日復上宰相書

二十四

豈復時の政府の官吏に賢る者が有らんや、(時の官吏は賢者のみなければなり) 豈復建議することか、周公の徳化を能く補ふことがあらんや。然るに周公は賢人を求めること此の如くに急がる、入用無しと思ふに、尙ほ賢人を求めらるゝと云ふは外ならず周公は聖人にて、耳に未だ聞かぬこと、目に未だ見ぬこと有り、思慮が未だ及ばぬことあり、甥までも天子たる成王を我れに託されたる意に負きはせぬか。全國內の人の心を得ざること無きか。と氣遣ふが故なり。それ故に賢人を得んと望むなり。設し周公が其の當時に、前に述べたる如くに輔理承化の功が、未だ盡く明かならず、聖人たる才徳も無く、天子に叔父として親しみも無くさせたらば、尙も賢人を求むる事を急ぎて食事することも、髪を沐ふ事にも暇は無からん。豈に特に口中の食物を吐出し、濡髪を握るくらゐの勤勉に止まらんや、周公は惟其れ申す通りの心がけなり。誠に有難き大人物なるが故に

の人三月仕へざれば

則ち弔す。故に疆を出づるに必ず質を載す。然れども自進に重んずる所以の者は其の周に於て不可なれば、則ち去りて魯に之き、魯に於て不可なれば、則ち去りて齊に之き、齊に於て不可なれば、則ち

●放膽文

後念九日復上宰相書

二十五

今の世に於ても成王の皇徳を頌め、周公の功を稱めて息まず、稱めることは衰へぬと、大きに周公を譽め盡し、時の宰相に感動させんさせしなり。
第二節は周公の心がけを持てよきて時の宰相を詰るなり。是れ迄の事は客として引事(ひきごと)に用ゐ、是れよりは眞個(まことごと)に宰相に向つて干むるなり。閣下よ聞かせられよ。今閣下は唐の天子の輔相たる日が淺し、ツイ近頃宰相に任じられたることのみなれば、國内の賢才を豈盡く舉用せらるゝものか、姦邪(けんじや)讒佞(ぜんべい)欺負(きひ)の惡徒(あくと)も豈盡く除去せらるゝものか、全國內豈盡く憂虞なく出来るものか、國外遠居の野蠻人に豈盡く朝貢させらるゝものか、天災時變昆虫草木の妖しきこと豈盡く銷息させらるゝものか、國內の所謂至要なる禮樂刑政教化の道具が豈盡く脩理せらるゝものか、風俗が豈盡く敦厚にせらるゝものか、動植物が風雨霜露の程よき沾(うる)ひを被むること豈盡く其の宜しきを得させらるゝものか、休

○放膽文

去りて宋に之き、鄭に之き、秦に之き、楚に之くを以てなり。今天下一君、四海一國。此れを舍れば則ち夷狄なり。父母の邦を去るなり。故に士の道を行ふ者は、朝に得ざれば則ち山林のみ。山林は士の獨り善くし自ら養ふ

後念九日復上宰相書

徵嘉瑞麟鳳龜龍の屬を豈盡く備り至らざるものか、存する。されば之れを周公の世の如くに整備するには賢人が入用ならん。今其の閣下に進見を求むる所の士は、逆も閣下の盛徳に及ぶ者は無からんなれども、今の百執事に比すれば豈盡く其の下に出る者のみならんや、賢る者あらん。又其の士が稱説すことは、豈盡く今の政務に補ふ所無からんや、補ふことあらん。依て閣下には、今周公が吐哺握髮されしが如きことを爲す能はずとも、進見する士を引きて面會してやり、其の賢否を察して擧用すべきは擧用せらるゝが宜しからん。然るに黙々として已むは宜しくござらぬ。愈は此の三日目の書を上つるまで、第一回の書を上つりてより四十八九日間も御命を待居ります。書を再び上つりて志を通ずることを得ず、三たびも御邸の門へ参りしも御門番に辭られたり。もう思ひまればよきやうなれども、身が昏愚にて如何に致して宜いかの逃避を知らず。それ故に復周公の

所にして、天下を憂へざる者の能く安んずる所なり。如し天下を憂ふるの心有らば則ち能はじ。故に愈毎に自ら進んで愧づるを知らず、書函々上つり、足數々門に及んで止まることを知らず。寧ぞ獨り此の如きのみならん

○放膽文

後念九日復上宰相書

説を致したり。閣下よ何も後へ退き兼る故御察し下されよ也第三節は、己れが奉仕を求むる言わけをするなり。其の旨意は古の人は三ヶ月間奉職せず坐食して居れば、他より見舞ひに來りて用み呉れるほどのことなり。故に當時の封建時代にして、諸侯の領國の國疆を出で、支那全國内多くの諸侯の中にて主人取せんさて、出るさきには必ず新主君への手土産たる贄を車の荷物中に載せゆく。されど主人取をするに自ら進むを重んずる所以は、周の天子に事へんとして周へ行きて思ふ様に無くば去りて魯國に行き、魯侯に事へんとして不可なれば他の侯國たる齊、宋、鄭、秦、楚を、何れか可なる君に仕ふる故に重んぜらるゝが、今唐時代は全國に君は唐の天子一にて、國は唐の一ヶ國なり。これを不可として舍むれば、此の他は外國たる夷狄の國君に事へざるを得ず。且又父母の邦たる生國を去ることなり。故に士の仕へて學ひたる道を行ふ者は、朝廷に奉仕するこ

○放膽文

や。惴惴焉として惟大賢の門下に出づるを得ざるを是れ懼る亦惟少しく察を垂れよ。威尊を瀆冒し、惶懼已無し。愈再拜す。

【文法】

荒服は、國外の蠻地なり。質は質の意なり。羔又は雉を用ゐるなり。

【讀法】

張籍に代りて李浙東に與ふる書。韓昌黎の

後念九日復上宰相書

其の身を善くして自身の心を安全に養ふことにて、全國を憂ふる者は左様なことに安んずることは出来ぬ。故に愈は毎に自ら奉仕せんと進みて愧づることを知らず。是れが爲めに亟々上書し、又御門へ参りて止むることを知らず、何ぞ只そののみか、心中惴々焉として、閣下の如き大賢人に引立てられぬことを懼る。何卒少しは御察し下されよ。尊者の御威勢を瀆し冒して惶懼已むこと無し。愈再拜するこの意なり。

【文法】此の篇は、兩大段の文章と云ひて、上下二大段に分ち、上の大段を分ちて亦二小段とす。前篇と一種の文法なり。又、言出しにくきことを、周公の故事に託して言ひしは絶妙なり。

代張籍與李浙東書 韓昌黎

是れも手紙にて、韓退之が友人なる張籍と云ふ盲人の代作

月日前の某官某の謹

で東向再拜して書を浙東の觀察使中丞李公閣下に寓す。籍聞く議論する者皆云ふ方今古の方伯連帥の職に居り、一方に座し制を其の境内に専らにするを得る者は、惟閣下のみ心事皦皦俗輩と同じから

○放膽文

せしなり。書は張籍より浙東の觀察使李遜へ贈りしなり。依て斯く題す。

月日前、某官某、謹、東向再拜、寓書浙東、觀察使中丞李公閣下。籍聞、議論者皆云、方今居古、方伯連帥之職。坐一方、得專制於其境内者、起句途不惟閣下、心事皦皦、與俗輩不同。籍固以藏之胸中矣。近者閣下、從事李協律、翱到京師、籍與李君友也。不見六七年。聞其至、馳往省之。問無恙外、不暇

代張籍與李浙東書

○放膽文

すと。籍固より以て之れを胸中に藏す。近者閣下の従事李協律、京師に到る。籍李君と友たり。見ざること六七年。其の至るを聞き、馳せ往て之れを省す。恙無きやと問ふの外一言を出すに暇あらず。且つ先づ其の賢主人

代張籍與李浙東書

出一言。且先賀其得賢主人。李君曰。子豈盡知之乎。吾將盡言之。數日籍益聞所不聞。籍私獨喜。常以爲自。今以後不復有如古人者。於今忽有之。退自悲。不幸兩目不見物。無用於天下。胸中雖有知識。家無錢財。寸步不能自致。今去李中丞五千里。何由致其身於其人之側。開口一吐出胸中之奇乎。因飲泣不能語。既數日。復自

を得るを賀す。李君曰く。子豈盡く之れを知らんか。吾れ將に盡く之れを言はん。とすと。數日にして籍益々聞かざる所を聞く。籍私かに獨り喜ぶ。常に以爲く。今より以後復古人の如き者有らずと。今に於て忽ち之れ有り。

○放膽文

代張籍與李浙東書

奮曰。無所能人。乃宜以盲廢。有所能人。雖盲當廢於俗輩。不當廢於行古。人之道者。漸水東七州。戶不下數十萬。不盲者何限。李中丞取人。固當問其賢不賢。不當計其盲與不盲也。此亦巧。轉當今盲於心者皆是。若籍自謂獨盲於目。爾其心則能別是非。若賜之坐而問之。其口固能言也。幸未死。實欲一吐出心中平生所知見。

○放膽文

退いて自ら悲む。不幸にして兩目物を見ず。天下に用無し。胸中知識有り。雖も、家に錢財無し。寸歩自ら致すこと能はず。今李中丞を去ること五千里。何に由りて其の身を其の人の側に致し、口を開いて一たび胸中の奇を

代張籍與李浙東書

閣下能信而致之於門邪。籍又善於古詩。使其心不以憂衣食亂。閣下無事時。一致之座側。使跪進其所。閣下憑几而聽之。未必不如聽吹竹彈絲敲金擊石也。夫盲者業專於藝。尤精。故樂工皆盲。籍倘可與此輩比並乎。使籍誠不以畜妻子憂饑寒亂心。此有錢財以濟醫藥。其盲未甚。庶幾復見天地日月。因得不廢。則自今

吐出せんやと。因て飲泣して語る。こと能はず。既にして數日復自ら奮つて曰く。能くする所無き人は乃ち宜しく盲を以て廢すべし。能くする所有る人は、盲すと雖も當に俗輩に廢てらるべく、當に古人の道を行ふ者に廢て

○放膽文

代張籍與李浙東書

至死之年。皆閣下之賜。閣下濟之以已絕之年。賜之以既盲之視。其恩輕重大小。籍宜如何報也。閣下裁之度之。籍慙覲再拜。

此の文章も前口上と五節に分けて解くべし。月日は年號月日を書くを略したる日附なり。前の某官某とは、以前に秘書郎を勤めて居たる張籍と云ふことなり。浙東は浙閩の地にて時の京師なる長安の東に當り、張籍は長安に寓居せしを以て謹んで東向再拜して云ふ。中丞は御史中丞にて、觀察使との兼務なり。第一節なる本文の意は、先づ李遜を賢者なりと褒めたるなり。籍が承はり居るに、世の中の人物を評論する者が皆申すには、方今、古昔周時代の諸侯の長たる方伯や其の下の十箇諸侯の長

●放膽文

らるべからず。浙水の東七州、戸、數十萬に下らず。盲せざる者何ぞ限らん。李中丞人を取るに、固より當に其の賢不賢を問ふべし。當に其の盲と不盲とを計るべからず。當今心に盲する者皆是れなり。籍が若きは自ら謂へ

代張籍與李浙東書

たりし連帥の執りたる職に居て、地方の一處に坐り、其の管轄境内を監視することを專制する觀察使中にて、閣下ほどの賢なる者は他に無し。惟ひさり閣下は心中公明正大にて、俗輩は同じからぬと申す。籍しは固より之れを胸中に藏め、閣下を敬慕し居るなり。然る處、近頃閣下の從事たる觀察判官にて協律郎の官を兼ねたる李翺が京師長安へ参られたり。籍しは李君は親友の間柄なるが、浙東へ赴任以來六七年も會はず、懐しく思ひ居し事故、來ると聞きて其の旅宿へ馳せ往き、久々にて面會し、話は山ほどあるが、御無事かと問ふ外は一言を出すに暇あらず。且つ何は差置き賢主人を得られたるを賀したり。李君は籍しに、閣下の賢なることを評判を聞くのみにて豈盡く知るまじければ、吾れは是れより盡く話さんと言はれ、其の後數日面會する毎に、益々籍しが聞かざることを聞きしとの意なり。第二節は、我が盲目を歎く段なり。籍しは李君の話にて、世に

らく、獨り目に盲するのみ。其の心は則ち能く是非を別つと若し之れに座を賜ふて之れを問は、其の口固より能く言はん。幸ひに未だ死せず。實に一たび心中平生知見する所を吐出せんと欲す。閣下能く信じて之れを門

●放膽文

代張籍與李浙東書

は閣下の如き賢人ありと知り、私に獨り喜びたり。常に思ふに、今より後は復古人の様な者はあるまじと存じたるに、今忽ち閣下あり。依て嬉しき事さて打喜びしが、又退いて悲みたり我が身は不幸にて兩眼物を見ることならず、世の廢物にて無用の人になり、胸中には知識は有れども、家に金錢無くて、御側へ参りたいにも寸歩も身を歩み行くこと能はず。今李中丞閣下の御居所を去ること五千里(六丁一里)なれば、何に由て我が身を敬慕する閣下の側に持行き、口を開きて一たび胸中の奇を申出さざるがなりませうや、此の目的を達し得ざる故に、泣き飲みて何とも語ること能はずと歎き入りたりとの意なり。第三節は、思ひ直したることを述ぶるなり。其の後數日間は歎きつづけたるが、自ら奮發して、能なき者ならば盲目になれば世の廢物でも有らん。されども能ある者ならば盲人になることも世の用に立つ。俗輩は其の能不能を見分けぬ故、俗輩には廢て

○放膽文

に致さん耶。籍又古詩に善し。其の心を以て亂れざらしめ、閣下無事の時、一たび座側に致し、跪いて其の有する所を進めしめ、閣下几に憑りて之れを聴かば、未だ必ずしも吹竹彈絲敲金擊石を聴くが

代張籍與李浙東書

られんが、古人の道を行ふ者には廢てられぬことを思ひたり。閣下の管下の浙水の東には七州御坐る。戸數は數十萬を下らず。其の人口中には盲人は澤山御坐らん。盲人で無き者のみに限りませぬ。李中丞閣下が人物を擧用なさるには、固より賢と不賢を問はるゝなるべし。盲人と盲人で無きを計らるゝにては御坐るまじ。當今は心の盲人ばかりにて、皆盲心者なり。嗚呼がましき言ふりながら、籍などは眼が盲のみと存する。心は能く是非曲直正邪を別つことを得べし。依て若し私しに坐を賜ひ、道理を御問あらば、口は固より能く物申すなり。幸にして未だ死せず。實に一たび御前にて心中平生に知見せし所を申出さんと存する。閣下よ能く之れを信じて、旅費を辨給して御引寄せ下さん邪と懇願せしなり。第四節は、身に能あることを述べしなり。籍しは善く古詩を作る。私しの心を衣食を憂ふる爲めに亂れしめず、閣下が御用

如くならずんばあらず。夫れ盲者は業専らに、藝に於て尤も精し。故に樂工は皆盲なり。籍倘くば此の輩と比並す可き乎籍をして誠に妻子を畜ひ、饑寒を憂ふるを以て心を亂さず、錢有りて以て醫藥を濟はしめば、其の盲

○放膽文

代張籍與李浙東書

無き閑なるとき、私しを坐側に召され、私しは御前に跪きて作り置きたる詩を吟じ、閣下は脇息に跪れて、寛りとして御聴あらば、笛を吹き、琴を弾き、鐘を打ち、磬を撃つ音樂の合奏を聴かせらるゝ様なり。盲人は爲す業に専らにて、藝に於ては精し。故に樂工は皆盲人を用ゐる。籍しは倘くば此の樂工輩と肩を並べられん乎と存するこの意なり。第五節は、結局の願ひを述ぶるなり。籍しをして誠に妻子を畜ひ、饑寒を憂ふるを以て心を亂さしめ、又金錢有りて眼を治療する薬價も拂へる様に爲させらるれば、盲目はソコヒと申す様なる甚しき難治の症でも無き故、若し治すれば復天地日月を見ることも得ん。再び目あきになりて、世に廢てられざる人になりたらば、今より死する迄の年間生活は、皆閣下の恩賜なり。閣下は私しの已に絶えたる年を濟ひて延べ、既に見ぬ眼を開け賜はらば、御恩の輕重大小を申さず、總ての重大の御恩を、

○放膽文

未だ甚しからず。庶幾くば復天地日月を見ん。因て廢せざるを得ば、則ち今より死に至るの年は、皆閣下の賜なり。閣下之れを濟ふに已絶の年を以てし、之れに賜ふに既盲の視を以てせば、其の恩の輕重大小、籍宜しく如

代張籍與李漸東書

籍しは如何にして報いて宜しからんか。海岳の御高恩は、何にも比する様は御坐らぬ。閣下此の願意を御裁度下されよ。御仁ある御沙汰を相待ち奉る。籍は慙ぢ視ぢて再拜仕るこの意なり【文法】第一節中、初めに割註に起句途不レ凡不弱とあり。何となれば彼の國にては、周時代の泰平を敬慕して止まざるに、其の頃の方伯連帥を引き出し、李遜を其れに比したるは、李遜に喜ばしむるに力あることにて、引出し方比し方が、凡ならず弱ならずとするなり。それより以下、李遜が悦ぶ様、張籍が感ずる情を、細かく見るが如くに能く述べたり。喜びては悲しみ、悲みては心を取り直して奮發する處、誰しも此の境遇に在らば、斯くあるべきことなり。第一節に、古人の如き者有らずと思ひしに今忽ち有りと書きしは、第三節に、古人の道を行ふ者の語を出さん爲の伏案なり。其の處に、此一轉巧との割書あり。七州の處に二轉とあり。與不盲也の處に、此一轉亦巧とあり。皆是の處

何か報すべき。閣下之を裁し、之を度せよ。籍慙視再拜す。

讀法

張僕射に上つる書。

韓昌黎。

九月一日愈再拜す。

牒を受くるの明日、

使院中に在り。小吏

院中の故事節目十餘

事を持し來りて、愈

○放膽文

上張僕射書

に三轉とあり。第四節の亂の字の處に、句健とあり。第五節の亂心の字の處に、此一轉妙とあり。既盲之視の處に、句法妙とあり。宜如何報也の處に、結得妙とあり。皆宜しく味はふべきなり。

上張僕射書

韓昌黎

是れは檢校右僕射の官を加へられたる徐州の刺史、徐泗濼の節度使たる張建封に上つりたる書なり。此の時韓退之は張建封の幕僚屬官にて節度推官に爲り居たり。然れば其の長官に上つりたる書なり。張氏を強て今の我が邦の官に當つれば、一道の衆知事にて師團長を兼ねたる上に大臣の資格を有せしなり。

九月一日愈再拜受牒之明日在使院中有小吏持院中故事節目十餘

○放膽文

に示すこと有り。其の中不可なる者は、九月より明年二月の終に至るまで皆晨入夜歸し、疾病事故有るに非ざれば、輒ち出づるを許さざること有り。當時初めて命を受くるを以て敢て言はず。古人言ふこと有り、曰く。人

上張儀射書

四十

事來示愈。其中不可者有自九月至明年二月之終皆晨入夜歸。非有疾病事故輒不許出。當時以初受命不敢言。古人有言曰。人各有能有不能。若此者非愈之所能也。抑而行之。必發狂疾。上無以承事於公。忘其將所以報德者。下無以自立。喪失其所以爲心。夫如是則安得而不言。凡執事之擇于愈者。非無其能。晨入

各々能有り不能有り。此の若き者は愈が能くする所に非ず。抑へて之れを行はば必ず狂疾を發し、上は以て公に承事すること無く、其の將に德に報ゆる所以の者を忘れ、下は以て自立すること無く、其の心と爲る所以を喪

○放膽文

上張儀射書

四十一

夜歸也。必將有以取之。苟有以取之。雖不晨入夜歸。其所取者猶在也。下之事上。不一其事。上之使下。不一其事。量力而任之。度才而處之。其所不能。不彊使爲。是故爲下者不獲罪於上。爲上者不得怨於下矣。孟子有云。今之諸侯。無大相過者。以其皆好臣。其所教而不好。臣其所受教。今之時。與孟子之時。又加遠矣。皆好其聞命。

失せん。夫れ是の如くんば、則ち安んぞ得て言はざらん。凡そ執事の愈に擇ぶ者は、其の能く晨入夜歸するが爲めに非ざるなり。必ず將に以て之れを取ることに有らんとす。苟くも以て之れを取ることに有らば、晨入夜歸せず

而奔走者不好其直己而行道者聞命而奔走者好利者也直己而行道者好義者也未有好利而愛其君者未有好義而忘其君者此一段分明是以曲可法、婉今之王公大人惟執事可以聞此言惟愈於執事也。可以此言進此一章、辭太直兩句救得好、愈蒙幸於執事其所從舊矣。若寬假之使不失其性。加待之使足以爲名。寅而入。盡辰而退。申而入。

と雖も、其の取る所の者猶ほ在るなり。下の上に事ふるは其の事を一にせず、上の下を使ふは其の事を一にせず、力を量りて之れを任じ、才を度りて之れを處き、其の能くせざる所は彌て爲さしめず。是の故に下たる者は罪終西而退。率以爲常。亦不廢事。天下之人聞執事之於愈如是也。必皆曰。執事之好士也。如此。執事之待士以禮如此。執事之使人不枉其性而能有容如此。執事之欲成人之名如此。執事之厚於故舊如此。連下五个如、此字、四變、此章法也、又將曰。韓愈之識其所依歸也。如此。韓愈之不詔屈於富貴之人如此。韓愈之賢能使其主待之以禮如此。

を上に獲ず、上たる者は怨を下に得ず。孟子云へること有り。今の諸侯、大に相過ぐる。こと無き者は、其の皆其の教ふる所を臣とするを好んで、其の教を受くる所を臣とするを好まざるを以てなりと。今の時は孟子の時と又加

此、又連下三个如、此字、則死於執事之門。無悔也。只此一段文勢、如狂瀾浩波、若使隨行而入、逐隊而趨、言不敢盡其誠、道有所屈於己、天下之人、聞執事之於愈、如此、皆曰、執事之用韓愈、哀其窮、收之而已耳。韓愈之事執事、不以道、利之而已耳。前段說話、此一反、只用、苟如是、雖日受千金之賜、一歲九遷其官、感恩則有之矣。將以稱於天下、曰知己。

を遠し。皆其の命を聞て奔走する者を好んで、其の己れを直うして道を行ふ者を好まず。命を聞て奔走する者は利を好む者なり。己れを直うして道を行ふ者は義を好む者なり。未だ利を好んで其の君を愛する者は有らず。

則未也。受二人之恩、與受二人之知、不同、感恩易、感知伏惟哀其所不足、矜其愚、不錄其罪。察其詞、而垂仁採納焉。此三句無緊要、恐懼再拜。此の文章は三節に分けて解くべし。第一節は、九月の一日に愈が再拜して申す。私し此の節度推官を拜命して、辭令書を受けたる翌日、節度使の役所たる使院の中に在りしに、小吏が院中の格例章程なりきて、故事節目十餘ヶ條書きたるものを持参り愈しに見せ示したり。其の中に不可と存するは、九月より明年二月の末までは、吏員は皆朝は夜の引明けに出勤して、夜に入りて退出致すことにて、病氣が事故か、有るで無くば、退出時刻までに出ること許さぬと書せり。ヶ條書を見たる當時は拜

未だ義を好んで其の君を忘るゝ者は有らず。今の王公大人には、惟執事にのみ以て此の言を聞ず可し。惟愈のみ執事に於て此の言を以て進む可し。愈幸を執事に蒙むること、其の従る所舊し。若し之れを寛假して、其の性を

命早々故に遠慮して敢て申さざりしなり。併し古人が、人には各々能くすること有り、能くせぬこと有りと申せり。斯様なる早出遅退は、愈しは能くする所に非ず。堪へぬことを強て心を抑へて勤務致しては必ず神經を煩ひて發狂致さん。斯くては上は御奉公が出来なくて尊公への恩も報せず、下は私しの身も立たず、官に就けば國家の爲めに斯うも致さん心かけ居りたる志も失はん。心中斯様なる故に、如何にしても申さず居られぬからに斯く申す。この意なり。

第二節は、韓退之自身を擧用しられたる本色を言ふなり。執事さば張建封を指して言ふなれども、謙遜して其の執事を名代として名を借りしなり。又、執事を天子の百執事の一人と見てもよし。何にしても其の實は張建封と思ふべし。總じて張長官が愈を擇びて擧用せしは能く長入夜歸する能くありとして擧用せられしにばあらず。必ず他に能くすることあるを見込みて擧用

失はざらしめ、之れを加待して、以て名を爲すに足らしめ、寅にして入り、辰を盡して退き、申にして入り、酉を終へて退き、率ね以て常と爲さば、亦事を廢せじ。天下の人、執事の愈に於けることは是の如きを聞かば、必

致されたるならん。苟し左様であれば、晨入夜歸を爲さずとも能くして取る所のことは猶ほ有らん。總じて下の者が上に事ふるに誰れも彼れも同一様の事を爲さず、人によりて能くすること爲して事ふるなり。又、上の者が下の者を使ふにも、爲させる事は同一様の事を爲さず、其の人々の力を量りて爲し能ふことをさせ、才を度りて才に叶ふことを勤めさせるやうに處置することし、能くせざることは強て爲させず、是の故に下たる者は罪を獲ず、上たる者は下の者に怨まれず、上も下も何れも宜しき事なり。(要するに人物を見て使へよきの事なり。)孟子が云ひたることあり、今の諸侯は、何れを見ても常人に超むたる者は無い。何となれば、己れが教ふる凡庸の人物を臣にすることを好み、己れが教を受くる様なる賢人を臣にすることを好まぬ。と曰はれたるが、今の時は其の孟子の存命せし戰國時代は益々遠き後世にて、又々世が末になり居る故に、何れ

○放膽文

皆曰はん。執事の士を好むや此の如く執事の士を待するに禮を以てすること此の如く、執事の人をして其の性を枉げざらしめ、而して能く容るゝこと有ること此の如く、執事の名を成さんと欲すること此の如く、執

上張儀射書

も皆命令を聞きて奔走する者を下に使ふことを好んで、己れを正直にして道義を行ふ者を煙むがり、使ひにくしと思ひて下に使ふことを好まず、甚だ不心得千萬の事なり。命令を是も非も思はずに、唯々承けて奔走する者は最も智慧の無き者か、さなくば利を好む者なり。己れを正直にして道義を行ふ者は義を好む者なり。己れを利すること主として利を好む者は、所謂鄙夫にて其の君たり長官たる者を忠愛する者はあらず。いかに忠義を盡せよ、奉務に忠實なれよと言ひたりして駄目なることなり。然るに義を好んで君たり長官たる者を忘れて不忠なる者はあらず。今時の王公大人の中では、唯一人執事(張公)丈けには此の言を申して甲斐あり。依て愈しは執事(張公)に進言を致すこの意なり。

第三節は、進言即ち建言する意見を述ぶるなり。愈しは執事(張公)に寵幸を蒙つて居り、又従ふことが舊しき舊知己なり。依

事の故舊に厚きこと此の如しと。又將た曰はん。韓愈の其の依歸する所を識ること此の如く、韓愈の富貴の人に諂屈せざること此の如く、韓愈の賢能く其の主をして之れを待するに禮を以てせしむること此の如しと、則ち

○放膽文

上張儀射書

て愈しのみを寛假かにして下されよ。窮屈に束縛して發狂もする様に性を失はしめず、待遇を今少し好くし、勤務に功績有らしめて名を爲すに足らしめ、朝の寅の刻(凡そ午前五六時)に出動して辰の刻(凡そ午前七八時)を盡して退出し、又、午後は申の刻(凡そ午後四五時)に出動して酉の刻(凡そ五六時)を終へて退出すること率れ常として定めらるれば、決して勤務に不都合は生じ申さぬ、職務だけの仕事して、其の成績を擧ぐるこの意なり。果して斯様に成下さらば、全國の人は、張公が韓愈を斯く待遇するを聞かば、必ず皆申さん。張公が人物を好むこと此の如し、張公が人物を待遇するに禮を以てして満足させること此の如し、張公は人を使ふに其の性を枉げさせぬ。胸廣く能く容れること此の如し、張公は人の美名を成さんと欲むこと此の如し張公は故舊に意の厚きこと此の如しと申すならん。又人が申さんには、韓愈は依歸する所を能く識り居ること此の如し、韓愈が

○放膽文

執事の門に死すると
も悔ること無きなり
若し行に随つて入り
隊を逐ふて趨らしめ
言敢て其の誠を盡さ
ずんば、道己れに
屈する所有らん。天
下の人、執事の愈に
於ける此の如きを聞
かば、皆曰はん。執
事の韓愈を用ゐるは

上張僕射書

人の富貴なる者に諂ひ風せぬこと此の如し、韓愈は賢人なるが故に能く其の主人に禮を以て待遇せられたること此の如し、斯様に申されたれば張公の門下に在りて死することも悔ること無く満足に存する。左は無くして並々の官吏と同じ行伍に随つて出勤し、同じ隊伍を逐ひて奔走されて居り(下級に在る凡庸の事務官吏同様に使はるゝ意なり。)言ふことは敢て誠を盡すことにはならず、道義を行はんとするに己れに屈する所ありて行へざれば、全國內の人は、張公が愈を待遇すること此の如しと聞かば皆々、張公が韓愈を用ゐるは、韓愈の困窮を哀みて取立て居るのみ、韓愈が張公に事ふるも、何も道義を行ふ爲めにては無く、只々俸給を得る利得の爲めのみなりと、苟し斯く言はるゝならば毎日千兩づゝの金を賜ひ、一年の内にて九回官等を進められても満足致さぬ。斯く仕向けらるれば恩に感ずること有らん。されども全國內の人に稱められ、張公は韓愈を人物と知り、韓愈も

其の窮を哀んで之れ
を收むるのみ、韓愈
の執事に事ふること
は道を以てせず、之
れを利するのみと。
苟くも是の如くなら
ば、Hに千金の賜を
受け、一歳に九たび
其の官を遷すと雖も
恩に感ずるは則ち之
れ有らん。將た以て

○放膽文

上張僕射書

張公を人物と知り、知己の間柄なりと曰はるゝことは未なりとの意なり。是れ以下は止め文句なり。韓退之は思ふ存分に言ひたることゆゑ、表面は深く謝して、伏して惟みれば失敬なることを申したりと恐る。何卒私しの思ひの足らざる所を哀れみ、愚昧なることも矜れみ、私しの罪を御心に掛けられず、私しの申す詞を御察し下され、御仁けを垂けられて、御採納下され、愈し恐懼致し、再拜致すことなり。蓋ふに官吏には政務官と事務官との二様あり。政務官ならば、政務に事缺かざれば、晨入夜歸と云ふが如く時間に束縛せらるゝにも及ぶまじ。されども事務官は、事務を執ることが職務なる故、出勤時刻と退勤時刻とを定め、病氣と事故との他は勤務時間中に退勤するを許さざるは尤の事なり。されば韓退之は政務官に屬するを、事務官と同様に勤務時間を守らされたる故に、此の上書を爲せしこと、思はる。依て、自分は政務官にて奉職

○放膽文

天下に稱せられ、知己と曰はれんことは則ち未し。伏して惟みれば、其の足らざる所を哀れみ、其の愚を矜れみ、其の罪を録せず、其の詞を察して、仁を垂れて採納せよ。愈恐懼して再拜す。

讀法

與陳給事書

せしなり。時間勤務の主意にて奉職せしに非ずこの理由を述べたること、思はる。
【文法】此の文章は上半段下半段と二段に作りし文にて、上半段は己れが能くする所に非ざるを以て説き入り、利を好み義を好むの流品を分出し、下半段は句々相應して一氣に卷舒す。丰骨稜々として狎視すべからざるを覺ゆ、昌黎の書にて光絶あるものは、當に此れを第一に推す。林西仲が評したり。頼山陽先生も甚だ喜ばれたる文章なりとぞ。其將所以報徳者あるうちの將の字は將にさば讀ませども意を爲さず。依て衍文として削るがよしと云へり。さて本文中に割りて二行に記したる處、能く見て味はふべし。

與陳給事書

韓昌黎

陳は姓にて、給事中さて宮内の顯官たる京と云ふ人、即ち舊知の陳京に贈りたる韓退之作の書なり。

陳給事に與ふる書

韓昌黎

愈再拜す。愈が閣下に見るを獲ると年有り。始め亦嘗て一言の譽を辱うす貧賤にして衣食に奔走し朝夕繼見るを得ず。其の後閣下位益々尊く門牆に伺候する者日に益々進む。夫れ位

○放膽文

與陳給事書

愈再拜。愈之獲見於閣下有年矣。始者亦嘗辱一言之譽。貧賤也。衣食於奔走。不得朝夕繼見。其後閣下位益尊。伺候於門牆者日益進。夫位益尊。則賤者日隔。伺候於門牆者日益進。則愛博而情不專。愈也。道不加修。而文日益有名。夫道不加修。則賢者不與。文日益有名。則同進者忌。始之以日隔之疎。加之以不專之望。以

益々尊ければ、則ち賤者日に隔たる。門牆に伺候する者日に益々進まば、則ち愛博くして情専らならず。愈や道脩まることを加へずして文日に益々名有り。夫れ道脩まることを加へざれば、則ち賢者與せず。文日に益々名

不與者之心。而聽忌者之說。由是閣下之庭。無愈之跡矣。去年春。亦嘗一進謁於左右矣。溫乎其容。若加其新也。屬乎其言。若閱其窮也。退而喜也。以告于人。其後如東京。取妻子。又不得朝夕繼見。及其還也。亦嘗一進謁於左右矣。邈乎其容。若不察其愚也。悄乎其言。若不接其情也。退而懼也。不敢復進。今則釋然悟。翻然悔。曰。其

有れば、則ち同じく進む者忌む。之れを始むるに日隔の疎を以てし、之れに加ふるに専らならざるの望を以てす。與せざるの心を以て、忌む者の説を聴く。是れに由りて閣下の庭愈の跡無し。去年春亦嘗て一たび左右に進

邈也。乃所以怒其來之不繼也。其悄也。乃所以示其意也。不敏之誅。無所逃避。不敢遂進。輒自疏其所以。并獻近所爲復志賦。已下十首。爲一卷。卷有標軸。送孟郊序一首。生紙寫。不加裝飾。皆有楷字。注字處。急於自解而謝。不能。更寫閣下取其意。而略其禮。可也。愈恐懼再拜。

此の文章は二節に分けて解くべし。第一節に掛かるまでの前口上は愈再拜す云ふのみなり。本文の始めは、愈しが閣下に御

○放膽文

調す。温乎たる其の容、其の新を加ふるが若く、屬乎たる其の言、其の窮を閱むが若し。退いて喜ぶや、以て人に告ぐ、其の後東京に如き、妻子を取る。又朝夕繼見ゆるを得ず。其の還るに及んでや、亦嘗て一たび左右に

與陳給事書

目に掛り御懇意に成下さることは半間が長う御坐る。閣下が官に御就始には亦嘗て一言の御警に預りたることあり。常に伺候致す筈なれども、何分貧賤にて、衣食の爲めに奔走致し居て、朝夕引繼ぎ見ゆることを得ず。其の後は閣下の御位が益々尊くなりて、御邸へ伺候する者が日々に益々多く進む事となりたり。斯く御位が尊くなれば賤しき者は憚りて伺候せぬ故、日々に御交際は隔り、御邸へ伺候する者が日々に益々多く進めば、御寵愛なざる者が多くて、愛する者が博くて一人に運ぶ情は専らならず、自然に薄くなる道理にて、其上愈しは道義を脩むることば増加せず、作文にて日々に益々名が廣まりあり。斯く道義を身に脩むることが増加せされば、閣下の如き賢人は見下げて御興あひ下されず、文章の作にて日々に益々名が高くなれば、同學せし者にて進む者は思妬み、閣下とは日々疎隔致すに始まり、それに舊情に薄き御心が加はり、斯る者には與はぬさの御心ある

進調す。邈乎たる其の容、其の愚を察せざるが若し。情乎たる其の言、其の情を接せざるが若し、退いて懼るゝや、敢て復進まず。今は則ち釋然として悟り、翻然として悔いて曰く其の邈たるや、乃ち其の來るの繼がざる

○放膽文

與陳給事書

上に私しを思妬む者の説を御聽になる。是れに由りて閣下の御邸の庭には愈しの足跡は無きことになり、疎遠になりきりしことの意なり。
第二節は、斯様に一先は伺候が途絶せしが、去年の春に亦嘗て一度伺候致せり。然る處御親しき御待遇にて、温乎りしたる御容子にて、初對面の時よりは、新たに親しみを加へられたる様になり、屬乎きの御言ありて私しの困窮を御憫み下さる様にもありし故、退出致してより喜びて人に其の様子を告げたり。
其の後四門博士印ち大學の教官になり、東の都たる洛陽に妻子の居るを纏めて参り、それが爲めに又朝夕繼で伺候致すを得ず洛陽より還るに及んで、亦嘗て一度伺候致せり。然るに此の度は邈乎として御疎情にあり、私しの愚を御察し下さらぬ様になり、情乎として一向御詞少なく、私しの心情を御受下さらぬ様にもありし故、退出致してより、何か御意に障りたるかこ懼れ

○放膽文

を怒る所以なり。其の惰たるや、乃ち其の意を示す所以なり。不敏の誅、逃避する所無し。敢て遂に進まず。輒ち自ら其の所以を疏す。近ごろ爲る所の復志の賦已下十首を并せ献す。一卷と爲す。卷に標軸有り。孟郊を送る

陳興給事書

致て復候致さず。遂に差扣へ居しが、今は釋然と心が解けて悟り心を翻然と翻へして後悔致し、邀として御疎情に見受けしは、乃ち引續きて候せぬ。來ることか繼がぬまで御立腹になりたることなり。惰としてすげなく成され、御詞數の少なかりしは御立腹の意を御示しになりたること。察し知りたり。不束不行届の誅を、何ぞ申譯いたして宜しきか、逃避が無き故、又々不首尾を感じて敢て遂に伺候せざりしなり。それも又失敬なり。心付き、早速ながら自分は其の御無沙汰致した所以を分疏して、併せて近ごろ作りし復志の賦已下十首の文章を献じます。文章は巻物にして一卷に爲しあり。巻物には標軸が致して有る別に又孟郊を送る序文一首も献するが、これは裏打せぬ光澤なしの生紙に寫して裝飾して無く、皆文字を摺消したる所もあり脱字を書入れたる處もあり、甚だ失禮なれど、申譯して謝罪するを急ぎし故に、更に淨寫する間を俟つこと能はず、閣下よ私

序一首、生紙寫して裝飾を加へず。皆字を楷し字を注する處あり。自解して謝するに急なり。更め寫すを俟つ能はず。閣下其の意を取りて其の禮を略して可なり。愈恐懼して再拜す。

讀法

後十九日復宰相に上

○放膽文

しの忠實なる意を汲取りて、禮儀上の事は略して下されて宜しからん、不行届は大目に見こぼして下されよ。愈は恐懼して再拜すこの意なり。つまりは無沙汰の謠手紙と見るべし。

【文法】これも双關法にて、彼れに屬すること、此れに屬すること、別々に、門の兩扇の様に言ひ分ち、それに門さしたる様なる書き方なり。第一節に、頓挫、又、句法とあるを味はふべし。

【餘意】韓退之と陳京とは、同じく郷貢生にて、韓退之は兎角官に就くことが不仕合せなりしに、此の陳京は小人にて勢利に就く俗人なるが、運よく高官に登りしなり。韓退之は斯様なる人に、眞實懼れはせぬが、面白半分には、冷かしたりさ云へり。古今いつの世にも、鄙夫たる小人が重く用ゐらるゝは、嗚呼、是非も無きことなり。陳京は後に自及廢細して死したり。

後十九日復上宰相書 韓昌黎

前に三月十六日付の第三回の書を解釋せしが、これは其の

後十九日復上宰相書

○放膽文

後十九日復上宰相書

つる書。韓昌黎。二月十六日、前の郷貢進士韓愈、謹んで再拜して相公閣下に言す。向に書及び著はす所の文を上つる後命を待つこと凡そ十有九日。命を得ず。恐懼して敢て逃遁せず。爲す所を知らず。乃ち復敢て自ら不測

前回の第二書にて、第一書の沙汰無き故、舉用されたまはば、促書を差出せし文なり。

二月十六日。前郷貢進士韓愈。謹再拜言相公閣下。向上書及所著文。後待命。凡十有九日。不得命。恐懼不敢逃遁。不知所爲。乃復敢自納於不測之誅。以求畢其說。而請命於左右。愈聞之。蹈水火者之求免于人也。不惟其父兄弟之慈愛。然後呼而望之也。將有介於其側者。雖其所憎

の誅に納れ、以て其の説を畢るを求めて命を左右に請ふ、愈之れを聞く。水火を蹈む者の免るゝことを人に求むるや、惟其の父兄弟の慈愛にして、然して後に呼んで之れを望むのみならずるなり。將た其の側に介する者

○放膽文

後十九日復上宰相書

怨。苟不至乎欲其死者。則將大其聲。疾呼而望其仁之也。彼介于其側者。聞其聲而見其事。不惟其父兄弟之慈愛。然後往而全之也。雖有所憎。怨。苟不至於欲其死者。則將狂奔盡氣。濡手足。焦毛髮。救之而不辭也。若是者何哉。其勢誠急。而其情誠可悲也。愈之彊學力行。有年矣。愚不惟道之險夷。行且不息。以

○放朋文

有らば、其の憎怨する所と雖も、苟くも其の死を欲するに至らざる者ならば、則ち將に其の聲を大にし疾呼して其の之れを仁せんことを望まんとす。彼の其の側に介する者、其の聲を聞て其の事を見れば、惟其の父兄子弟の慈

後十九日復上宰相書

蹈於窮餓之水火以踏水火譬喻途下力行。其既危且亟矣。大其聲而疾呼矣。閣下其亦聞而見之矣。其將往而全之歟。抑將安而不救歟。有來言於閣下者曰。句法有觀溺於水而熱於火者。有可救之道。而終莫之救也。章法閣下且以爲仁人乎哉。章法不然若愈者。亦君子之所宜動心者也。或謂愈曰。子言則然矣。宰相則知子矣。如時

○放朋文

愛にして、然して後に往て之れを全うするのみならず、憎怨する所有りと雖も、苟くも其の死を欲するに至らざる者ならば、則ち將に狂奔して氣を盡し、手足を濡らし、毛髪を焦し、之れを救ふて辭せざらんとす。是

後十九日復上宰相書

不可何愈竊謂之不。知言者誠其材能不足。以當吾賢相之舉耳。若所謂時者。固在上位者之爲耳。非天之所爲也。前五六年時。宰相薦聞。尙有自布衣裳。抽擢者。與今豈異時哉。且今節度觀察使及防禦營田諸小使等。尙得自舉判官。無間於已仕未仕者。况在宰相。吾君所尊敬者。而曰不可乎。古之進人者。或取於盜。或舉於管

○放膽文

の若き者は何ぞや。其の勢ひ誠に急にして、其の情誠に悲しむ可ければなり。愈が學を強め行を力むること年有り。愚にして道の險夷を惟はず、行且つ息まらず、以て窮餓の水火を蹈む。其れ既に危うく且つ亟なり。其

後十九日復上宰相書

六十四

庫。今布衣雖賤猶足以方於此。情溢辭蹙。不知所裁亦惟少垂憐焉。愈再拜。

此の文章は、前口上と本文とを四節に分けて解くべし。第一節とする前口上は、先づ二月十六日と日付を爲し、前の郷貢進士（これは前に解きたる故又贅せず）韓愈が謹み再拜して宰相たる某公閣下に言す、嚮日上書と著りたる文章を上つり、其の後凡そ十九日間命を待ちしが、一向命を受けず。願望せしことを中途で止めて逃遁るゝこともならず。心中は如何致して宜しか知れず。乃で復敢て私しは如何なる誅責を納けるかも存せぬなれど、申しかけたることを申し畢らんと存じて、命を左右に請ふ。此の度は命を御下げ下されよとの意なり。第二節は、本文の始めにて、自分を水火の難に遇ひつゝある者

の聲を大にして疾呼せり。閣下其れ亦聞て之れを見たり。其れ將に往て之れを全うせんとする歟。抑も將に安んじて救はざらんとする歟。來りて閣下に言す者有りて曰く。水に溺れて火に蒸かるゝ者を観ること有り。救ふ

○放膽文

後十九日復上宰相書

六十五

に比し、宰相は其れを見て救ふ者に比し、始めより譬喩を設けて宰相の心を動かさんせしなり。依て、愈が聞き居るに、水に溺るゝか火に焼かるゝかの者が、免けを人に求むるは、其の者が己れの父兄か子弟かの間柄の者にて、互ひに慈愛が深き故に呼んで救ひを望むのみにては無く、遭難の側らに居合はす他人にて、雖ひ己れを憎み怨み居る者にて、苟にも己れを死すればよいがと欲ふに至らぬ者ならば、救ひを呼ぶ聲を大きにして疾く呼びて救ひを望まんこと致すことなり。又彼の其の側らに介はす者も其の救ひを乞ふ聲を聞き、其の難事を見、惟に父兄子弟間の慈愛がありて往て命を全うさせるのみならず、遭難者を常に憎み怨み居ても、其者を死ねばよいがと欲ふに至らぬ者ならば狂人の様に奔り廻り、親切氣を有り丈け盡し、遠てふためき躍氣となつて、水難者ならば手足を濡らし、火難者に對してならば毛髪を焦し、遭難者を救ひて辭せざらんこと致すならん

○放膽文

可きの道有れども、終に之れを救ふこと莫きなりと。閣下且つ以て仁人と爲さんか。然らずんば愈が若き者は、亦君子の宜しく心を動かすべき所の者なり。或ひと愈に謂つて曰く。子の言は則ち然り。宰相は則ち子を知る

後十九日復上宰相書

斯様に致すは何故なれば、今にも死ぬる云ふ、勢ひの誠に急なる場合にて其の救ひを求むる心情が誠に悲しき故なり。自分の事と表はさず、世間話の様に遊言ひたるなり。第三節は、第二節に述べたる譬喩を、己れの身上に持來りて、遭難者が救はるゝ如く己れの窮餓の難を、官に就けて助け呉れよと請ふなり。さて申すには、愈しは道義の學を研修勉強して行狀を正しく立て居ることは永年の間なり、然るに身が愚昧にして、歩き行く道路の險阻も平夷も惟はずに歩行して少しも息はず、それが爲めに幸福ある地へ出でず、危険の地へのみ出る故か、今は窮して餓死するほどの境遇にて、水火の難に遇へると同様の困難を極め、最早命を保つことも危うく、且つ旦夕に亟り、已むを得ず大聲にて救助を求むるに疾く呼べり。過日上書致して此の事情を充分申上げてある故、閣下は聞て見て御坐る筈なり。されば閣下には、今より遭難處へ急ぎ往きて救ひ、生

時の不可なるを如何と。愈竊に之れを言を知らざる者と謂ふ誠に其の材能以て吾が賢相の舉に當つるに足らざるのみ。天の爲す所に非ざるなり。前五六年の時、宰相の薦聞、尙ほ布衣より抽擢を蒙る者有り。今と豈時を異

○放膽文

後十九日復上宰相書

命を全うしてやらうと成さる歎。それとも氣にも掛けずに救助成さらぬ歎。如何でありませうか。又、伺ひまするが、爰に一人ありて、來りて閣下に申すには、只今参りがけに、川溺りがありしとか、又は火に焼かるゝ者か、御坐りました。救ひ遣はす仕方は無いでも有りませんが、終に之れを救はずに参りました言へば、閣下は其の者を仁心ある人か成さるか。左様には思召すまじ。左様に御坐らば愈ごときは、君子たる高位の御方は、不憫なる者かな。救助してやらんとの仁心を、宜しく動かし給ふことと存するとの、急迫したる意なり。第四節は、宰相の遁辭を防ぐ爲めに述べたることにて、言を設けて言ふには、或る人が愈しに申します。子が宰相に請ふことは其の通りのことで道理なり。宰相は子の器量を知り居らるゝなれども子を擧用する時が來らず。時の不可なるは宰相とても如何とも致し難きことと申す。愈しは之れを聞きて、竊に道

○放膽文

にせんや。且つ今節
度觀察使及び防禦營
田諸小使等、尙ほ自
ら判官を擧ぐるを得
已に仕ふると未だ仕
へざる者とを問する
こと無し。況んや宰
相に在りては吾が君
の尊敬する所の者に
して、不可と曰はん
や。古の人を進むる

後十九日復上宰相書

理に暗き者、言ふことを知らざる者と思へり。時の不可にては
無く、誠に己れの材能が、吾が朝の賢宰相の擧用に當るに足ら
ざる故のみなり。謂ふ所の時などは、言ふまでも無く固より上
位に在る者が爲るものにて、天然自然に天が爲すべきものに非
ず。何さなれば今より五六年前の時に、宰相が奏聞して人を擧
用せしことあり。それには尙ほ布衣なる無官の人民より撰拔し
たる者もありたり。僅々五六年前今と豈とて時が異なるもの
かや。且つ今の節度使にても、觀察使にても、それと又防禦使
にても、營田使にても、其れ等の諸の小使などにても、其の長
官たる者は自分が屬官たる判官を擧用致す。己に仕へ居る者を
轉任せしむるもあり、未だ仕へざる布衣の人民を擧用するもあ
りて彼此の間無し。宰相より見れば下官たる使官でさへ、自分
が思ふ通りに人を擧用し得るに、況てや宰相たる者は天子が尊
敬する所の者なり。而るを其の高官が、時が不可と曰へるもの

者は、或は盜に取り
或は管庫に擧ぐ。今
布衣賤しと雖も、猶
ほ以て此れに方ぶる
に足らん。情溢れ辭
蹙る。裁する所を知
らす。亦惟少しく憐
みを垂れよ。愈再拜
す。

讀法

科目に應ずる時人に

○放膽文

應科目時與人書

韓昌黎

應科目時與人書

か。古昔の人を進めて擧用せしには、齊の管仲が盜賊に出會ひ
見込ありとして其の君桓公の臣に擧用し、晋の趙文子も倉庫の
番人中より人物を見込みし者を七十餘人、其の君に推擧して臣
にせしことあり。今自分は布衣にて身分は賤しけれども、猶ほ
左様な盜賊や倉番人には方べるに足る。(以下は結文なり。)
以上の如くに思へば情は隘り迫り、辭は蹙まり、口に詰まりて
思ふやうに言へず、心が亂れて裁ふ所を知らず、依て亦惟少し
く憐みを御垂れ下され。愈再拜いたすこの意なり。
【文法】譬喩格さて譬喩にて先方目的人の心を動かさしむるなり
前幅は喩を設け、中幅は正文に入り、後幅は再び一議を起す、
總て勢の字時の字を以て主と作す。到底曲折して一の直筆無し
熟讀して玩味すべし。

○放膽文

與ふる書。韓昌黎の月日愈再拜す。天池の濱、大江の濱、曰く怪物有りとの蓋し常鱗凡介の品彙匹儔に非ず。其の水を得れば、風雨を變化し天に上下すること難からず。其の水に及ばざるは、蓋し尋常尺寸の間のみ。高山

應科目時與人書

科目は官吏登用試験なり。それに應ずるときに試験官の主任たる章舎人なる者に與りし書なり。

月日愈再拜。天池之濱。大江之濱。曰。有怪物焉。蓋非常鱗凡介之品彙匹儔也。其得水。變化風雨。上下於天地。不難也。其不及水。蓋尋常尺寸之間耳。無高山大陵。曠塗絕險。爲之間隔也。譬喻然。其窮涸不能自致乎水。爲獫狫之笑者。蓋十八九矣。如有力者。哀其窮而運轉之。蓋一舉手一投足

大陵曠塗絕險。之れが間隔を爲すこと無し。然れども其の窮涸して自ら水に致すこと能はず。獫狫の笑と爲る者、蓋し十に八九なり。如し力ある者、其の窮を哀んで之れを運轉せば、蓋し一舉手一投足の勞なり。然れど

○放膽文

應科目時與人書

之勞也。然是物也。負其異於衆也。且曰。爛死於沙泥。吾寧樂之。若俛首帖耳。搖尾而乞憐者。非我之志也。是以有力者遇之。熟視之。若無覩也。其死其生。固不可知也。今又有有力者當其前矣。聊試仰首一鳴號焉。庸詎知有力者不哀其窮而忘一舉手一投足之勞。而轉之清波乎。其哀之命也。其不哀之命也。知其命。而且鳴號

○放膽文

も是の物や、其の衆に異なるを負み、且つ曰く。沙泥に爛死するも、吾れ寧ろ之れを樂まん。若し首を俛し耳を帖れ、尾を揺かして憐みを乞ふ者は、我が志に非ざるなり。是を以て有力者之れに遇ふも之れを熟視して觀る

應科目時與人書

七十二

之者亦命也。前譬喻處、妙不贅贊、尤妙在末、愈今者實有類於是以忘其疎愚之罪。而有是說焉。閣下其亦憐察之。

此の文章は、前口上は僅にて、月日愈再拜の五字なれば、解かずとも可ならん。本文は二節として解くべし。天池も大江も廣大なる水にて、濱も瀆も其の水際の地なり。さて言ふには、天池の濱や大江の瀆に怪しき物が居るを曰ふ。これは蓋し尋常の鱗族即ち魚類にては無し、凡庸の介族即ち蝦や蟹の類にては無し、左様な者の等類では無い。其の怪物が水を得れば、風雨を起して天氣を變化し、天へ上り下りするに難からぬ。されども其れが水を得ざるは、蓋し八尺間から一丈六尺間までの内、何尺何寸云ふほどの隔りのみなり。其の水際までの間には高

こと無きが若し。其の死其の生、固より知る可からざるなり。今又有力者其の前に當ること有り。聊か試みに首を仰いで一鳴號す。庸詎そ有力者其の窮を哀んで一舉手一投足の勞を忘れて、之れを清波に轉せざるを知らん乎

○放膽文

應科目時與人書

七十三

山も曠き塗も絶はだしき險阻もありて間隔つることは無し。されども困窮涸渴して自ら其の身を水ある處まで致ぶことが出来ず。大小の猿猴どもが見て笑ふ。十頭の内で八九頭までは笑ふ若し勢力ある者が、其の困窮を哀れみて、其の體を運轉して水ある處へ遷してやればよい。蓋ふにそれは一たび手を擧げるか一たび足にて投轉すくらゐの勞きなり。されども是の怪物は、己れが衆物に異なるを自負し、且つ曰ふには、沙氣泥氣ある地にて爛れて死しても、吾れは寧ろ之れを樂まん。若しも首を俛し、耳を帖れ、尾を揺かして人に憐みを乞ふは吾が志に非ず。て氣位を高く持ち居る、是を以て有力者は之れに遇ひても、熟視しながら觀ね態をして通り過ぐ。依て怪物が死すとも生存し居ることも固より知るべからざるなり。怪物はいかにも可哀さうでは無い。今又有力者が怪物の前に當りて争む。怪物は聊か試みに首を仰むけて一たび鳴き號せば、有力者が其の怪物の困

○放膽文

其の之れを哀れむも命なり。其の之れを哀れまざるも命なり。其の命に在るを知りて且つ之れに鳴號する者も亦命なり。愈今實に是れに類すること有り、是を以て其の疎愚の罪を忘れて是の説有り。閣下其れ亦之れを憐察せ

應科目時與人書

七十四

窮するを哀れみて、一擧手一投足の勞を忘れて、怪物を清らかなる水波の上に轉ばし吳るゝかも知れぬ。兎に角運命に任さずばあらず。されば有力者が哀みて吳るゝも天命なり。哀れまぬも天命なり。天命次第さ知りつゝも且鳴號くも天命なり。何分にも天命に任さずばあらず。以上は一怪物の話なるが、愈しは今實に是れに類すること有る者なり。以上述ぶる怪物の如く、引上げらるゝ水を得ざる故に猿類の様なるつまらぬ者に多く笑はれ、有力者は目前に居ながら引立てゝ吳れず、自分が身を重んずるさて、諂はざるが氣に入らず、苦んで死なうが生きようが構はずに見ても見ぬ態をしられ、試みに腰を折りて諂屈して見ても、引立てらるゝか、引立てられぬか、皆天命なりさて、怪物をば吾が事に言ひ表はし、己れは怪物の境遇に似て居る故に、疎愚の罪を忘れて斯様なることを述べたり。韋舍人閣下よ憐察して下されよと、憐みを乞ひたるなり。

よ。

調法

陳商に答ふる書。韓昌黎。

愈白す。惠書を辱うす。語高くして旨深し。三四讀して尙ほ通曉すること能はず。茫然として愧赧を増す。又其の淺弊人に過ぐるの智識無さを

○放膽文

答陳商書

七十五

愈白。辱惠書。語高而旨深。三四讀尙不能通曉。茫然增愧赧。又不以其淺弊無過人智識。且諭以所守。幸甚。愈敢不吐露情實。然自識其不足補吾子之所須也。長妙齊王好筭。有求仕於

答陳商書

韓昌黎

此の書は韓退之が國子四門博士たりしとき、教を受けたる大學生徒なる陳商の間に答へたる書なり。

【文法】文法は漢としたる譬喩格にて、終りに僅になりてより、怪物は己れの事ぞと表はせしは妙なり。言ふに憚れば斯く譬喩にて述べれば述べやすきこと、深く心得べし。

○放膽文

以てせず。且つ諭すに守る所を以てす。幸ひ甚だし。愈敢て情實を吐露せざらんや。然れども自ら其の吾子の須むる所を補ふに足らざるを識る。齊王筭を好む。仕を齊に求むる者有り。瑟を操つて往き玉の門に立つこと三

答陳商書

七十六

齊者操瑟而往立王之門三年不得入。叱曰吾瑟鼓之能使鬼神上下吾鼓瑟合軒轅氏之律呂。客罵之曰王好筭而子鼓瑟。瑟雖工如王之不好何。是所謂工於瑟而不工於求齊也。今舉進士於此世求祿利行道於此世而爲文必使一世人不好得無與操瑟立齊門者比歟。文誠工不利於求求不得則怒且怨不知

年、入ることを得ず叱して曰く、吾が瑟之れを鼓すれば、能く鬼神をして上下せしむ。吾れ瑟を鼓すれば、軒轅氏の律呂に合ふと。客之れを罵つて曰く。王は筭を好む。而るに子は瑟を鼓す。瑟は工なりと雖も、王の好ま

○放膽文

答陳商書

七十七

君子必爾爲不也。故區區之心。每有來訪者皆有意於不肖者也。略不辭讓。遂盡言之。惟吾子諒察。愈白。此の文章は、四節に分けて解くべし。第一節は、愈が返辭しする。惠書を下されて辱う存する。御文句が高遠にて趣旨が深くて、三四回繰返して讀みしが、尙ほ通曉すること能はず。茫然として愧ぢて面を赧くしたり。(これは實際に非ず。謙遜のみならず、陳商が讀みにくき文を好んで書く故に、厭味を言ひて故らに戒めたるなり。)又、愈が淺弊にて役に立たぬ者にて人に過ぎたる智識無しともせず、且つ平生守ることを打明けて相談せらる。(それを諭すと書きしは、これも謙遜なり。)幸ひ甚し。(見込み呉れたるは嬉し)この意なり。(それ故に愈は敢て

○放膽文

ざるを如何せん。是れ謂ふ所は瑟に工にして、齊に求むるに工ならざるなりと。今進士に此の世に擧げられ、祿利を求め道を此の世に行ふて文を爲るには、必ず一世人をして好まざらしめん。瑟を操て齊の門に立つ者と比

答陳商書

七十八

情實を吐露せざらんや、情實を盡して吐露す。されども、自分は吾子の須むることを補ふに足らぬと識る。(これも謙辭なり。)この意なり。
第二節は、昔し戰國時代の齊の國王は、音樂器の竽の音を聞くことを好みたり。(竽は笙の笛の一種なり。)然るに齊王に仕へを求むる者ありて、王は音樂を好む故に、己れが能く鼓ならす瑟(琴の一種)を聞かせたならば、それに感じて必ず擧用せらるゝならんと思ひ、瑟を操て齊國の城下へ行き、齊王の住居の城門に立ち居たるが、一向呼入れ呉れず。されど根氣強く三年間門に立ちたれど入ることを得ざりき。依て獨語に吐きて、吾れ此の瑟を鼓ならせば、能く鬼神でも上り下りさせて悦ばしむ。又、古昔の聖帝軒轅氏たる黄帝が作られたる音樂器の調子合せ笛、律呂にも合ふ。と頻りに自慢し居る處へ客が來合はし、其の客が鼓瑟者を罵りて、齊王は竽の音を聞くを好まるゝに、子

すること無きを得んや。文誠に工なれども、求むるに利ならず。求めて得ざれば則ち怒り且つ怨まん知らず君子は必ず爾るを爲すや不やを。故に區區の心、毎に來り訪ふ者有り。皆不肖に意ある者なり。略辭讓せず。遂に言

○放膽文

答陳商書

七十九

は瑟を鼓するなり。瑟は何ほど工にても、王が好まざられぬ故注文違なり。それを好かぬを好かすことが如何にして出来るものか。子が謂ふことは、瑟が工にて齊王に仕へを求むるに工にて無きなりと云ひしことあり。
第三節は、今の世に官吏登庸試験に文章を作つて出して、及第して官吏になり、俸祿を得て身を利し、古への道を政務上に行ふ心算にて、古文たる難解の文章を作つて出しては、今の一世の人には必ず好まざらしめん。試験官に好いて貰ひてこそ及第が叶ふに、好かざる難解の文章を替くは、瑟を操つて齊王の門に立ちたる者と同様で御坐らぬか。文章は誠に工でも、仕官を求むるに利ならず、仕官を求めて得ざれば、立腹もすれば怨みもする。君子たる者は必ず左様なことを爲るものか否や、某はそれが知れぬ。君子は豈夫爲すまじと言ふ意なり。君子は陳商に指しあて、言ひしなり。

○放膽文

を盡す。惟吾子諒察
せよ。愈白す。

【讀法】

石處士を送る序。韓
昌黎。

河陽軍の節度、御史
大夫烏公、節度たる

の三月、士を従事の
賢者に求む。石先生

を薦むる者有り。公
曰く。先生何如と。

答陳商書

第四節は、相談を掛けらるゝ故に、區々の親切心を用ゐる。掛
家へは随分來訪する者がありて、其の人々は皆不肖なる愈に相
談する意ある者なり。其の度毎に、略は辭讓なしに、思ふだけ
言ひ盡すが愈の辭なり。失敬なことを申したが、吾子よ諒察して下
されよとの、謙遜したる結文なり。而して終に又愈白と述ぶ。
【文法】これも譬喩調の文なり。正意にて始めより述べにくきこ
とは大抵斯く爲せり。文中の割註をも潛心玩味すべし。

送石處士序

韓昌黎

處士とは仕官して居ざる者にて、農工商人にて無き者な
り。石洪と云ふ人にて、前には黃州録事參軍を勤め、十年間
仕官を罷め居たる故に處士と云へり。然るに此の度河陽參
謀に任じ、赴任するに就きて出發を送る序文なり。

河陽軍節度御史大夫烏公爲節度

曰く。先生嵩邨瀝穀
の間に居り、冬は一
裘夏は一葛、食は朝
夕にして、飯は一盂
蔬は一盤。之れに錢
を與ふれば則ち辭す
與に出遊せんと請へ
ば、未だ嘗て事を以
て免せず。之れに仕
を勸むれば則ち應ぜ
ず。一室に座して圖

○放膽文

送石處士序

之三月。求士於從事之賢者。有薦石
先生者。公曰。先生何如。曰。先生居嵩
邨瀝穀之間。冬一裘。夏一葛。此是衣不
食朝夕飯一盂。蔬一盤。變他說。法甚奇。
人與之錢。則辭。請與出遊。未嘗以事
免。勸之。仕則不應。坐一室。左右圖書。
與之語。道理辨古今事。當否論人高
下。事後當成敗。若河決下流而東注。
若駟馬。駕輕車。就熟路。而王良造父

○放膽文

書を左右にす。之れと道理を語り、古今事の當否を辨じ、人の高下と事の後に當に成敗すべきとを論ずるに、河の下流を決して東に注ぐが若く、駟馬の輕車に駕し、熟路に就きて、王良造父之れが先後を爲すが若く、燭照

送石處士序

爲之先後也。若燭照數計而龜卜也。大夫曰。先生有以自老。無求於人。其肯爲某來耶。從事曰。大夫文武忠孝。求士爲國。不私於家。方今寇聚於恒師。環其疆。農不耕收。財粟殫亡。吾所處地。歸輸之塗。治法征謀。宜有所出。先生仁且勇。若以義請。而強委重焉。其何說之辭。於是撰書詞。具馬幣。卜日以授使者。

○放膽文

數計して龜卜するが若しと。大夫曰く。先生以て自ら老いたること有り、人に求むること無ければ、其れ肯て某の爲めに來らん邪と。從事曰く。大夫は文武忠孝士を求むること國の爲めにして家に私せず。方今寇恒に聚ま

送石處士序

求先生之廬而請焉。先生不告於妻子。不謀於朋友。冠帶出見客。拜受書禮於門內。宵則沐浴。戒行李。載書冊。問道所由。告行於常所來往。晨則畢。至張上東門外。酒三行。且起。有執爵而言者曰。大夫真能以義取人。先生真能以道自任。決去就。爲先生別。又酌而祝曰。凡去就出處。何常。惟義之歸。遂以爲先生壽。

○放膽文

り、師は其の疆を環り、農は耕收せず、財粟殫亡す。吾が處る所の地、歸輸の塗治法征謀、宜しく出す所有るべし。先生仁且つ勇あり。若し義を以て請ふて、強て重きを委ねば、其れ何の説か之れ辭せんやと。是に於て書

送石處士序

八十四

全篇注意、又酌而祝曰。使大夫恒無變其初。無務富其家而饑其師。無甘受佞人而外敬正士。無味於諂言。惟先生是聽。以能有成功。保天子之寵命。此一章法、句長短不齊、文有頓挫、好章法、又祝曰。使先生無圖利於大夫而私便其身。圖先生起拜祝辭曰。敢不蚤夜以求從祝規。於是東都之士咸知大夫與先生果能相與以有成也。遂各爲歌。

詩六韻退愈爲之序云。

詞を撰び、馬幣を具へ、日を卜して以て使者に授け、先生の廬を求めて請ふ、先生妻子に告げず、朋友に謀らず、冠帶し出でて客を見、拜して書禮を門内に受け、宵は則ち沐浴して行李を戒め、書冊を載せ、道の由る所を問

○放膽文

送石處士序

八十五

此の文章は、二節に分けて解くべし。第一節は、河陽軍の節度使にて御史大夫と云ふ朝官を兼ねたる烏重胤と云ふ高官。河南師團の師團長にて朝官を兼ねるなり。此の人が節度使に任じて河南に赴任してより三ヶ月目に參謀官に取立つる人物を從事中の賢者に求めし處、洛陽に隱遁して居る石洪を御召抱あれよと薦めたる者ありて、烏公は石洪先生は如何なる人物かと問ひ、推舉したる屬官は答へて、石洪先生は嵩山、北邙山、遷と云ふ川、穀城山の山河の間に隱遁し居る者にて、清貧ぐらしにて、冬は一枚の裘を着て居り、夏は一枚の葛布の單衣を着て、食事は朝と夕と二回食し、飯は一盂、菜は蔬菜物一盤を用ゐ、至つて儉約に暮し居り、人が其の貧乏を氣の毒がりて金錢を與ふれば堅く辭りて受けず、併し共に出遊せんとして誘へば、附合が好

○放膽文

ひ、行を常に來往する所に告ぐ。晨には則ち畢く至り、上東門外に張す。酒三行且に起たんとす。爵を執て言ふ者有り。曰く。大夫は眞に能く義を以て人を取る先生は眞に能く道を以て自ら任じ、去就を決す。先生の別を

送石處士序

くて未だ嘗て用事差支あるなど言ひて斷り免たること無く、仕官を勸めても應ぜず、一室内に坐して書籍や、其の助けの圖畫を左右に置きて取かへて見ては道理の研究を爲し居り、此の人の道理を語り、古今の事の當否を辨じ、人物の高卑を論じ、事業を起して後、其の事が當然成功するか失敗するかをも論じて、能く論じ當てるなどは、譬へば黄河が下流にて決れて東海へ注ぐが如く辯舌滔滔々々答へ、又譬ふれば答が速かにて間違無きことは、四頭の良き馬車馬を輕き車に駕けて、駈り熟れたる道路を、古昔の御者の名人たる王良や造父が、先後になりて御して行くやうで、又譬へば其の明るきことは燭火にて物を照らすか算盤にて數を數へ、龜の甲を炙きて事を卜ふやうに見通す人なり。斯く行狀も善し、才能も充分人に超ゆるほど有るを述べたり。そこで御史大夫たる烏公は氣に入りたるが、石洪先生は自分隱遁して居て、浮世の事に手を出さぬから、人に仕へる事な

爲すと又酌で祝して曰く。凡そ去就出處に何の常あらん。惟義に之れ歸せん。遂に以て先生の壽を爲すと。又酌で祝して曰く。大夫をして恒に其の初に變ずること無く、務めて其の家を富まして其の師を飢すこと無く、佞

○放膽文

送石處士序

ごは求めまじ、それに仕へることを承諾して此の方の爲めに來るか知らん。來まじと危ふみたり。處が推舉したる従事は、否々大丈夫來ます。大夫よ、御前は、世を治める文事、亂を鎮むる武事に長じて居らせらるゝし、忠孝を躬に行ふ御方にて、賢士を求めらるゝは國の爲めに致さるゝ事で、御自分の家の爲めに私なさらず、方今謀叛人たる寇王承宗が軍勢を率ゐて恒州に聚り、我が軍が其の州疆へ出軍して取圍み居り、我が河南府の管下は此の征伐の爲めに、農民が恐れて逃げ散り、耕收を致さぬ故、軍の兵糧たる財米も殫亡なり、他より糧食米などを運ぶことにて、吾が處る河南の地は糧食を運輸する途に歸り、之れに依りて人民を治め、征伐の謀畧は此の府より爲し出すべきことなるは、石洪先生も能く存じ居り忠義の爲めに奉職するは望む所と存じ申す。彼の先生が、他より勸めても奉職せざりしは好まぬ先にてありたる故なり。先生は仁心ありて且つ勇氣に

○放膽文

人を甘受して正士を
外敬すること無く、
諂言を味ふこと無く、
惟先生に是れ聴き、
以て能く成功有りて
天子の寵命を保たし
めんと。又祝して曰
く。先生をして利を
大夫に圖りて私に其
の身を使するを圖る
こと無からしめんと

送石處士序

富む。河南へ行きて忠義を盡さんとの義心は必ず有るを見込む
故、若し公より義を以て請ふて、強て石先生に重任を委せしな
らば、先生は其れ何を言草にして辭りませうや、きつと参るご
請合いたり。公は是れにて如何にもと思ひ、石先生に贈る招待状
の文句を撰み、乘て來へき鞍置馬や幣の用意して、吉日を卜ひ
使者を先生の住む處へ遣はし御越下されと請はしめたり。使者
來れば石洪は、氣に入りたるゆゑ承諾して、妻子にも知らさず
朋友にも相談せず、冠を被て束帶して、客たる使者に面會し、
書翰と禮物を門内にて拜受し、前日には髪を洗ひ湯にも浴り
行李の戒をさせ、所藏の書籍を車に載せ、行く道筋も問ひ、
河南へ赴任することを常に往來する知人の所へ告げ、其の翌日
の夜の引明には知人が皆々見送りに來て、洛陽の上東門の外に
て饌別の酒宴を開きたり。
第二節は、酒宴に盃が三回行りて石洪は今出發せんとしたるに

先生起て祝辭を拜し
て曰く。敢て蚤夜に
以て祝規に従ふを求
めざらんやと。是に
於て東都の士、咸く
大夫と先生と果して
能く相與に以て成す
こと有るを知る。遂
に各々歌詩六韻を爲
りて退く。愈之れが
序を爲すと云ふ。

○放膽文

送石處士序

爵を執ちて祝を言ふ者ありて、烏公は眞に能く義を以て人を
取へ、石先生は眞に能く仕へる道を以て自ら任ご心得、隱遁の境
遇を去りて官に就く決心されたり。目出たしく。先生との別
を致すに一言祝詞を述ぶるご曰ひ、又其の爵に酒を酌みて、總
じて去りて官に就くご、出るご出ですに處るごは何の常あるご
のか、何れも義に叶ふに歸するなり。先生へ御壽致すご祝し。又
爵に酒を酌んで、烏公は恒に賢士を用ゐし初の心を變るごご無
く、我が家ばかり富まして部下の兵を飢やす事は務めて爲す、佞
人の言を甘んで受ける事ご、正しき賢士を外見のみ敬ひ、内心
敬はぬごご無く、諂ひ言を味ふて聞くごご無く、惟石先生にのみ
聴き、能く功を成すごご有りて、天子の寵命を保たせたと祝し
又石洪に對して、先生は烏公のみに利を得しめんと圖り、其の身
勝手を致さるごご祝し規めたり。石洪は起ちて祝辭を拜して、
敢て朝夕此の祝規を忘れじご答禮し。是に於て東都の士は咸く烏
公と石洪と果して能く相與に成功することを知り、各々祝の詩

讀法

温處士河陽軍に赴く
を送る序。韓昌黎
伯樂一たび冀北の野
に過りて、馬群遂に
空し。夫れ冀北の馬
は天下に多し。伯樂
善く馬を知ると雖も
安んぞ能く其の群を
空しうせん耶。之れ
を解する者曰く。吾

を十二句づゝ爲りて退散し、韓退之は其の序を爲りしこの意也
【文法】敘事に議論を含む譬喻格なり。文の割註をも見味ふべし
送温處士赴河陽軍序 韓昌黎
處士の意は前に述べたり。これは温造と云へる人にて、こ
れも河陽軍の節度使烏公に聘招されて赴任するとき送りし
序也

伯樂一過冀北之野而馬群遂空。夫
冀北馬多於天下。伯樂雖善知馬。安
能空其群耶。解之者曰。吾所謂空。非
無馬也。無良馬也。伯樂知馬。遇其良
輒取之。群無留良焉。苟無良。雖謂無
馬不爲虛語矣。起下東都固士大夫之

が謂はゆる空しとは
馬無きに非ざるなり
良馬無ければなり。
伯樂は馬を知る。其
の良に遇へば輒ち之
れを取り、群に良を
留むること無し。苟
くも良無くんば、馬
無しと謂ふと雖も虚
語を爲さず。東都は
固より士大夫の冀北

○放膽文

送温處士赴河陽軍序

九十一

冀北也。此一句、全篇過渡處、警策在此。恃才能深藏而不
市者。洛之北涯曰石生。其南涯曰温
生。大夫烏公以鉄鉞鎮河陽之三月。
奇新 以石生爲才。以禮爲羅。羅字切。羅而
致之幕下。未數月也。以温生爲才。於
是以石生爲媒。以禮爲羅。又羅而致
之幕下。東都雖信多才士。朝取一人
焉。拔其尤。暮取一人焉。拔其尤。自居
守河南尹。以及百司之執事。與吾輩

●放膽文

送温處士赴河陽軍序

なり。才能を恃み深
藏して市らざる者は
洛の北涯を石生と曰
ひ、其の南涯を温生
と曰ふ。大夫烏公鉄
鉞を以て河陽を鎮す
るの三月、石生を以
て才と爲し、禮を以
て羅と爲し、羅して
之れを幕下に致す。
未だ數月ならざるや

二縣之大夫。政有所不通。事有所可
疑。奚所諮而處焉。士大夫之去位而
巷處者。誰與嬉遊。小子後生於何考
德而問業焉。縉紳之東西行過是都
者。無所禮於其廬。此一段、四節四樣句法、頓
挫起伏、有波瀾、有筆勢、有文
妙之若是而稱曰。大夫烏公一鎮河陽
而東都處士之廬無一人焉。豈不可也。
夫南面而聽天下。其所託重而恃力
者。惟相與將耳。相爲天子得人於朝

温生を以て才と爲し
是に於て石生を以て
媒と爲し、禮を以て
羅と爲し、又羅して
之れを幕下に致す。
東都信に才士多しと
雖も、朝に一人を取
り、其の尤を抜き、
暮に一人を取り、其
の尤を抜く。居守河
南の尹より、以て百

●放膽文

送温處士赴河陽軍序

廷將爲天子得文武士於幕下。特爲鄭
意求内外無治不可得也。愈縻於茲。
不能自引去。資二生以待老。今皆爲
有力者奪之。其何能無介然於懷邪。
生既至。拜公於軍門。其爲吾以前所
稱爲天下賀。以後所稱爲吾致私怨
於盡取也。忽歸
馬喻留守相公首爲四韻
詩。歌其事。愈因推其意而序之。

此の文章は、三節に分けて解き、結句を第三節に屬けて解くべ

○放膽文

司の執事と、吾輩二縣の大夫とに及ぶまで、政通せざる所有り、事疑ふ可き所有れば、奚ぞ諮ふて處する所ならん。士大夫の位を去りて巷處する者、誰と與に嬉遊せん。小子後生何に於て徳を考へて業を問はん。縉紳の東

送温處士赴河陽軍序

し。これは温造も前の石洪も賢人なる故良馬に喩へて、冒頭より良馬の譬喩を書きしなり。伯樂は馬の良否を善く見分くる者にて、其の伯樂が一たび冀州の北地の野を過りて群り居る馬が皆善しとして買取られ、遂に空しくなりて、一頭の馬も居なくなりしと人が言ふ。併し夫れ冀州の北地は全國内にて最も多く馬の居る所なり。伯樂はいかに良馬を善く見知るとも、其の馬が皆良馬にて買出さるゝ事で、何とて能く一頭も居ない様に出來るものか。處が其の實際を解釋する者ありて、其の者は、吾が謂ふ所の空しきは、馬が一頭も無くなりしに非ず。良馬が無くなりしこの意なり。伯樂は馬の良否を知る故、良馬を見れば直ちに買取り、群馬の中に良馬を留むること無し。苟にも良馬が無くば馬無しと謂ひても、決して虚語は爲せぬとの意なり。第二節は、時の都の長安より見て東都としたる洛陽の地は、固より士大夫さなるべき賢人の居る地にて、此の良き人物を若し

西に行て是の都を過る者、其の廬に禮する所無し。是の若くにして稱して大夫烏公一たび河陽を鎮じて、東都處士の廬に人無しと曰ふとも、豈不可ならんや。夫れ南面して天下に聽き、其の重きを託して力を持つ所の者は

○放膽文

送温處士赴河陽軍序

馬として比すれば、良馬多き冀北の様なるものなり。良き人物は才能あるを心に持ちて、深く藏して、譬へば良馬を先見すに容易に市場へ出して賣らぬ様に仕官せず居る。其の者は洛水と云ふ川の北涯に居るを石先生と曰ひ、其の南涯に居るを温先生と曰ふ。(生は先生の意なり)然る處、前篇に述べたる御史大夫たる烏重胤が、天子より征討を任すとの鉄鉞を預り居るに等しき節度使を拜命し、河陽を鎮むる爲めに赴任してより三月目に石洪を賢才ありとして召抱へるに、禮を厚くするを張羅として恰と鳥を羅にて生捕る様にして幕下へ致し其の後未だ五六ヶ月も立たぬ内に、温造も賢才ありと見込み、石洪を媒人の如く中に立て、温造を迎ひにやり、これも石洪同様に幕下へ致せたり、東都は信に賢才の士が多くとも、朝に一人、暮に一人、送温處士赴河陽軍序、多々の官吏たる百司の執事と、吾輩

○放膽文

惟相と將とののみ。相は天子の爲めに人を朝廷に得、將は天子の爲めに文武の士を幕下に得、内外治まらざる無からんと求むるも得可からざるなり。愈茲に靡かれ自ら引去ること能はず。二生に資して以て老を待つ。今皆有力の者

送温處士赴河陽軍序

たる洛陽縣河南縣の大夫。(此の時韓退之は河南縣令たりし故なり。)に、政治上に通ぜぬことありたるとき、事務上に疑ふべきこと有りたるとき、奚して請ふて處することが出来るものか。士大夫たる官吏が、官を罷めて民間に居る者、二先生が居ざれば、誰れと嬉しみ遊ぶぞや、小子後生ものは、何として道徳の理義を考へ、學業の不審を問へるものか、全國の上等官吏が東西に旅行して、此の洛陽を過る者、二先生が居ざる故に、其の慮に立寄て拜禮することが出来ぬ。此の様に爲せし故に、烏公が河陽へ赴任して、洛陽の處士の慮に、人才が無くなりたりと稱ひても、豈不可ならんや、不可では無からん。右言ふ通り此の一方は迷惑なるが、全國の爲めには善し。その意を含めり。第三節は、全國の爲めに善きことを述ぶ。併し又其のうちに、他處へ出せしを惜くて思ひ切られぬ意も言へり。夫れ天子として南面して全國の政治の方機を聽く職掌の身は、其の重任を託

に之れを奪はる。其れ何ぞ能く懷に介然たること無からん邪。生既に至り、公を軍門に拜せば、其れ吾が爲めに前に稱する所を以て、天下の爲めに賀し、後に稱する所を以て、吾が爲めに私怨を盡く取るに致せ、留守相公首

○放膽文

送温處士赴河陽軍序

して力と恃む所の者は惟宰相と將帥とのみにて、宰相たる大臣は天子の爲めに賢才ある人物を朝廷(中央政府)に登用し、將帥は天子の爲めに文武に秀でたる者を軍司令部の幕下に登用すべきことなり。斯くすれば首都の内外即ち全國内が、治まる勿れと求めても得べきことにては無し。誠に結構の至りなり。されども愈自身は、現に河南縣令にて、此の地に奉職して身を靡かれ辭して引去ること能はざりしは、石氏温氏の二先主を資にして老年に及ぶを待ち居りしに、今二先生共皆々、力有る烏公に奪はれたり。然れば其れ何ぞ能く心中に残り惜く無しと思へるものか。温先生よ、赴任せられて烏公を河陽軍の司令部にて拜せられしならば、何卒小生の爲めに、前に稱した國の爲めを以て賀し、後に稱した如く、二先生を盡く取られた残り惜さの私怨を致べて下されよ。留守の相公(即ち河南尹たる鄭餘慶なり)。此の人は中書門下平章事と云ふ大臣資格の官を帯びし故に、宰

○放膽文

として四韻の詩を爲り、其の事を歌ふ。愈因て其の意を推して之れを序す。

讀法

楊少尹を送る序。韓昌黎

昔疏廣受の二子年老たるを以て、一朝位を辭して去る。時に公卿供張を設け、東門外に祖道す。車數

送溫處士赴河陽軍序

相格の人を見て相公さ言ひしなり。が、首として八句の詩を爲りて、温先生の榮譽の事の文句を歌ひ、愈は其の文句に因り、其の意を推廣めて序を作りたりとの意なり。

【文法】此の文法を正喩夾寫と曰ふ。これも譬喩格なれども、喩中に正意を含ませ正意中に喩意を含ませ、互に相混和せしなり

送楊少尹序

韓昌黎

此の文章は、河中府の少尹(次官)を勤めし楊巨源が、好ま

昔疏廣受、二子以年老一朝辭位而去。于時公卿設供張、祖道東門外。車數百兩。道傍觀者多歎息泣下。共言其賢。漢史既傳其事。而後世工畫者

百兩、道傍觀る者、多く歎息して泣下り。共に其の賢を言ふ。漢史既に其の事を傳して、後世畫に工なる者、又其の跡を圖し、今に至るまで人の耳目を照して、赫赫たること前日の事の若し。國子司業楊君巨源、方に詩を能

○放膽文

送楊少尹序

又圖其跡。至今照人耳目。赫赫若前日事。國子司業楊君巨源。方以能詩訓後進。一旦以年滿七十。亦白丞相去。歸其鄉。世常說。古今人不相及。今楊與二疏。其意豈異也。予忝在公卿後。遇病不能出。不知楊侯去時。城門外送者幾人。車幾兩。馬幾匹。道傍觀者。亦有歎息知其爲賢與否。而太史氏又能張大其事。爲傳繼

○放膽文

くするを以て後進に訓ゆ。一旦年七十に満つるを以て、亦丞相に白して、去て其の郷に歸る。世常に説く。古今人相及ばずと。今楊と二疏と其の意豈異ならんや。予忝く公卿の後に在り。病に遇ふて出づること能はず。知ら

送楊少尹序

二疏踪跡否。不落莫否。見今世無工畫者。而畫與不畫。固不論也。然吾聞楊侯之去。丞相有愛而惜之者。白以爲其都少尹。不絕其祿。又爲歌詩以勸之。京師之長於詩者。亦屬而和之。又不知當時二疏之去。有是事否。古今人同不同。未可知也。中世士大夫以官爲家。罷則無所於歸。楊侯始冠。舉於其郷。歌鹿鳴而來也。今之歸。指

す楊侯去る時、城門外送る者幾人、車幾兩、馬幾匹、道傍觀る者、亦歎息して其の賢たるを知ること有るや否や。而して太史氏又能く其の事を張大にし、傳を爲りて二疏の踪跡に繼ぐや否や。落莫たらざるや否や。見今世

○放膽文

其樹曰。某樹吾先人之所種也。某水某丘。吾童子時所釣游也。郷人莫不加敬。誠子孫以楊侯不去其郷爲法。古之所謂郷先生沒。而可祭於社者。其在斯人歟。其在斯人歟。

此の文章は、四節に分けて解釋すべし。第一節は、楊巨源の賢なるを褒めんが爲めに、唐時代よりは昔しの漢時代に、太子大傅の疏廣を、其の兄の子なる太子少傅疏受との事跡を冒頭より述べたり。昔し漢の世の疏廣と疏受との二人は年老たるを以て一朝思ひ立ち、官職を辭して郷里へ歸りたり。其の出發の時に公卿とも云ふ大臣次官などの高官の人々が見送り、供張を設ける

送楊少尹序

○放贈文

書に工なる者無し。而して畫くと畫かざるとは固より論せざるなり。然れども吾れ聞く。楊侯の去る丞相愛して之れを惜むこと有り、白して以て其の都の少尹と爲し、其の祿を絶たす。又歌詩を爲り以て之れを勧め、京師

送楊少尹序

さて馳走品を盛んに列べて、都なる長安の門外にて、祖道さて送別の酒宴を開きたり。其の見送り人の車数が五六百輛もあり道路の兩側より觀る者は、多くは歎息して、別れを惜みて泣き皆々共に賢人と言ひて褒めたり。依て漢時代の歴史には其の事を傳さして記載せ、後世の畫を工に畫く者は又、其の迹を繪圖に畫きて、今に至るまで人の目に見せ、其の話を耳に聞かしむ赫々たる立派なる事にて、ツイ前日の事跡の様に思ふことなり。第二節は、前の疏氏の事跡に比べて楊氏のことを言ふなり。國子司業(大學總長の次席)楊巨源君は、方に詩を能く作るを以て後進の者に訓へて居たり。然るに年齢が満七十歳になりたるを以て、漢の疏氏の様に、亦時の丞相(首席の大臣)へ事情を白して辭職して、都を去りて故郷へ歸りたり。世人が今の人には古人に及ばぬを常に説ふが、楊氏と二人の疏氏と其の賢き意思が、何さて異なるものか、同様である。予は忝くも侍郎の官に居る

の詩に長ずる者、亦屬して之れを和すと又當時二疏の去るに是の事有るや否やを知らず。古今人同不同は、未だ知る可からざるなり。中世士大夫官を以て家と爲し、罷れば則ち歸るに所無し。楊侯始めて冠して、其の郷に

○放贈文

送楊少尹序

故、公卿の後に在る。されば見送るべき筈なれど、生憎病氣で出くこと能はぬ。故に其の様子は見ざりしが、楊侯(少尹は三品の位階故に侯たる格あり。依て侯と云へり。)が去るとき、都城長安の門外へ送る者が幾人にて、車の數が幾輛、其の車を輓く馬の數が幾匹、道路の兩側より觀る者が、これも亦歎息して楊侯の賢さを知る者が有つたか否や、唐朝の太史氏たる歴史編纂官吏が、其の送別の様子を張大に書きて楊侯の傳を爲り、二人の疏氏の事跡に繼ぎたりや否や、落莫は無かりしか、見送らざりし故に其れ等を知らぬ。現今の世には畫を工にかく者が無き故、畫かざりしか、否なに畫く畫かぬさは、固より論じぬとの意なり。

第三節は、斯くは思ひたれども、疏氏とは異なることあるを述べ。自分聞くに、楊侯が官を去るときに、丞相が愛して、去るを惜む心が有りて、天子へ奏して其の轡轂の下たる長安の京兆

○放膽文

擧げられ、鹿鳴を歌ふて來る。今の歸るに、其の樹を指さして曰く。某の樹は吾が先人の種る所なり。某の水某の丘は、吾が童子の時釣遊せし所なりと。郷人敬を加へ、子孫を誡め、楊侯其の郷を去らざるを以て法と爲さ

送楊少尹序

府尹の次官たる少尹に任じて、勤務せずとも名のみにて、俸祿を絶たず給する特典を與へ、其の上に丞相は、楊侯を送る詩を作りて勸め、京師での詩作に長じたる者も、それに屬して和韻して段々褒めたる詩を作つて送たり。漢時代に二人の疏氏が官を去りたるとき、此の様な結構な事が有りしや否や、古人の事と今人の事と、同じき事同じからざる事は未だ知れぬ。辭する意だけは同じ事ぞこの意なり。第四節は、楊巨源が、歸るべき家屋田地を失はざりしを贊めるなり。中世まで今の世の士大夫は、官職を以て獨自の營業の様に心得、我が家として死する迄も辭せず居り、不意に罷めらるれば歸る所無くて、困る者ばかりなるが、楊侯は冠禮すみて其の郷里より貢士に薦擧され、例として鹿鳴の詩を歌ふて送られて郷里を出て京師へ來り、七十歳迄も勤務して、今歸るに家も財産も有り、歸りて家の立樹を指さして、某の樹は某が先人

るは莫し、古の謂はゆる郷先生没して、社に祭る可き者は、其れ斯の人に在る歟其れ斯の人に在る歟

讀法

高閑上人を送る序。韓昌黎。

苟くも以て其の巧智を寓し、機をして心に應じて、氣に挫かれざらしむ可くんば

○放膽文

送高閑上人序

送高閑上人序

韓昌黎

苟可以寓其巧智。使機應於心。不挫於氣。則神完而守固。雖外物至。不膠於心。堯舜禹湯。治天下。養叔治射。庖

上人は僧を云ふなり。此の文は僧の高閑を送りし序也。

の種ふたるなり、某の水某の丘は自分童子の時に魚を釣りたり遊びたりしたる所なりと曰へり。郷里の人は楊侯の手堅き心掛に感じ入り、其の家を敬はざる者無く、且つ子孫に、楊侯が官に就きても家を失ざるを法にせよと言ひ聞けたり。古謂ひたる郷里の先生(楊侯を云ふ)没して、社の神に配して祭るとは、其れ斯の人に在るか、重ねて稱めて歎美せしなり。【文法】これも双關法にて、假客形主と云ふ法なり。

則ち神完うして守固
し。外物至ると雖も
心に膠せず。堯舜禹
湯の天下を治むる、
養叔の射を治むる、
庖丁の牛を治むる、
師曠の音聲を治むる、
扁鵲の病を治むる、
僚の丸に於ける、秋
の奕に於ける、伯倫
の酒に於ける、之れ

丁治牛。師曠治音聲。扁鵲治病。僚之
於丸。秋之於奕。伯倫之於酒。樂之終
身不厭。奚暇外慕。夫外慕徒業者。皆
不造其堂。不疇其蔽者也。往時張旭
善草書。不治他伎。喜怒窘窮。憂悲愉
佚。怨恨思慕。酣醉無聊不平。有動於
心。必於草書焉發之。觀於物。見山水
崖谷。鳥獸蟲魚。草木之花實。日月列
星。風雨水火。雷霆霹靂。歌舞戰鬥。天

を樂んで終身厭はず
奚ぞ外慕に暇あらん
や。夫れ外慕業を徒
す者は、皆其の堂に
造らず、其の蔽を疇
はざる者なり。往時
張旭草書を善くす。
他伎を治めず。喜怒
窘窮、憂悲愉佚、怨恨
思慕、酣醉無聊不平、
心に動くことあれば

地事物之變。可喜可愕。一寓於書。故
旭之書。變動猶鬼神。不可端倪。以此
終其身。而名後世。今閑之於草書。有
旭之心哉。不得其心。而逐其跡。未見
其能旭也。為旭有道。利害必明。無遺
錙銖。情炎於中。利欲鬪進。有得有喪。
勃然不釋。然後一決於書。而後旭可
幾也。今閑師浮屠氏。一死生。解外膠。
是其為心。必泊然無所起。其於世。必

○放膽文

必ず草書に於て之れを發す。物を觀、山水崖谷、鳥獸蟲魚、草木の花實、日月列星、風雨水火、雷霆霹靂歌舞戰鬪、天地事物の變、喜ぶ可く愕く可きを見れば、一に書に寓す。故に旭の書は、變動猶ほ鬼神の端倪す可からざる

送高閑上人序

淡然無所嗜。泊與淡相遭。頽墮委靡。潰敗不可收拾。則其於書得無象之然乎。然吾聞浮屠人善幻多技能。此轉閑如通其術。則吾不能知矣。

此の文章は、四節に分けて解くべし。第一節は、事の修業は一事に熱心して他の事に心を従すべからざることを述べたり。冒頭より先づ其の心がけを言ふ。總じて人たる者が一事に熟達せんとすれば、苟にも其れを工夫して熟練し得べき巧智を動かぬ様に心に寓し、修業して進み行くうちに、事物に感じて發る機活を心に應じさせて、外物に驅らるゝ客氣に挫かれぬ様にさせらるれば、之にて修業の心がけが確立立ち、則ち精神は缺め無く完全になりて、心の守りは堅固になり、修業すべき目的外の

がごとし。此を以て其の身を終へて後世に名あり。今閑の草書に於ける、旭の心有るか。其の心に得ずして其の跡を逐ふ未だ其の能く旭を見ざるなり。旭たるに道あり。利害必ず明かに、齟銖を遺すこと無く、情中に炎し

○放膽文

送高閑上人序

物が眼前に散らつき來ることも、それが膠の如く心に粘着せざるものなり。即ち心を他事に従さぬことなり。以上は心術上の事にて、以下に例證を擧ぐるが、古への聖帝王の堯帝、舜帝、禹王、湯王が支那全國を平治するに専らになり、養由基と云ふ弓射る名人が弓射ることを成業するに専らになり、庖丁と云ふ宰割の名人が牛を宰割するに専らになり、師曠と云ふ音聲聞の名人、扁鵲と云ふ病を治す名人、市宜僚と云ふ彈丸使の名人、奕秋と云ふ碁打の名人、劉伯倫と云ふ酒の味き名人、此の人等は専心にて修業して、好きこそ物の上手と云ふが如く、好む一事一藝を行ふを樂み、終身それを厭はずに居る。斯く専心になり居れば、何さて外の事を慕ふ暇があるものか。専修外の事を慕ひて精神の樂みを従るは皆其の専修すべき事の奥義も趣味も深く知らざる故にて、譬へば家ならば未だ堂奥へ造らず、美味ならば、鹹を嘔めて味ひ試さるが如しとの意なり。

○放膽文

て、利欲闘ひ進み、得ること有るも喪ふこと有るも、勃然として釋けず。然して後に一に書に決して而して後に旭幾す可きなり。今閑浮屠氏を師とす。死生を一にして外膠を解く。是れ其の心たる、必ず泊然として起る所

送高閑上人序

第二節は古人では無くて、唐時代の往時の書家張旭の事を述べて高閑を戒めんとす。さて言ふには、張旭は草書を能く書きたり。此の人は他の技を修業せぬ。草書かきに専心にて、喜び、怒り、窘窮、憂ひ、悲み、愉快にて心伏、怨恨、思慕、酩酊、無聊、不平、是等の情が發りて心が動くこと有れば、直ぐに必ず好む草書を書き、其の心を之に從して他の事を一切思はぬ草書に發する。又、物を觀ても、山水崖谷、或は鳥獸蟲魚、或は草木の花實、或は日月列星、風雨水火、雷霆霹靂、歌舞、戦闘、總じて天地事物の變などにて、喜ぶべく愕くべきことを見て感ずれば、他事を爲さず一心に書に心を寓せて書く。故に旭の書の變動は、猶鬼神の靈徳の測り量られず、端倪が無き様なるものなり。張旭は此の心がけにて生涯を送り、後世に名を遺せり。高閑上人よ、今上人の草書をかくに、張旭の心がけが有る哉。其の張の心がけに、其の筆跡のみを逐ひ慕

無く、其の世に於ける、必ず淡然として嗜む所無からん。泊

と淡と相遭ふ。頽墮

委靡、潰敗して收拾

すべからず。則ち其

の書に於ける、象の

然る無きを得んや。

然れども吾れ聞く。

浮屠の人幻を善くし

技能多しと。閑如し

○放膽文

送高閑上人序

ひたりきて名人になる目的は達し得まじ。されば上人は未だ能く張旭の心がけを見抜かざるなりとの意なり。第三節は張旭の精妙なる技能を得る方法と、高閑は到底張旭に及ぶ能はぬ意を述ぶ。さて言ふは、張旭に及ぶ方法は、事物の利害を必ず明かにして、それを錙銖も遺すこと無く、精修の情を心の中に炎の如く熾にし、他よりも技倆勝らん、譽められたしとの利欲競争心進み、揮毫熱心中には意に得ること有り、喪心すること有りて、それが勃然と起り、心が固まりて釋けず、左様になりて後に心を一途に書に決したらば、そこへ旭に近寄れるならん。されども今上人は浮屠氏を師として死後も生前も同一に悟りて、我れに及ぶ利害得喪の外より膠り着くを解く。是れで心は必ず泊然として起る所無く、又淡然として世には何も嗜む所は無し、其の泊と淡とが相遭ひて心が頽墮委靡潰敗れて拾ひ收ることならぬ様で活氣が無き故、其の書は活

其の術に通せば、則ち吾れ知ることも能はず。

讀法

般員外回鶻に使用するを送る序。韓昌黎、唐天命を受けて天子と爲り、凡そ四方の萬國、海の内外を問はず、小大と無く、咸く朝に臣順し、時

氣の無き象無き様には書けまじと論じつめたり。第四節は撚を戻して、されど吾れは浮屠の人たる僧侶は幻術を善くし、尙ほ他に技能多しと聞き居る。上人も若し其の術に通じて居れば張旭の如く書けるか。吾れ知る能はぬ也。

【文法】此の文は冒頭より心術を言ひ、無中に有を生ずる格なり。

送般員外使回鶻序 韓昌黎

これは尙書虞部員外郎の官を有する般甫と云ふ人、勅使の副使になりて、北方(今の蒙古地)の夷狄なる回鶻の地へ行くを送りし序文なり。

唐受天命爲天子。凡四方萬國。不問海内外。無小大。咸臣順於朝。時節貢水土百物。大者特來。小者附集。元和

節に水土百物を貢す。大なる者は特來し、小なる者は附集す。元和睿聖文武皇帝既に位を嗣ぎ、悉く方内を治め、法度に就かしめ、十二年詔して曰く。四方萬國、惟回鶻のみ唐に於て最も親し。職を奉ずること尤も謹めり。

○放膽文

睿聖文武皇帝既嗣位。悉治方内。就法度。十二年詔曰。四方萬國。惟回鶻於唐最親。奉職尤謹。丞相其選宗室四品一人。持節往賜君長。告之朕意。又選學有經法。通知時事者一人。與之爲貳。由是般侯侑自太常博士。遷尙書虞部員外郎。兼侍御史。朱衣象笏。承命以行。朝之大夫。莫不出餞。酒半。右庶子韓愈執蓋言曰。

●放膽文

丞相其れ宗室四品一人を選び、節を持して往て君長に賜ひ、之れに朕が意を告げしめよ。又學に經法有り、時事に通知する者一人を選んで、之れが與めに貳と爲よと。是れに由て殷侯侑、太常博士より、尙書虞部員外郎に遷

送殷員外使回鶻序

百十四

殷大夫。今人適數百里。出門惘惘有離別可憐之色。持被入直三省。丁寧顧婢子。語刺刺不能休。今子使萬里外國。獨無幾微。出於言面。豈不眞知輕重大丈夫哉。丞相以子應詔。眞誠知人矣。士不通經。果不足用於是相屬爲詩。以道其行云。

此の文章は三節に分けて解くべし。第一節は唐主たる李氏が天命を受けて天子に爲り、凡そ四方の多き國は沿海なる海の内と外とを問はず、又大國にても小國にても成唐朝に臣となりて順

り、侍御史を兼ね、朱衣象笏、命を承けて以て行く。朝の大夫出餞せざることを莫し

洒半にして右庶子韓愈、蓋を執り言つて曰く。殷大夫、今人數百里に適く。門を出れば惘惘として離別憐れむ可きの色有り。被を持して三省

●放膽文

送殷員外使回鶻序

百十五

ひ、時節には海河に産せし物、陸上の土地に生ぜし種々多くの物を貢獻し、大國は特に獨立にて來り、小國は大國に附屬して來り集まるさの意なり。第二節は元和年中の憲宗と云ひし皇帝（睿聖文武と生存中より上りたる諡號なり。）が既に位を嗣ぎ、方内を太平に治め、國人に能く法度を守らせ、即位の年より十二年目に詔して、四方の多き國中にては、惟回鶻のみは我が唐と最も親し、而して屬國たる職を奉ずること尤も謹む。依て丞相（大臣）よ、宗室中の位四品の者一人を選び、使者の印なる節旄を持ち、回鶻の國へ行き、君長たる可汗に下賜すべき物を下賜して、朕の意思を告げしめよ。之れを正使として、別に又、經義（人道）と法度との學ありて、時事を通じて知る者一人を選び、正使の爲に貳として副使の任に當らせよと、勅命ありし也。第三節は副使殷侑の出發を見送ることを述ぶ。右の勅命に因り

○放膽文

に入直するに、丁寧
に婢子を顧み、語刺
刺として休むこと能
はず。今子萬里外國
に使い、獨り幾微の
言面に出づること無
し。豈真に輕重を知
る大丈夫ならずや。
丞相子を以て詔に應
ず。真に誠に人を知
れり。士經に通せず

送殷員外使回體序

て丞相は、皇族なる宗正少卿と云ふ役を勤むる李孝誠を正使に
選み、殷侑を副使に選み、是れに由りて殷侯侑（侯に當る位階
を有する故に斯く云ふ）は、太常博士なりしを、尙書虞部員外
郎兼侍御史に官を進め、侍御史相當の朱衣と象牙の笏との扮裝
にて勅命を承りて行くことになり、朝廷の大夫は見送りに出で
、錢別の盃せぬ者は無く、韓退之は此の時太子付の右庶子と
云ふ官職を帯びて居し故、尤も朝廷の大夫格にて見送り、酒宴
の席にて酒が半ばになりたるとき盞を取りて祝して、殷大夫よ
今の人は國內の僅か數百里（六丁一里）に行くさへも、門を出れ
ば惘々として氣拔した様で、他より見ても離別の情を氣の毒に
思ふほどなり。將又旅行で無くても、下部に被を持たせて、尙
書省、門下省、中書省の三役所の内へ常直に行くにも、丁寧
に婢下を顧みて、死別れても行く様に、刺刺と語ふて休めること
能はぬ。然るに今貴殿は、萬里もある遠き外國へ使節に行くに

んば、果して用ゐる
に足らずと、是に於
て相屬して詩を爲り
以て其の行を道くと
云ふ。

讀法

原毀。韓昌黎の
古の君子は其の己れ
を責むるや重以て周
其の人を待つや輕以
て約。重以て周。故

○放膽文

原毀

古之君子。其責己也重以周。其待人
也輕以約。重以周。故不怠。輕以約。故
人樂爲善。聞古之人。正論有舜者。其爲

原毀

韓昌黎

離別の憂を幾微も語にも面にも出さぬ。我が家の事は私事に
て輕し、君命は重しと辨へて居らる。何と真に輕重を辨知する
大丈夫では御坐らぬか。丞相が貴殿をば、詔命に應じて選まれ
たは、眞誠に人物を知りたるなり、士たる者は經義に通じて人
の道を知らざれば果して用ゐるに足らぬと褒め、於是で見送人
が皆々互ひに祝ふ詩を爲り、道開きしたりとの意也。
【文法】前半は敘事にて後半は議論なり。送序の正體とす。

これは毀の由て起る本を尋れ出して論ぜし文なり。

に怠らず。輕以て約
 故に人善を爲すを樂
 び。聞く古の人舜な
 る者有り。其の人と
 爲りや仁義の人なり
 其の舜たる所以の者
 を求めて、己れに責
 めて曰く。彼れも人
 なり予れも人なり。
 彼れ是れを能くして
 我れは乃ち是れを能

人也。仁義人也。求其所以爲舜者。責
 於己曰。彼人也。予人也。彼能是。而我
 乃不能是。蚤夜以思。去其不如舜者。
 就其如舜者。聞古之人有周公者。其
 爲人也。多材與藝人也。求其所以爲
 周公者。責於己曰。彼人也。予人也。彼
 能是。而我乃不能是。蚤夜以思。去其
 不如周公者。就其如周公者。舜大聖
 人也。後世無及焉。周公大聖人也。後

くせず。蚤夜に以て
 思ひ、其の舜の如く
 ならざる者を去て、
 其の舜の如き者に就
 く。聞く古の人周公
 なる者有り。其の人
 と爲りや材と藝と多
 き人なりと。其の周
 公たる所以の者を求
 めて、己れに責めて
 曰く。彼れも人なり

世無及焉。是人也。乃曰。不如舜。不如
 周公。吾之病也。是不亦責於身者。重
 以周乎。其於人也曰。彼人也。能有是
 是。足爲良人矣。能善是。是足爲藝人
 矣。取其一。不責其二。即其新。不究其
 舊。恐恐然。惟懼其人之不得爲善之
 利。一善易修也。一藝易能也。其於人
 也。乃曰。能有是。是亦足矣。曰。能善是
 是亦足矣。是不亦待於人者。輕以約

予れも人なり。彼れ
 是れを能くして、我
 れ乃ち是れを能くせ
 すと。蚤夜に以て思
 ひ、其の周公の如く
 ならざる者を去て、
 其の周公の如き者に
 就く。舜は大聖人な
 り。後世及ぶこと無
 し。周公は大聖人な
 り。後世及ぶこと無

乎。今之君子則不然。其責人也詳。其
 待己也廉。詳故人難於爲善。廉故自
 取也少。己未有善。曰我善。是亦足
 矣。己未有能。曰我能。是亦足矣。外
 以欺於人。內以欺於心。未少有得而
 止矣。不亦待其身者已廉乎。其於人
 也。曰彼雖能。是其人不足稱也。彼雖
 善。是其用不足稱也。舉其一。不計其
 十。究其舊。不圖其新。恐恐然惟懼其

し。是の人や乃ち曰
 く。舜の如くならず
 周公の如くならず
 は吾が病なりと。是
 れ亦身に責むる者重
 以て周ならずや。其
 の人に於ける、曰く
 彼の人や能く是れ有
 り。是れ良人たるに
 足れり。能く是れを
 善くす。是れ藝人た

人之有聞也。是不亦責於人者已詳
 乎。夫是之謂不不字疑。以衆人待其身。而
 以聖人望於人。吾未見其尊己也。雖
 然。爲是者有本有原。怠與忌之謂也。
 怠者不能修。而忌者畏人修。吾嘗試
 之矣。嘗試語於衆曰。某良士。某良士。
 其應者必其人之與也。不然則其所
 疎遠不與同其利者也。不然則其畏
 也。不若是。強者必怒於言。懦者必怒

るに足れり。其の一
を取て其の二を責め
す。其の新に即て其
の舊を究めず、恐恐
然として惟其の人の
善を爲すの利を得ざ
ることを懼る。一善
は修め易きなり。一
藝は能くし易きなり
其の人に於けるや乃
ち曰く。能く是れ有

於色矣。又嘗語於衆曰。某非良士。某
非良士。其不應者。必其人之與也。不
然則其所疎遠。不與同其利者也。不
然則其畏也。不若是。强者必說於言。
懦者必說於色矣。是故事修而謗興。
而望名譽之光。道德之行。難矣。將有
作於上者。得吾說而存之。其國家可
幾而理歟。

り、是れ亦足れり。
曰く能く是れを善く
す。是れ亦足れり。
是れ亦人を待する者
輕以て約ならずや。
今の君子は則ち然ら
ず。其の人を責むる
や詳。其の己れを待
つや廉。詳故に人善
を爲すに難る。廉故
に自ら取るや少し。

此の文章は五節に分けて解くべし。第一節は古の君子は己れの
不善を責めて改心するを重くして、人の不善を責むることを輕
くせしことを述ぶ。さて述ぶるに、古昔の君子即ち道德ありて
上位に在りし人は、己れに不善無きやうに心に注意し、己れ
を責むることは重くて周く心の隅々まで行届かせて些細の不善
も無くせん心かけ、人にこれを望むことは輕くして約やかに
ありたり。されば己れを責むる心が重くて周く行渡る故に日
過ちを改めて道德を積むことを怠らず。人に己れを責むるを望
むこと輕くして約やか故に、此方へ對して小善にても褒められ
んとして却つて善を爲すことを樂む。この意なり。
第二節は古人が己れを責めたる實例を擧ぐ。さて言ふには、自
分は聞き居るに、古の人に舜と云ふ者ありて、其の人を爲りは
博く物を愛し、事は道義に叶へることを行ふ人にてありたりと
ぞ。依て時の人はこれを龜鑑にして、舜の様に仁義の人になら

己れ未だ善有らず。曰く我れ是れを善くす。是れ亦足れり。己れ未だ能くするこ
と有らず。曰く我れ是れを能くす。是れ亦足れり。外以て人を欺き、内以て心を欺く。未だ少しくも得ること有らずして止む。亦其の身を

ん志し。己れの心に責めて、彼の舜も人なれば予も人にて、人たるに異り無し。彼れ舜が仁義を能く行ひて、我れは能くせぬと云ふ答は無し。考へ、朝より夜まで工夫して思案を凝らし、行爲中にて舜の如くならざることを取去りて行はず。舜の行ふ行爲の如きことを行ひ、重く己れを責めて道徳を身に積みたり又聞くに、古の人に周公と云ふ者ありて、其の人を爲りば徳義の材能と世を治むる才藝と多き人にてありたりとぞ。これも時の人は標準にして、己れの心を責めて、彼の周公も人なれば、予も人なりとて、舜を龜鑑にしたる如くに道徳の修業を爲したり舜帝も周公も生れつきの大聖人にて、後世の者はいかに勉強しても及ばぬ。それでも倦ます怠らずに己を責めて改心を積み、其の人が心中にて獨語するに、此の様に研修するに舜の様に周公の様に爲れぬは吾が病なり。舜や周公を健康なる人に見て己れを比すれば、己れは彼の人の如く仁義の人にならざる故、

待する者已だ廉ならずや。其の人に於けるや曰く。彼れ是れを能くすと雖も、其の人稱するに足らず。彼れ是れを善くすと雖も、其の用稱するに足らずと。其の一を擧げて其の十を計らず。其の舊を究めて其の新を圖らず。

健康者に對する病者なりと覺悟し、いかにもして道義上の健康者に爲らんを勉めたり。是れは我が身を責むること重くて周く穿鑿するでは無い乎。感心なる心がけぞこの意なり。第三節は人の不善を咎め責むることが輕きことを述べ。古人は人を待ふに、彼の人は能く善を行ふことが有る。是れならば良き人とするに足る。又、材藝を善くする。是れならば材藝ある人とするに足ると言ひ稱めて、一つ善き行ひがあれば、一時に二つまでも善くせよと責めず、新たに善き行ひがあれば、そのみを稱め、舊き不善の行爲を究めて言はず。己れは恐然として對する人が善を爲す利益を得ざることを懼れ、善を爲させんとのみ望み居る。總じて一の善行は身に修め易し。又、一の藝事も能くし易し。依て其の人は自分には能く善を行ふこと有りて善人としられるに足る。藝事も能く出来る。これも用に立つに足ると曰ひ。生々として善行と藝事を勵む。是れを人

○放膽文

恐恐然として惟其の人の聞くこと有るを懼る。是れ亦人に責むる者已だ詳ならずや。夫れ是れを之れ衆人を以て其の身を待し、聖人を以て人に望むと謂ふ。吾れ未だ其の己れを尊ぶを見ざるなり然りと雖も、是れを爲す者

原毀

を待ふは輕くて約やかにて、善に趨かしむるに益が有るでは無い乎との意なり。第四節は今の唐時代の君子とも言はるゝ身分の有る者は全然で古人の反さのこを述ぶ。さて言ふには、今の君子と見らるゝ者は、左様で無し。何事も古人の反にて、人を責むるこは詳かに隅から隅まで行き渡りて、己れを待ひ、心中の不善を穿鑿するこは廉さして粗相にて、人を責むるこが詳なる故に、是れ位の小善にては褒められせぬと思ひて、善を爲すこを爲し難く感じて憚り、己れを責むるこを廉さして心を深く詳く用ぬ故に、自分の身に結構なる道義を取り、それを積みて道徳を備へるこが少なし。されは不道徳の人なるに、それにも拘らず、己れに未だ善行有らざるに、我れには善行あり。是れにて善人とも君子とも云ふに足るさ曰ひ、己れに能くする材藝も有らざるに、我れは是れを能くする。是れにて國家の用に足

は本有り原有り。怠と忌との謂なり。怠る者は修むること能はず。忌む者は人の修むるを畏る。吾れ嘗て之れを試む。嘗て試みに衆に語て曰く。某は良士某は良士と。其の應ずる者は、必ず其の人の與なり。然らずんば則

○放膽文

原毀

るこ自分免許の法螺を吹き、外は人を欺き、内は己れの良心を欺き、未だ少しも道徳を身に得るこ有らずして止む。何と己れの身を待ひ責むるこは不爲なる廉さしたる鹿相なこでは無いか。人を責むるに如何に曰ふかさ云へば、彼れは少し善行は有るけれども、人物が稱るに足らぬ。彼れは材藝は少し有る様なれども、其の効用は稱るに足らぬさ曰ひて毀し、過失が一件あれば、それを仰々しく言ひて、十件の中には善き行ひも有るに其れは稱めず、舊き過失を穿鑿して許き露はし、新たな善行を言はず、惟々對する人が才徳ありさて世間で譽められはせぬかさて、それを恐々然として懼れる。己れ怠けて居ながら道徳の勉強家に劣るを口惜しがるなり。是れ亦人に善を爲せよと責むるこが己だ詳では無い乎。愚物連中の衆人は、己れの心を一向責めぬ。夫れ此の心がけを碌々たる衆人の心がけにて我が身を待ひ、一向心を責めずに居て、人を聖人と思ひて、少

ち其の疎遠にして與に其の利を同うせざる所の者なり。然らずんば則ち其の畏るゝなり。是の若くならずんば、強者は必ず言に怒り、懦者は必ず色に怒る。又嘗て衆に語て曰く。某は良士に非ず某は良士に非ずと。其の應

しの過失も喧ましく責め、缺點の無き者と思ひて改善を望むこと謂ふべきものなり。此の心がけにては、吾れは未だ己れを尊ぶさは見ぬ。大きに己れを卑しめて愚人にして居ると思はるゝの意なり。
第五節は、文題の如く、毀の生る本原を述ぶ。前節の如く己れに賢才も無きに有るが如く誇り、人の過失を許きて善行を隠しつゝ己れを卑しむに落つるが、然りも雖も左様なる心がけを有つは其の本原あり。他にては無し、忘るゝ思むゝに原づく。何さなれば、忘る者は身を修めて道徳を積むこと能はず。思む者は人が身を修めて才徳を養成し、自然名を揚ぐるを畏るゝなり。自分は嘗て此の愚者人情を試みたることあり。試験の爲めに衆人に對して誰れは善良の士なり、誰れは賢才ある士なりと評せしに、左様と曰ひて應じたる者は、必ず譽められた人の黨與の者が、左様で無くば譽められた人とは疎遠にて、共に利益を

せざる者は、必ず其の人の與なり。然らずんば則ち其の疎遠にして與に其の利を同うせざる所の者なり。然らずんば則ち其の畏るゝなり。是の如くならずんば、強者は必ず言に説び、懦者は必ず色に説ぶ。是の故に事修まりて

同じくせざる人にて、譽めても毀りても利害の關係なき人が、左様で無くば應じて共に譽めては、其の人を敵として居る側の勢力家に怒らるゝを畏るゝ者なり。此の三種の小人共の他に正直にて氣強き者は、必ずそれは相違である、良士で無しと云にて怒り、懦き者は必ず面色にて怒る。其の反にて或る時又、誰は良士で無い、誰は良士で無いと曰ひて試したる處、否々といひて應ぜぬ者は前に言ひたる三種の小人共にて、三種人の様で無き氣の強き者は、左様く良士では無しと云に吐して心地よがり、懦き者は面貌で心地よがる。今の君子と云はるゝ者の心がけが、斯様である故に、事を行ふに身が修まれば勝りか興り、道徳が高くなれば綱々、毀りが来る。嗚呼歎かばしき事哉、士たる者が身を此の様な世に處して、名譽の光りを身に添へんことを望み、道徳の行はれんことを望むは難きことなり。今にも上に有力者が起りて、世道人心を匡正せんとするならば

○放膽文

謗興り、徳高くして
毀來る。嗚呼士の此
の世に處て、名譽の
光、道徳の行はれん
ことを望むは難し。
將に上に作す者有ら
んとすれば吾が説を
得て之れを存せば、
其れ國家は幾して理
む可き歟。

原毀

吾が此の原毀の説を得て、存して用ゐしならば、國家の理が立つに庶幾からんとの意なり。
〔文法〕これも双關法にて、八股體をも云ふなり。此の體の文を作るに熟すれば、必ず能く論文を作り得ん。此の篇の巧處と妙處とは、他人の言辭に假托けて、世俗の情狀を模寫するに在り熟讀して妙味を味はふ可し。作文の結構は、一正として古人の心がけの正しきを其のまゝ述べ擧げ、一反として今の唐時代の人の不心がけを、古人の行爲に反して述べ列ね、古の正を述べて關門の片方一扇とし、今の不正を述べて一方の門扇とし、其れを結びて門を挿し、又兩門扇とするが如く雙關法にて作れり。これは前の、宰相に上つる第二の書と略相似たり。作り習ふ者は、此の心得ある可し。

文章軌範卷之一終

文章軌範卷之二 王字集

放膽文

放膽文。
諍臣論。韓昌黎の
或ひと諫議大夫陽城
を愈に問ふ。以て有
道の士と爲す可きか
學廣くして聞くこと
多く、聞を人に求め
ず、古人の道を行ひ
晋の鄙に居る。晋の
鄙人其の徳に薰じて

○放膽文

王字集

此の王字集は同じ放膽文中にても手荒き作り方にて、事のは非善惡を辨斥難詰して攻撃する類の文集なり。音聲も面色も厲しく筆端尖く鋒鋭を露はして少しも容赦するところ無けれども、語氣も筆力も雄れて健くて、光燄が高く燃立つ如く文章が際立ちて華やかにて、長遠に何處までも行渡り、之れを讀めば人の意思が強くなりて精神を爽かならしむ。初學の者が之れを熟讀して充分腹に入り、會得して尙且つ作り習ひて熟すれば、必ず雄健なる文章を書き得る。支那の官吏擧用は場屋と云ふ試験場中にて、文章を作らせ書かせ、其の成績にて及第にも落第にもなるなり。千萬人もの多き受験生中にて、此の様なる文章を書くに熟して居

○放膽文

善良なる者幾千人。大臣聞て之れを天子に薦め、以て諫議大夫と爲す。人皆以て華と爲す。陽子色喜ばず。位に居ること五年。其の徳を視るに草野に在るが如し。彼れ豈富貴を以て其の心を移易せんやと愈之れに應へて曰く

評臣論

百三十一
れば、試験官の有司は、いかにも目を刮つて見て、驚歎して高點を與へ、優等の及第させて、必ず擧用して任官さする云ふ。

諍臣論

韓昌黎

此の文章は天子に諫言する官を帯びたる廷臣の是非を論じしなり。時の諫議大夫陽城と云ふ人の職掌の上に心得ぬこと有りし故に此論を作りしこの事なり。諍は言にて争ふ也。或問諫議大夫陽城於愈。可以爲有道之士乎哉。下乃疑詞。連學廣而聞多。不求聞於人也。行古人之道。居於晉之鄙。晉之鄙人。薰其徳而善良者幾千人。大臣聞而薦之天子。以爲諫議

○放膽文

是れ易に謂はゆる其の徳を恒にす貞。而して夫子は凶なる者なり。惡んぞ有道の士たるを得んや。易の蠱の上九に在て云く。王侯に事へず其の事を高尚にす。蹇の六二は則ち曰く。王臣蹇蹇、躬の故に匪すと。夫れ居る所

評臣論

百三十三

大夫。人皆以爲華。陽子不色喜。居於位五年矣。視其徳如在草野。彼豈以富貴移易其心哉。愈應之曰。是易所謂恒其徳貞。而夫子凶者也。惡得爲有道之士乎哉。在易蠱之上九云。不事王侯。高尚其事。蹇之六二。則曰。王臣蹇蹇。匪躬之故。夫不以所居之時不一。而所蹈之徳不同也。若蠱之上九。居無用之地。而致匪躬之節。以蹇

○放膽文

の時一ならずして、
踏む所の徳同じから
ざるを以てするにあ
らずや。蠱の上九の
若く、無用の地に居
て、匪躬の節を致し、
蹇の六二、王臣の位
に在るを以てして、
事へざるの心を高く
すれば、則ち冒進の
患生じ、曠官の刺興

評臣論

之六二。在王臣之位。而高不事之心。
此一段六句、是雙關文法、韓文公專喜用之、可以爲法、則冒進之患生。
應無用、曠官之刺興、應王臣不而尤之不終無也。今陽子實一匹夫。
在位。不爲不久矣。聞天下之得失。不
爲不熟矣。天子待之。不爲不加矣。而
未嘗一言及於政。視政之得失。若越
人視秦人之肥瘠。忽焉不加喜戚。於
其心。問其官。則曰。諫議也。問其祿。則

る。志則る可らず
して尤之れ終に無か
らず。今陽子は實に
一匹夫。位に在るこ
と久しからずと爲す
天下の得失を聞くこ
と熟せずと爲す。天
子之れを待すること
加へずと爲す。而し
て未だ嘗て一言政
に及ばず。政の得失

○放膽文

評臣論

曰。下大夫之秩也。問其政。則曰。我不
知也。有道之士。固如是乎哉。既得且吾
聞之。第二段有官守者。不得其職。則去。有
言責者。不得其言。則去。今陽子以爲
得其言乎哉。得其言。而不言。與不得
其言。而不去。無一可者也。陽子將爲
祿仕乎。第三段古之人有云。仕不爲貧。
而有時乎爲貧。謂祿仕者也。宜乎辭
尊而居卑。辭富而居貧。若抱關擊柝、

を視ること越人の秦人の肥瘠を視るが若く、忽焉として喜戚を其の心に加へず。其の官を問へば則ち曰く諫議なりと。其の祿を問へば則ち曰く下太夫の秩なりと。其の政を問へば則ち曰く我れ知らざるなりと。有道の士は固

者可也。蓋孔子嘗爲委吏矣。嘗爲乘田矣。亦不敢曠其職。必曰會計當而已矣。必曰牛羊遂而已矣。若陽子之秩祿不爲卑且貧。章章明矣。而如此其可乎哉。或曰否。非若此也。夫陽子惡訕上者。惡爲人臣。招其君之過。而以爲名者。故雖諫且議。使人不得而知焉。書曰。爾有嘉謀嘉猷。則入告爾后于內。爾乃順之於外。曰。斯謀斯

より是の如きか。且つ吾れ之れを聞く。官守有る者は其の職を得ざれば則ち去る言責有る者は其の言を得ざれば則ち去ると。今陽子は以て其の言を得たりと爲るか。其の言を得て言はざると、其の言を得ずして去らざると

猷。惟我后之德。夫陽子之用心亦若此者。愈應之曰。若陽子之用心如此。茲所謂惑者矣。入則諫其君。出則不使人知者。大臣宰相之事。非陽子之所宜行也。夫陽子本以布衣隱於蓬蒿之下。主上嘉其行誼。擢在此位。官以諫爲名。誠宜有以奉其職。使四方後世知朝廷有骨鯁之臣。天子有不僭賞。從諫如流之美。庶巖穴之士聞

は、一の可なる者無し。古の人云ふこと有り。仕は貧きが爲めにせず。而れども時有りてか貧きが爲めにす。祿仕する者を謂ふなり。宜なる乎、尊きを辭して卑きに居り。富を辭して貧きに居る。抱關擊柝の若き者は可なり。

而慕之。束帶結髮。願進於闕下。而伸其辭說。致吾君於堯舜。熙鴻號於無窮也。若書所謂。則大臣宰相之事。非陽子之所宜行也。提綬得醒。且陽子之心。將使君人者。惡聞其過乎。是啓之也。或曰。第五陽子。不求聞。而人聞之。不求用。而君用之。不得已。而仕守其道。而不變。何子過之深也。愈曰。自古聖人賢士。皆非有心求於聞用也。閱其

り。蓋し孔子嘗て委吏と爲る。嘗て乘田と爲る。亦敢て其の職を曠うせず。必ず曰く會計當る而已と。而巳と。陽子の秩祿の若きは、卑且つ貧たらざることを章として明かなり。而るに此の如くにして其

時之不平。人之不達。得其道。不敢獨善其身。而必以兼濟天下也。孜孜矻矻。死而後已。故禹過家門不入。孔席不暇暖。而墨突不得黔。彼二聖一賢者。豈不知自安佚之爲樂哉。誠畏天命。而悲人窮也。夫天授人以賢聖才能。豈使自有餘而已。誠欲以補其不足者也。耳目之於身也。耳司聞。而目司見。聽其是非。視其險易。然後身

れ可ならんや。或は
 曰く否此の若くなる
 に非ざるなり。夫れ
 陽子は上を誦る者を
 惡む。人の臣と爲り
 て、其の君の過ちを
 招げて以て名を爲す
 者を惡む。故に諫且
 つ議すと雖も、人を
 して得て知らざらし
 む。書に曰く。爾嘉

得安焉。聖賢時人之耳目。時人聖賢
 之身也。且陽子之不賢則將役于賢
 以奉其上矣。若果賢則固畏天命而
 閔人窮也。惡得以自暇逸乎哉。或曰
 吾聞君子不欲加諸人而惡訐以爲
 直者。若吾子之論直則直矣。無乃傷
 于德而費于辭乎。前五段攻撃陽子、自是說
 人之辭以攻己、其言
 甚峻、此文法最高、好盡言以招人過國
 武子之所以見殺於齊也。吾子其亦

謀嘉猷有らば、則ち
 入て爾の後に内に告
 げ、爾乃ち之れに外
 に順つて曰へ。斯の
 謀斯の猷は、惟れ我
 が後の徳と。夫れ陽
 子の心を用ゐるも、
 亦此の若き者なりと
 愈之れに應へて曰く
 若し陽子の心を用ゐ
 ること此の如くなら

聞乎。愈曰。人來攻撃者甚急、
 看他分解得好、君子居其位則
 思死其官。未得位則思修其辭以明
 其道。我將以明道也。非以爲直而加
 人也。且國武子不能得善人而好盡
 言於亂國。是以見殺。傳曰。惟善人能
 受盡言。謂其聞而能改之也。子告我
 曰。陽子可以爲有道之士也。今雖不
 能及已。陽子將不得爲善人乎。此未句、結
 得絶妙、

此の文章は四節に分けて解くべし。第一節は、韓退之が陽城が

ば、茲れ謂はゆる惑
へる者なり。入ては
則ち其の君を諫め、
出ては則ち人をして
知らしめざる者は大
臣宰相の事、陽子の
宜しく行ふべき所に
非ざるなり。夫れ陽
子は本と布衣を以て
蓬蒿の下に隠る。主
上其の行誼を嘉して

諫議職を曠くし居るを論ぜんとする故に、或る人が問ふ詞を設けて、論の柱たり基たりにしたり。其の問は、或る人が韓退之に向ひて、今の諫議大夫の陽城と云ふ人は如何なる人物ならんか。道義を躬行する道徳家で有らんか。道義の學は廣くて、人の道な心得居ることには明るし。又道義上の事を聞き居ることは多し、而して身は徳行あるを自負して、聞れを人に求めず、古人の如くに楽しんで道義を行ひ、昔し晋の國でありたる中條山の柳谷に隱遁して居り、其の地の鄙人は、陽城の道徳高きに驚陶せられて、感化して、善良の者が幾千人とも云ふほど多く生たり。其の事を在朝の大臣が聞て、天子に奏して薦擧し、政事上の非なることを諫め議する中、利役の諫議大夫と云ふ役に附けたり。斯くも片田舎に居たる隱遁者が利役に登りて出世したること故、人は皆驚嘆して光榮だ、榮譽だ、榮華だと言ひ、譽めて羨まざる者は無かりき。然るに陽城子は一向喜ぶ色が無く

擢で、此の位に在り
官諫を以て名と爲す
誠に宜しく以て其の
職を奉ずること有て
四方後世をして、朝
廷に骨鯁の臣有て、
天子借賞せず、諫に
従ふこと流る、が如
きの美有るを知らし
むべし。庶はくば巖
穴の士、聞て之れを

て、諫議大夫の任に居ること五年間なりしが、其の平生の行状を視るに、隱者としての道徳に叶ふ行爲のみにて、中條山の草野に居たるさきさ少しも異らぬ。尋常の人なれば、斯く出世をすれば心が更りて、行状が易るものなれども陽城子は更に人爵を得たるが爲めに心を移さぬ。彼の陽城子は、何さて富貴になりたりとて、其れに心を移し易る人であるものか。大譽に譽めたり、韓退之は自分に人物いかにと質問されたる事ゆゑ、それに應へて、先づ易を引いて御答へ申す。陽城子は易に謂ふ所の恒の卦の六五の爻の詞に、其の徳を恒にす貞、而して夫子は凶なる者なりとあるに當る。(六五は卦の下より上へ五ツ目の陰爻たり。)其の徳さは行爲なり。行爲に變易なく、常に他に従ふは、其の行爲を常にすることにて女子には貞に叶ふが、夫子には凶なり。今陽城子は女子の如くに、草野に居しききも同じ行爲にて男らしく諫議の職掌を盡さるは只唯々と言ひて従ひ居

慕ひ、束帶結髮し、闕下に進み、其の辭説を伸べ、吾が君を堯舜に致し、鴻號を無窮に潤むることを願ふ。書に謂ふ所の若きは、則ち大臣宰相の事、陽子の宜しく行ふべき所に非ざるなり。且つ陽子の心、將に人に君たる

る女子も同様にて、夫子には凶なる故に、何とて有道の士と爲すことを得んや。陽城子は、有道の士では無し。又、易にて答ふる。易の蠱の卦の上九（一番上の陽爻）に、王侯に事へず、其の事を高尚にすよ云ひあり。又蹇の卦の六二（下より二ツ目の陰爻）に、王臣蹇々、躬の故に匪すよ、何れも爻詞に曰ひある。陽城子は夫れ、以前と今は居る所の時が同一ならず、蹈行ふ所の徳行も同一ならざる故では無いか。蠱の卦の上九の爻詞の如く、王侯に事へぬ無爲の地に居て、躬の故に匪すよ心得。諫議官に任じて忠節を盡さんとし、蹇の卦の六二の爻は王臣の位なり。其の王臣の位たる諫議官に任じて居ながら、王侯に事へぬこの心を高尚に有ち居るが如し。それにては何方にも屬かぬ向ふ見ずなる無理なることを爲し居るなり。されば辨へも無く只々冒りて向ふ見ずに進みて任官したる患が生り、諫議官にてありながら諫めも諱しもせぬ不動して、官職を曠くする刺が興る。孔子が

者をして其の過ちを聞くことを惡ましめんとする乎。是れ之れを啓くなり。或は曰く。陽子は聞を求めずして人之れを聞き、用を求めずして君之れを用う。已むを得ずして仕へ、其の道を守つて變せず何ぞ子之れを過むる

作られたる易の十翼には、蠱の卦の上九の象傳に、志則る可き也と贊せられたるが、斯く冒進しては志は則るべからず。蹇の卦の六二の象傳には、終に尤め無き也と美められてあれど、曠官にては終に尤めが無くしてはならぬことなり。志も則ならず、勤務上に尤めが有る様にては、何とて有道の士ならんや。今陽城子は、諫議大夫の位に居ること久しからずと爲す。天下の政治の得失を聞きて、それを聞熟さぬことは無し。時の天子が待遇を加へられずと爲す。而るに未だ嘗てより一言も政治の得失を言ひ及ぼさず、政治の得失をば、得るか失るか言ふが役目でありながら、政治の得失を視ることは、全國の東南部の越の人が、西北部の秦の人の身體の肥瘠を視ると同様にて、無關係として何とも氣に掛けず、喜びも戚ひも爲す。貴公の官職はと問へば、諫議なりと答へ、其の俸祿はと問へば、下級大夫の俸祿なりと答へ、今の政治の得失はと問へば、我れば知らぬと答へる。有道の

○放膽文

の深きやと。愈曰く古より聖人賢士皆聞用を求むるに心有るに非ざるなり。其の時の不平、人の不達を閔へ、其の道を得て、敢て獨り其身を善くせず。必らず以て天下を兼濟するなり。孜孜矻矻として、死して後に已む

諍臣論

士云ふ者は固より是の如き感心せぬ者か。且又自分は聞居ることがある官に任じて其の官職大事を守る者は、官職通りに行へざれば辭し去る。又、君を諫める言を出す責任を帯びたる官ある者は、思ふ通りに諫言することを得ざれば、官を辭して去ることの事なり。今陽城子は政治の得失を言ふことを得て居ること爲るか。言ふことを得て居ながら言はざること、言ふことを得なくて去らざること、何れも一つも可なることは無い。して見れば諫議官は名のみにて實無し。然らば陽城子は、俸祿を取るが目的にて仕官を爲すか。古人が云ひしことあり。仕官するは貧困にて生計が立たざる故、生計資たる俸祿を得る爲めでは無い而しながら、時ありては貧で祿が欲しさに、それが爲めにするこの事なり。これは祿仕と云ふものにて、只々祿が欲しさに仕官する者を謂ふなり。實以て已むを得ず、食はぬが悲しさに官途に就き、奉職すること故、道を行ふ爲めの正當の仕官ならず。

○放膽文

故に禹は家門を過れども入らず。孔席暖なるに暇あらず。而して墨突黔きことを得ず。彼の二聖一賢は、豈自ら安佚するの樂たるを知らざらんや。誠に天命を畏れて人窮を悲むなり。夫れ天人に授くるに賢聖才能を以て

諍臣論

さる故に、誠に恥かしきことなり。依て祿仕する者は、尊き官職に就くを辭して、卑しき官に就き、富むほどの厚祿を受くることを辭して、貧しくても生きてさへ居らるればよいと云ふ程の祿を受けて居る。其の役目は、抱關が、擊柝の夜廻り役人か、可からん。孔子も一時貧の爲めに奉職せられしことあり蓋ふに、孔子は嘗て委吏とて魯國の君侯の金穀會計方に役付きたることあり、又、乘田とて、牛や羊を牧する牧場役人になりたることあり。斯様な卑しき職なりしかども、敢て其の職を曠にして不行届のことを爲したること無し。孔子たる自身では、必ず會計は當り居るぢや。牛も羊も生育を遂げて蕃殖するぢやと思ひ、良心に問ひて愧づることには無かりき。陽城子の俸祿の如きは、卑しくも無し、貧しき者の得る様なる少なきことにては無し、それらは爲さぬ。多く得り居ることは、章々として明かなり。さすれば恥かしき奉職ぶりなり。斯様な行爲では、

○放膽文

するは、豈自ら餘り有らしむる而已ならんや。誠に以て其の不足を補はんと欲する者なり。耳目の身に於けるや、耳は聞くことを司つて、目は見ることを司る。其の是非を聴き、其の險易を視、然して後に身安きことを得

評臣論

其れ可ならんや。可なる所は有るまじと貶し詰めたり。第二節は問ひたる或る人が、韓退之の答に服せずして、猶も陽城を回護曲庇することに設けて其の答として論じ詰むるなり。或る人は陽城子は此の如き人物にあらず。陽城子は君の悪を隠すべき忠義を心得居る故に、上を訕る者を悪む。人の臣と爲りて其の主君の過ちを擧げて己の名を好くする者を悪む。故に諫めも爲し、議しもするけれども、主君たる天子より他の人にそれを知らざらしむるなり。書經に申してあるでは御坐らぬか。成王が君陳と云ふ大臣に命じて、汝に嘉き謀、嘉き猷が有らば與殿へ入つて、汝の後たる此方に内部にて告げよ。斯くして汝は外に於ては、斯の謀、斯の猷は惟れ我が后たる今上陛下の御盛徳より出でたりと申せと御坐る。陽城子の心を用ゐるは此の如くなるが故に、諫議の職を盡して居ても、他の者には知れぬで御坐ると曰ひたり。韓退之は之に答へて、若しも足下の曰はる

○放膽文

聖賢は時人の耳目にして、時人は聖賢の身なり。且つ陽子不賢ならば、則ち將に賢に役せられ、以て其の上に奉せんとし若し果して賢ならば則ち固より天命を畏れて人窮を閑れむなり。惡んぞ以て自ら暇逸するを得んや。

評臣論

ゝが如くに、陽城子が心を用ゐるならば、これこそ謂はゆる惑へる者なり。それは書經の意味の取違なり。彼れは成王より大臣へ對しての命なり。入ては則ち其の君を諫め、出ては則ち人に知らしめざるは大臣宰相の心がくべき事なり。陽城子が宜しく行ふべき所に非ず。陽城子は本と布衣の者にて、蓬蒿の様なる田舎に隱遁して居り、主上は其の行誼の高きを聞しめして拔擢して諫議大夫に任じ、此の官位に在るなり。官は諫を以て名と爲す。誠に以て其の諫議する職を盡すべき筈なり。善く之れを勤めて四方の國々へも、又後の世にも、唐の朝廷には直言して憚らぬ忠義一途の臣が有りしと知らしむべきことなり。就ては天子は人物を僭賞へず、適當の人物を擧用して、其の諫言を聞入れ従ふこと流るゝが如き美事ありしと知らしむべきことなり。さすれば世を遁れて巖穴して居る賢人は、聞きて陽城子の人物を敬慕し、時は死後何はご年が立ち居ても、散ばら髪に

○放膽文

或は曰く。吾れ聞く君子は諸れを人に加ふるを欲せず。許いて以て直と爲す者を惡むと。吾子の論の若きは、直は則ち直なり。乃ち徳を傷けて辭を費すこと無からんや。盡言を好んで以て人の過ちを招ぐるは、國武子の齊

諍臣論

て居る者は冠下に結髪して、衣冠を着て即ち束帶して皇居の御門へ進みて、朝廷の御爲筋になる辭説を伸べ、吾が君たる天子をば、古の堯舜の如き聖帝に致し、鴻大なる美號を、永久無窮に照むることを願はん。重ねて申すが、書經に謂ふ所の若きは大臣宰相の事にて、陽城子の宜しく行ふべき所に非ざるなり併し且陽城子の心は、今から後に人に君たる者に、其の過失を聞くことを惡はさしむるつもりか。それにては是れ君主が過ちを文ることを啓き導くなり。甚だ不臣と謂はざるへからずと、又々言ひ破りたるなり。

第三節は問ふ者が、猶ほ服せずして陽城を曲庇ふことに設け、韓退之はそれを論駁するなり。論文は斯く敵を假設せずば盡せぬものさ知る可し。さて或る者が韓退之に對して、陽城子は自身より聞れを求めざるに、人が人物なりと聞き込み、即ち宰相たる者が人物と思ひて天子へ奏し、陽城子は用ゐらるゝを求め

に殺さるゝ所以なり吾子其れ亦聞く乎と愈曰く。君子其の位に居れば、則ち其の官に死せんことを思ふ。未だ位を得ざれば、則ち其の辭を脩めて以て其の道を明かにせんことを思ふ。我れ將に以て道を明かにせんとするなり

○放膽文

諍臣論

ざるに君主たる天子が擧用し、有難迷惑ながら陽城子は已むを得ず仕官し、仕官せしことは仕官せしが、隱遁者の道を守つて心がけを變へず。諫議官で京師に住居しても、田舎に隱者で居る心がけにて居たるなり。然るを何故子は陽城子を過ること深きやと咎めたり。韓退之は之れに答へて、古より以來、聖人や賢士は、皆名を聞知られ、己れを擧用せらるゝを求むるに心が有りしに非ず。小人輩の様に吾が名を知られたくて堪らぬ様なる卑しき根性は無し。惟其の時代の平穩で無きと、人々の身が達せずして困窮して居るさを憫み、道義を身に修め得たる者は、敢て獨り其の身を善人させずに、道徳が身に備はりあるを世に應用して、必ず全國內の人は勿論、總て社會の人を兼ねて濟ふことを勉め、孜孜として此の上無く勉強し、屹々として身は疲れ果て、死して後に已みたり。それ故に夏の禹王は、未だ虞の舜帝の大臣たりし時、支那全國九州が、洪水にて困りしを

以て直と爲して人に加ふるに非ず。且つ國武子は善人を得ること能はずして、盡言を亂國に好む。是を以て殺さる。傳に曰く。惟善人は能く盡言を受くと。其の聞て能く之れを改むるを謂ふなり。子我れに告げて曰く。陽

其の水はきを附けて救はんさて、舜帝を輔けて全國を奔走せられしとき、身は國民の爲めに死するつもりにて、廻り来りて、我が邸宅の門前を、幾回過りても入らず。孔夫子は六十七八歳の頃までも、何ぞぞして善き政治に爲し、國民を安堵させたしと思ひ、彼地此地に仁君を探れて奔走せられ、それが爲めに坐せし席は體温にて暖かくなるに暇あらず。墨翟と云ふ賢人も、兼愛するこの道を立て、全國を巡りて國民を安心させんとして奔走し、其の住居が頼りに轉る爲めに飯を炊く煙の煙突が黔む間は無かりき。彼の禹王孔子の二聖人、墨翟の一賢人は、何さて自分安佚するの樂みたるを知らざらんや。斯くも人の爲めに苦勞するは、誠に天より物を博く愛する仁義の性を身に享けて、それを應用せず居てはならぬと畏れ、人の困窮して居るを悲み、さてこそ善行に勉強するなれ。夫れ天が人に、賢徳、聖徳、才能を授け給ふは、何さて自分一人に道德の餘裕

子は以て有道の士たる可しと。今及ぶこと能はざるのみと雖も、陽子は將た善人たるを得ざらん乎。

子我

不求聞於人也の聞は、名が廣く聞へて、人に知らるゝことなり。故にホマレと訓む。蒸は、蒸陶感化さるゝ也。視其徳の徳は、行爲を謂ふなり。

あらしむるのみならんや。誠に以て他の智慧無き者、才徳無き者の如き道德不足の者を補はん欲し給ひてなり。耳目が身體に在るは、耳は聞くことを司り、目は見ることを司る。耳は是を非を聴分け、目は人の行爲の險しき易なるを視分くる然して後に身體の安全を得るなり。さすれば理想にては、聖賢は時と人との耳目同様にて、時と人とは聖賢の身體同様なり。されば他を兼濟するには、聖賢ならざれば能はず。且又陽城子不賢であれば、賢人に使役せられて、上たる者に奉職せんすべき者なり。若し果して賢人ならば、前に述べし如く、固より天命を畏れて、人の困窮を憫れむべきなり。國家の政治上を諫議し、得を實行させて、失を除くは國人の困窮を救ふと同様に歸するなり。然るに何さて自身暇にて逸して、飲友達を集めて、酒ばかり飲み、情け居るを得んやと云ふなり。第四節は、或る人は稍韓退之に言伏せられたるを覺り、韓退之

○放膽文

諍臣論

百五十四

恒其德は、身上相當の道徳の行狀を常に一定して易へざるなり。
 夫子は、男子を謂ふ。
 蹇蹇は、艱む貌なり。
 所蹈之徳は、實行する所の徳義なり。
 匪躬之節は、己れの身を顧みずに一途に忠節を盡すことなり。
 冒進は、向ふ見ずに貪り進むことなり。
 曠官は、官職の事を務めざるなり。

に忠告するに至りたり。さて或る人は、吾れは是れ、君子は人より己れに加ふるを欲せざることを人に加ふることを欲せずとも、許いて以て直と爲る者を惡むとも聞き居る。吾子の論の若きは直は則ち直なるが、それにては吾子の道徳を傷ひ、御身の爲めに益無き辭を費さるゝでは無きか。憚らずに我が思ふ儘を言ひ盡して、人の過失を擧げるは、國武子が齊の地にて殺されたる所以なり。吾子も聞居らるゝならん。聞居る乎と念おしたる故に、韓退之は答へて、君子たる者は一の官職に任じて居れば、國家の爲めには其の官職の爲めに忠死せんと思ふなり、又官職に任じ居らぬ處士ならば、事理至當の辭を修め言ひ立て、道義を明かにせんと思ふなり。此の韓愈は道義を明かにせんとするなり。我が身を正直の者として、人に迷惑を加ふるには非ず。且つ子が言はるゝ國武子は、相手の善人なるをも視ずに憚らずに言ひ盡したり。齊は亂國なりしに、左様なる國にて盡

待之は、待遇するなり。
 越人秦人は、地の遠く隔たるに比す。
 戚は、憂なり。
 秩は、祿なり。
 抱關擊柝、抱關は門番にて、擊柝は夜警なり。
 委吏は、出納を掌る吏。
 乘田は、牧畜掛りの吏。
 嘉謀は、よき考へにて、嘉猷はよき方法なり。
 骨鯁は、少しも憚らぬ也

諱の辨。韓昌黎。

○放膽文

諱

辨

百五十五

言せし故殺されたり。賢人の書遺されたる傳に、惟善人は能く盡言を受くると書きある。善人は聞流しにせず、聞きて能く過ちを改むるを謂ふなり。子は我れに、陽城子は有道の士と爲す可きかと曰ふ。陽城子は有道の士には及ぶこと能はぬのみなれど、善人たるを待ざらんや。善人ならば言へるであらうと結びしなり。
 【文法】此の作法を反題格と云ふ。題意を打返す義なり。又、問難攻撃文とも、擒縱法とも云ふ。

諱辨

韓昌黎

諱は目下の者が言ふことを思ひ目上の人の名なり。李賀と云ふ人、進士に擧げられ、父の名に差合ふことの疑難起りし故に、韓退之は、此の辨を作れり。

辨は、判別するこゝにて是非真偽を執り、大義を以て判断するなり。

諱

愈李賀に書を與へ。賀に進士に擧げらるるを進む。賀進士に擧げられて名有り。賀と名を争ふ者之れを毀つて曰く。賀が父の名は晉肅なり。賀進士に擧げられざ

愈與李賀書勸賀擧進士。賀擧進士有_リ名。與賀争_フ名者。毀_テ之曰。賀父名晉肅。賀不_レ擧進士爲_ニ勸_メ之擧者爲_ニ非_ト。聽者不_レ察。和而倡_ヘ之。同然一辭。皇甫湜曰。子與賀且得_レ罪。愈曰。然。律曰。二名不_レ偏諱。釋_レ之者曰。謂若言徵不_レ稱。在_レ言在不_レ稱。徵是也。律曰。不_レ諱嫌名。釋_レ之者曰。謂若禹與兩丘與區之類。是也。今賀父名晉肅。賀擧進士爲_ニ犯_ス

るを是と爲し、之れを勸めて擧ぐる者を非と爲すと。聽く者察せず、和して之れを倡へ、同然一辭す。皇甫湜曰く。子と賀と且に罪を得んとすと。愈曰く。然り。律に曰く。二名は偏諱せずと。之れを釋く者曰く。徵を言へば

放贈文

諱 辨

百五十七

二名律乎。爲_ニ犯_ス嫌名律乎。此二句設_レ疑問。章法。此父名晉。子不得_レ擧進士。若父名仁。子不得_レ爲_ニ人_ト乎。妙甚。○當面相白、先諱始_ニ於_ニ何時_ニ作_レ法制_ヲ以_テ教_ニ天下_ノ者。非_ニ周公孔子_ニ歟。周公作_レ詩不_レ諱。孔子不_レ偏_ニ諱_ニ二名_ヲ。春秋不_レ譏_ニ不_レ諱_ニ嫌名_ヲ。康王釗之孫實爲_ニ昭王_ニ。曾參之父名皙。曾子不_レ諱。昔周之時有_ニ騏期_ニ。漢之時有_ニ杜度_ニ。此其子宜_ニ如何_ニ諱_ヲ。將_レ諱_ニ其_レ嫌_ヲ。遂

在を稱せず。在を言へば徴を稱せざるが若きを謂ふ。是れなりと。律に曰く。嫌名を諱まずと。之れを釋く者曰く。禹と雨と邱と藍との類の若きを謂ふ。是れなりと。今賀の父、名は晉肅、賀進士に擧げらる。二名の律を

諱其姓乎。將不諱其嫌者乎。此二句、又破甚妙、漢諱武帝名徹爲通、不聞、又諱車轍之轍爲某字也。諱呂后名雉爲野鷄、不聞、又諱治天下之治爲某字也。今上章及詔、不聞諱、澁勢秉機也。惟宦官宮妾、乃不敢言諱、及機以爲觸犯、一人諱、最高、罵得時、士君子立言行事、宜何所法守也。今考之於經、質之於律、稽之以國家之典、賀舉進士爲

犯すと爲るか。嫌名の律を犯すと爲るか。父の名は晉にして、子進士に擧げらるゝを得ざれば。若し父の名仁ならば、子は人と爲るを得ざるか。夫れ諱は何れの時に始まる。法制を作り以て天下に教ふる者は周公孔子に非ずや

可耶。爲不可耶。凡事父母。得如曾參。可以無譏矣。作人得如周公孔子。亦可以止矣。今世之士。不務行周公孔子之行。而諱親之名。則務勝於周公孔子。亦見其惑也。夫周公孔子曾參。卒不可勝。勝周公孔子曾參。宦官宮妾。則是宦官宮妾之孝於其親。賢周公孔子曾參者耶。

此の文章は三節に分けて解くべし。第一節は韓退之自ら言ふに

周公詩を作つて諱ま
す。孔子二名を偏諱
せず。春秋には嫌名
を諱まざるを譏らず
康王釗の孫は實に昭
王たり。曾參の父名
は皙なるに、曾子昔
を諱まず。周の時騏
期有り。漢の時杜度
有り。此れ其の子宜
しく如何か諱むべき

愈は李賀と云ふ者に書状を與つて、科擧と云ふ試験に應じて進
士に擧げらるゝことを勸め、李賀は例の通り作文を出して試験
に及第して進士に擧げられて、李賀は能く出来る。力がある。
ゑらい人物ぢやと言はれて名が有りたり。處が李賀と名を得る
を争ひ、妬む者ありて、何がな李賀に故障を附けたしと思ひ、
諱を犯す法律のことを思ひ付きて、毀つて曰ふには、李賀の父
の名は晋肅なり。されば生存中までも父の名は忌まざるべから
ず。死したれば其の後は猶更思みて言はざるは此の支那國の禮
法なるに、進士に擧げらるれば、其の進士の進の字音は、晋肅
の晋と同音故に、諱を守る法律を犯し居る。依て李賀は進士に
擧げられぬが是なりとする。されば李賀に勸めて進士に擧られ
させたる者も非とする。と言ひふらして中傷したり。どうも唐時
代の此の頃には馬鹿者が多かりしと見ゆ、此の説を聽きたる者
は其の理由も何も察しず、此の説は是なりと和同して、聽き

將に其の嫌を諱み、
遂に其の姓を諱まん
とするか。將に其の
嫌を諱まざらんか。
漢、武帝の名を諱ん
で徹を通と爲す。又
車轍の轍を諱んで某
字と爲すを聞かざる
なり。呂后の名を諱
んで雉を野鷄と爲す
又、治天下の治を諱

たる者は聽かざる者に倡へ移し、同意して然りとし、多くの人
が一致して公論の如くになりたり。いかにも滑稽極まりたるこ
こならずや。然る處皇甫湜と云ふ者ありて、これは韓退之と交
際する人にて、これも馬鹿者なる衆人に釣込まれて、其の滑稽
説を是と思ひ、韓退之の家へ來りて、子と李賀とを、進士に
障る諱の事件で罪人にならんとするぞと曰ひ、注意を與へたり
第二節は韓退之はこれを聞きて、噴飯すほご可笑しかりしが、
それを堪へて、左様ぢや。今の法律に、名が二字名にてあらば
偏の一字は忌みて、偏の一字は忌まぬとある。其れを解釋する
者は、一例を擧げて孔子の母の名を徵在と言ひたるが、孔子は
子として偏の徵を言へば、偏の在を稱はず。又、偏の在を言へ
ば偏の徵を稱はざりしこと是れなりと解釋したり。尙又今の法
律に嫌名を諱まずと云ふことが御坐る。それを解釋する者は、
例へば、夏の禹王の禹と雨と、孔子の名の丘と區との様に文字

○放膽文

んで某字と爲すを聞かざるなり。今上章及び詔に辭勢兼機を諱むを聞かざるなり。惟宦官宮妾乃ち敢て諭と機とを言はず。以て觸犯すと爲す。士君子立言行事宜しく何の法守する所なる。今之れを經に考へ、之れを律に質し

諱辨

の音が近ければ紛らばし、此の類の若きを謂ふ。是れなりと解釋したり。今李賀の父の名が晋肅にて、李賀が進士に擧げられ、進士と云ふ肩書が付くのは、父の諱の晋を犯すと云ふは、現行法律中の二名律を犯すと爲るか、嫌名律を犯すと爲るか。何れであらうか。併し何にしても、父の名が晋肅にて、其の子は父の名の晋が進士の進に紛らばし、さて進士に擧げらるゝことを得ざれば、若し父の名が仁と云ふ名にてあらば、人たるを得ざらんか。仁は人なるが故なり。扱て諱は何れの時に始まりしか。法制を作りて國人に教へし者は周公か又は孔子にあらずや。されば諱を忌ませたるも此の二聖人ならん。然るに周公は詩を作つて、父たる文王の名の昌を諱まず、兄たる武王の名の發を諱まず。孔子は前にも述べたる如く母の二字名を偏名諱まず。殊に孔子の筆に成りし春秋經は峻嚴なるものなるに、紛らばしき字音の嫌名を諱みて無きを諱つて無し。周の康王の名は釗にて

之れを稽ふるに國家の典を以てするに、賀進士に擧げらるゝは、可と爲るか、不可と爲るか。凡そ父母に事つること曾參の如くなるを得ば、以て譏無かる可し。人と作りては周公孔子の如きを得ば、亦以て止む可し。今世

○放膽文

諱辨

其の孫を昭王と諡號したり、又、孔子の門人の曾參の父の名は皙なるに、曾子は昔を諱まず。又、周の時代に騏期と云ふ者ありて、姓が騏にて名が期なりし故、姓名共にキの字音なり。又漢の時代に杜度と云ふ者ありたり。それも姓名同じくトなり。されば其の子は、父の名を諱めば、姓を云ふことも諱まざるべからず。姓は家に於て大切のものにて、無くすることも、變姓することも出来ざるもの故、其の子は如何様に諱みて宜しきか。されど法律に従はんさすれば、嫌名を諱むが爲めに其の姓を言ふを諱むべきことか。左無くば嫌名を諱まざらんか。漢の時代には武帝の名が徹なりし故に、それを諱みて徹と云ふ所を道と爲したり。されども車轍の轍を諱みて某の字に爲したりと云ふことを聞かず。又、皇后たる呂后の名の雉を諱みて、雉を野雞と爲したり。されども、天下を治むる治の字を、某の字に爲しと云ふことを聞かず。何は兎もあれ、今皇帝へ奏する上表なり

○放膽文

の士は周公孔子の行
を行ふことを務めず
して、親の名を諱む
則ち周公孔子に勝ら
んことを務むるも、
亦其の惑を見るなり
夫れ周公孔子曾參に
は卒に勝るべからず
周公孔子曾參に勝り
て、乃ち宦官宮妾に
比すれば、則ち是れ

諱 辨

上疏なり、又、上より下す詔勅文に、今上皇帝又は其の御祖先
の諱に紛らばしき同音近音の滯の字、勢の字、乘の字、機の字
を諱むことを聞かず。惟皇居の奥向に勤仕する宦官と云ふ男
臣や、宮妾とて宦女のみ、敢て諱と機とを諱みて言はず、言
へば不敬になりて御諱に觸れ犯すに爲るなり。士君子ともある
べき男一人が、物を言ひ、事を行ふに、何の法として守ること
が有るべきか。今これを詩經、春秋などの聖人が撰みたる經籍
に據りて考へ、現行の法律に照らして質し、漢時代以來當代ま
での國家の典例に稽へれば、李賀が進士に擧げられるは、可と
するが、不可とするかは、考へれば解るならん。決して不可と
は言ひ得ざるべし。この意なり。
第三節は、晋と進との嫌名の如き、馬鹿氣たることは言ひ破り
たる故、今の世の人が、諱にのみ心を奪られ、肝腎の道義を躬
行せざることを戒めたり。さて誠むるには、總じて父母に事へる

宦官宮妾の其の親に
孝なること、周公孔
子曾參より賢れるか

字句詁

和而倡之は、説に和同し
て、他人を慈愍かす也。
同然一辭は、わけもなく
雷同して、異口同音に
説に同意するなり。
二名は、二字名なり。
嫌名は、紛らばしき名也。

○放膽文

與韓愈論史書

與韓愈論史書

柳河東

ことは、曾參の如くに出来れば諱りは無かるべし。人を作りて
は周公や孔子の如くなるべきが出来れば、聖人になること故
望みを止めても可かるべし。今の世の士は、曾參や、周公や、
孔子の行狀通りに道義を實行することを務めず、親の名を諱
むことのみを、曾參周公孔子に勝らんことに勉強する。拙者は
其れを感ひさ見る。其れ能く考へ見よ。周公孔子曾參にはいか
にしても勝るべからず。諱を諱むことの一件が周公孔子曾參に
勝りて、宦官宮妾の仲間入して、己れの器量心がけを宦官宮妾
同列に比すれば、宦官宮妾は中々勝りたるものにて、其の親に
孝なることは、周公孔子曾參にも賢れるものか。左様では御坐
るまいと、實は馬鹿にして冷かしたる滑稽文なり。
【文法】初めは敘事にて、後には議論に入るなり。

○放膽文

與韓愈論史書

韓愈に與へ史を論ずる書。柳河東。

正月二十一日某頓首

十八丈退之侍者

前に書を獲るに、史

事を言ふ。云く。劉秀

才に與ふる書に具す

と。今乃ち書藁を見

るに及んで、私心甚

だ喜ばず。退之の往

年史事を言ふと、甚

此の文章は韓退之が四十五歳の時に史館修撰さて唐の歴史編官になりしが、一向編修を急がぬ故、其の非を駁する爲めに、同じ作文名人の柳宗元、字子厚と云ふ人より與りたる書なり。されど歴史を論ぜし故に斯く題せり。其の原は韓退之より劉軻に贈りし書にて意中を知りて駁せし也。

正月二十一日某頓首。十八丈退之侍者。前獲書言史事云。具與劉秀才書。及今乃見書藁。私心甚不喜。與退之往年言史事。甚大謬。若書中言退之不宜一日在館下。此句一篇本。安有探宰相意以爲苟以史筆榮一韓退之。

○放膽文

與韓愈論史書

だ大に謬れり。書中の言の若くんば、退之宜しく一日も館下に在るべからず。安んぞ宰相の意を探りて苟くも史筆を以て一韓退之を榮すと爲ること有らんや。若し果して爾らば、退之豈宜しく宰相己れを榮するを虚受し

耶。若果爾。退之豈宜虚受。宰相榮己而冒居館下近密地。食奉養。役使掌故。利紙筆。爲私書。取以供子弟費。古之志於道者。不宜若是。且退之以爲以下兩節、一編警策、紀錄者有刑禍。避不肯就。尤非也。史以名爲褒貶。猶且恐懼不敢爲。設使退之爲御史中丞大夫。其褒貶成。敗人愈益顯。其宜恐懼尤大也。則又將揚揚入臺府。美食安坐。行呼

○放膽文

て館下近密の地に肩居し、奉養を食し、掌故を役使し、紙筆を利し、私書を爲り取て以て子弟の費に供すべけんや。古の道に志す者は宜しく是の若くなるべからず。且つ退之以て紀錄する者刑禍有りと爲し、避けて就くを

與韓愈論史書

唱於朝廷外衢而已耶。在御史猶爾。設使退之爲宰相。生殺出入升黜天下士。其敵益衆。文勢已急。省宜其則又將揚揚入政事堂。美食安坐。行呼唱於內廷外衢而已耶。則何以異不爲史而榮其號。利其祿者也。又言不有人禍。則有天刑。若以罪夫。前古之爲史者。然亦甚惑。凡居其位。思直其道。道苟直。雖死不可回也。如回之。莫若亟

肯んせざるは尤も非なり。史は名を以て褒貶を爲すも、猶ほ且つ恐懼して敢て爲さず。設し退之をして御史中丞大夫たらしめば、其の人を褒貶成敗すること愈々益々顯はるれば、其れ宜しく恐懼尤も大なるべきなり。則ち

○放膽文

與韓愈論史書

去其位。常蛇法、鼓動。孔子之困於魯衛陳宋蔡齊楚者。其時暗。諸侯不能以也。其不遇而死。不以作春秋故也。當其時。雖不作春秋。有錯落趣。孔子猶不遇而死也。若周公史佚。雖紀言書事。猶遇且顯也。又不得以春秋爲孔子累。范曄悖亂。雖不爲史。其族亦誅。司馬遷觸天子喜怒。班固不檢下。崔浩沽其直。以鬪暴虜。皆非中道。左丘明以

又將揚揚として臺府
 に入り、美食安坐し
 て、呼唱を朝廷外衢
 に行ふ而已ならんや
 御史に在ては猶ほ爾
 り。設し退之をして
 宰相たらしめば、天
 下の士を生殺出入升
 黜し、其の敵益々衆
 からん。即ち又將揚
 揚として政事堂に入

疾盲出於不幸。子夏不爲史亦盲。不
 可以是爲戒。其餘皆不出此。是退之
 宜守中道。不忘其直。無以他事自恐。
 其道直退之之恐。惟在不直不得中道。
 刑禍非所恐也。文勢急故所凡言二百
 年文武士多有誠如此者。今退之曰
 我一人也。何能明。則同職者又所云
 若是。後來繼今者。又所云若是人
 皆曰我一人。則卒誰能紀傳之耶。如

り、美食安坐し、呼
 唱を内廷外衢に行ふ
 而已ならんや。則ち
 何を以てか史たらず
 して其の號を榮し、
 其の祿を利する者に
 異ならん。又言ふ。人
 禍有らざれば則ち天
 刑有り。以て夫の前
 古の史たる者を罪
 するが若きは、然も

退之。但以所聞知。孜孜不敢怠。同職
 者。及後來繼今者。亦各以所聞知。孜
 孜不敢怠。則庶幾不墜。使卒有明也。
 不然。徒信人口語。每每異辭。日以滋
 久。則所云磊磊軒天地者。未必不沉
 沒。且亂雜無可考。非有志者所忍恣
 也。果有志。豈當待人督責迫蹙。然後
 爲官守耶。又凡鬼神事。渺茫荒惑。無
 可准。明者所不道。自是書退之之智。而

○放膽文

與韓愈論史書

亦甚だ惑へり。凡そ其の位に居れば其の道を直くせんことを思ひ、道苟くも直ければ、死すと雖も回く可からず。如し之れを回ぐれば、速に其の位を去るに若くは莫し。孔子の魯衛陳宋蔡齊楚に困る者は、其の時暗く、諸

猶懼如此。今學如退之。辭如退之。好言論如退之。慷慨自爲。正直行行焉。如退之。猶所云若是。則唐之史述。其卒無可託乎。明天子賢宰相。得史才如此。而又不果。甚可痛哉。退之宜更思。可爲速爲果。卒以爲恐懼。不敢則一日可引去。又何以云行且謀也。今當爲而不爲。又誘館中他人及後生者。此大惑已。不勉已而欲勉人。

難矣哉。

侯以ゐること能はざればなり。其の不遇にして死するは、春秋を作るを以ての故ならざるなり。其の時に當つて、春秋を作らずと雖も、孔子は猶ほ不遇にして死なん。周公史佚の若き、言を紀し事を書すと雖も、猶ほ遇に

○放膽文

與韓愈論史書

此の文章は三節に分けて解くべし。第一節は其の初めは前書にて、唐の元和九年の正月廿一日に柳宗元が頓首する。韓氏の十八番目の子息たる(兄弟多し)退之(字故に尊みて書くなり。愈と名を書かず、書けば見下げたるに歸るなり。)の侍者まで此の書を差上ぐるに謙遜せしなり。さて用向は、前日御書翰を下されて、其の中に唐の國史を編輯なさる事が申されてありて、意中の委しきことは劉軻(科擧にて秀才の科に擧げられたる者)に與りし書に述べあると申され、其の御下書を乞ひて今見まするに、私しの心中にては甚だ面白く御坐らぬ、退之と往年國史の事を話し合ひたるさは、甚だ大きに御了簡が謬ひある。其の御下書の文句に、「宰相其の他が、自分を才能無くて用ゐるに足らざるを知り、老窮して齟齬し、合ふ處無きを哀れみ、猥りに之れを上言ひ、苟くも一職を加へて之れを榮する耳、必ず督責迫蹙の功役に

○放膽文

して且つ顯はるるなり。又春秋を以て孔子の累ひと爲すを得ず。范曄は悖亂して、史を爲さずと雖も、其の族亦誅せられん。司馬遷は天子の喜怒に觸れ。班固は下を檢せず。崔浩は其の直を活り、以て暴虜を闘はす。皆中道に

與韓愈論史書

就かしむるに非ず。賤政で盛指に逆ばす、行々且つ引去るを謀る云々一とありたり、此書中の言の如くならば、退之は一日も修史館の内に在るべからざるこゝなり。何さて宰相が左様に思ひ居るか思ひ居らざるかも知れざるに、自分の推察にて意を探り、史官に役付けて一人の韓退之の榮譽を與へられたり爲るこゝ有らんや。若し果して宰相の意が左様で有らば、退之は何さて宰相が己れに榮譽として與ふる史官を虚しく受けて、皇居内の今上陛下の御坐所に近き修史館内へ入り込み、史官としての俸祿を受けて其の奉養を食み、掌故と云ふ屬官を使役し、官用の紙筆を己れが私事に用ゐるを利益とし、私用のこゝを書くに費やし、斯様なるこゝを爲して、それや此れやの利益を取り、其の貨財を貯へて、我が子孫の費用に供するぞ。左様なるこゝを致されて可きものか。足下の如き古昔の人の如く道義に志す者は、左様なるこゝでは宜しく御坐らぬと、先づ緊しく忠告せし意なり。

非ず。左丘明は疾を以て盲す。不幸に出づ。子夏は史を爲らざるも亦盲す。是れを以て戒と爲す可からず。其餘も皆此れに出でず。是れ退之宜しく中道を守り其の直を忘れず。他事を以て自ら恐るゝこと無かるべし。退

○放膽文

與韓愈論史書

第二節は又々劉秀才に與りたる書の文句を拾ひて駁撃忠告するなり。依て其の原たる韓退之の意見を吐きたる書狀の續きを先づ示さん。之れに照らして柳河東の此の篇を會得すべし。韓退之の書辭は一旦つ傳聞同じからず、善とし惡とするは人の見る所に隨ふ。甚しき者は附黨して憎愛同じからず、語言を巧造して鑿空に善惡事迹を構へ立てり、今に于て何れにか承受して信を取る所ならん。而るに草々に傳記を作り萬世に傳へしむべけんや。若し鬼神無きも、豈自ら心に慚愧せざる可けん。若し鬼神有らば、將に人に福ひせざらんや、僕駭なりと雖も、亦粗自愛するを知る。實に政で率爾に爲らざるなり。愚以爲く。凡そ史氏褒貶の大法は、春秋已に之れを備へり。後の作者は事跡に據て實録するに在り。則ち善惡自から見はる。然れども此れ尙ほ淺陋偷惰者の能く就す所に非ず。況んや褒貶をや。孔子は聖人なるも春秋を作り、魯衛陳宋蔡齊楚に辱められ、卒に遇せ

○放膽文

之の恐れは、惟不直と中道を得ざるに在り。刑禍は恐るゝ所に非ざるなり。凡そ二百年文武多しと言ふは、誠に此の如き者有らん。今退之曰く。我れ一人なり、何ぞ能く明らめんと。則ち同職の者又云ふ所是の若くな

與韓愈論史書

られずして死す。齊の太史氏は兄弟幾んど盡きんす。左丘明は春秋の時、事を紀して以て明を失ふ。司馬遷は史記を作りて刑誅せられ、班固は灰死し、陳壽は起つて又廢せられ、卒に亦至る所無し。王隱は謗られて家に退死し、習鑿齒は一足無く、崔浩と范曄は赤誅せられ、魏收は天絶し、宋孝王は誅死す。足下(劉軻)稱する所の吳兢も亦身貴くなりしも、今其の後の聞ゆること有るを聞かざるなり。夫れ史を爲る者、人禍有らざれば天刑有り。豈畏懼せずして輕々しく之れを爲る可けんや。唐天下を有つこと二百年。聖君賢相相踵ぎ、其餘文武の士、功名を立て、前後に跨越する者數ふるに勝ゆ可からず。豈一人卒爾に能く紀して之れを傳へんや。(中略)夫れ聖唐の鉅跡及び賢士大夫の事、皆磊々として天地に相り、決して沈没せず。今箱中に人無きに非ず。將に必ず作者有りて、勤めて之れを纂めんとす後生畏る可し。安んぞ足下(劉軻)に在らざるを知らんや。亦宜

らば、後來今に繼ぐ者、又云ふ所是の若し。人々皆我れ一人と曰は、則ち卒に誰か能く之れを紀傳せんや。如し退之は但聞知する所を以て我々として敢て怠らす。同職の者及び後來今に繼ぐ者も、亦各々聞知する所を以

○放膽文

與韓愈論史書

しく之れを勉む可し。愈再拜す。以上の書辭の中を小口より拾ひて、退之よ。退之は且へに、國史を記録する者は天刑を受くるか、人より禍ひを仕向けらるゝかの事がある。依て避けて就かぬ。編輯せぬと曰ふは尤も非なり。國史は只名目を付けて人を褒め貶しするなり。公論さて中々中るもので無し。其れにて猶ほ且つ敢て國史を爲らぬとせば、御史は官の罪を糾す法官なるが、設も退之を、御史中丞さか御史大夫かに爲らせたらば、職權を以て人を褒貶成敗するほ愈々益々、退之が御史官さ云ふことが世に顯はる。さすれば衆人が怨望する故、恐懼の尤大なることでは御坐らぬか。恟々致さるならん。然るに懼れて職掌を務めず矢張り其の任に在りて意氣揚々として臺府に入り、美食を食し安坐して、朝廷に於ても、外衛にても、シーツさ云ふ制し聲を掛けさせて威張る而已にて可きものか。御史でも猶ほ左様なるに、設し退之を首席大臣たる宰相にならせ、全

て、我々として敢て
怠らざれば、則ち庶
幾くば墜ちずして、
卒に明かなること有
らしめん。然らざれ
ば徒に人の口語を信
じて、毎々辭を異に
し、日に以て滋々久
しければ、則ち云ふ
所磊磊として天地に
軒る者、未だ必しも

國の官吏たる者を生け殺し、免職申付けて出し、任官させて入
れ、官等を升せ、又は黜しすれば、怨望する敵は益々衆からん
然るに懼れて其れを爲さず。名ばかりの宰相にて其の位に在て
意氣揚々として政事堂の中に入り居り、美食安坐して、畏くも
皇居内、即ち禁中にて、呼唱の聲を掛けさせ、威張つて居る
而已にて可きものか。此の御史官と宰相とは、國史を爲らすに
史官と云ふ榮譽の號を貰ひ、俸して俸祿を受け、唯其の身ばか
りを利し居る者に何ぞ異ならんや。又、退之の書翰中に言ひあ
るに、人禍が無くば天刑が来る。とありて、其れを怖れて夫の
前世古昔の國史を爲りし者を罪する如きは、然も甚だ惑へり。
史官に爲りて其の官職を帯びて居れば、職掌に稱ふやうに正直
に勤務せんと思ひ、苟にも正直に勤むれば、縦ひ死すとも意を
回るべからず。若し意を回る場合に至らば、亟かに辭して官を
去るに如くは莫きなり。孔子が國々にて困られたるは、其の時

沈没せずんばあらず
且つ亂雜して考ふ可
きこと無けん。志有
る者の忍恣する所に
非ざるなり。果して
志有らば、豈當に人
の督責迫蹙を待ちて
然して後に官守を爲
すべけんや。又凡そ
鬼神の事は、渺茫荒
惑にして准ず可きこ

世が暗黒時代にて、國々の諸侯は土地を取合ふことのみ多く
心を入れ、孔子を重臣に擧用すること能はず、賢主に遇はずに
死したるは、何も春秋と云ふ國史を作りし故にては無し。縦し
春秋史を作らずとも、猶り賢主に遇はずに死せん。周公や史佚な
どは、國史上のこゝを書紀したれども、猶り聖王に遇ひて且つ
貴顯にて在りたり。されば春秋史を作りしを以て、孔子の身に
崇りしと爲るを得ず。魏の范曄は元來謀反人にて、己れが心よ
り悖亂して國史は爲らず。一族皆々誅戮されたり。漢の司馬遷
は、武帝の意に背き、怒に觸れて腐刑に處せられ、後漢の班固
は、教導訓戒を懈りて下々を檢束せず、北魏の崔浩は國史を爲
りたるは宜けれど、己れの直なるを言ひ觸らして讒言に遇ひ、
暴虐と下しめらるゝ様なる其の主武帝を怒らせ、己れの一族は
誅戮しられたり。是等の人は皆、道理至當の中道を行ひたるに
非ず。左丘明は病氣にて盲目になりたり。不幸に出でたること

と無し。明者の道はざる所なり。退之の智にして、猶ほ懼るゝこと此の如し。今學退之の如く。辭退之の如く、言論を好むこと退之の如く、慷慨自ら爲し、正直行々焉たること退之の如くにして、猶ほ云ふ所是の若くんば

にて、何も國史の編輯に關しては無い。孔子の門人の子夏は國史は爲らされども盲目になりたり。依て國史を編輯せし故に身に禍ひありさて、是れを以て戒めと爲す可からず。其の餘に段々引出された人も皆、國史編輯より出りしに非ず。故に退之は中道を守りて、正直と云ふことを忘れず、他の事を思ふて自ら恟々恐れざるが宜し。退之が恐るゝは、惟不正直と中道を得ざるに在る。天刑や人禍は、決して恐るゝ所で御坐らぬ又書翰中に、「凡そ二百年間にて文武の士が多し」と御坐る。誠に左様で御坐らう。就ては其の編輯を爲るに、今退之は「我れ一人なり。何ぞ能く明らめん。」と曰はれたるが、同職たる修史官が、又云ふことが其の通りにて、後來に今に繼ぐ修史官が言ふことも、又其の通りにて、人々が誰れも彼れも皆我れ一人と曰へば、卒には誰が能く紀傳へらるゝか。若し退之が但聞知る所を書きて編輯して、孜孜勉強して敢て怠けず、同職の者も

則ち唐の史述は其れ卒に託す可きこと無からんか。明天子賢宰相、史才を得ること此の如くにして、又果さず。甚だ痛む可き哉。退之宜しく更め思ふべし。爲す可くんば速に爲せよ果して卒に以て恐懼して敢てせずと爲さ

後來に今に繼ぐ者も、各自が聞知ることを書き綴りて、孜孜勉強して敢て怠けざれば、編輯に墜も無くして、卒に明瞭なる傳記あらしめん。左様に勉強せざれば、徒々人の口語を信じて聞くことが毎々辭が異ひ、日を重ねて滋々久しきに互れば、退之が曰はるゝ語々として天地に軒る者、即ち唐の功業盛大に天地間に顯擧するほどのことが、惜いかな必しも沈没せぬにも限らぬ。左様になれば編輯の原料とする記録類の草稿が亂雜して考へることが出来ず、國史編纂大事の志有る者は、其の恣次第になり在るを見つゝ忍びて、捨置くべきことに非ず。果して之れに志有らば、何さて人より督責迫蹙を受くるを待ちて官守を爲めること云ふことがあるものか。何分にも着手するが宜しからん。又總じて鬼神事と云ふものは、渺茫として荒惑なきもの故、准らへる可きことでは無し。左様に迷信致さるゝなよ明者たるものが左様の事は言はぬもので御坐るぞ。退之の様な

ば、則ち一日にして
引き去る可し。又何
を以てか行々且謀る
と云はん。今當に爲
すべくして爲さず。
又館中の他人及び後
生者を誘ふは此れ大
に惑へるのみ。己を
勉ずして人を勉しめ
んと欲す。難いかな。
近密地は、天子の御坐

近密地

る智ある人にして、猶り其の様に懼れ給ふかや。さりさては。
この意なり。
第三節は然を戻して、韓退之を譽めて激動させるなり。さて譽
むるには、今の時代に、學問の博きこと退之の如く、文辭の
巧妙なること退之の如く、言論を好むことも退之の如く、世を
善くせんさて常に慷慨して、自ら身に正直を負み、行々焉と氣
を剛強に持つこと退之の如くにして、猶り云ふことが其の様に
ては、唐の國史を述作するを、卒に託す可き人は無からん乎。明
天子、賢宰相が、折角史才ある大人物を得給ひても、此の如く
にして修史を爲し果さず。甚だ痛む可きかな。退之よ。更に思
ひ改へるが宜しからん。爲す可きならば速に爲し給へよ。果し
て卒に恐懼しくて、敢て爲し能はぬと思はるゝならば、一日も
早く引去なされ。何を以て行々辭職せんとの御考へが要るもの
か。今當然爲すべき時に方つて爲さず、又修史館中の同勤者や

所に近き禁中の地也。

掌故は、史官の屬吏なり。

磊磊軒天地は、國家の

功業盛大にして天地間

に高く上り顯はるゝ也

滂沱荒惑は、茫として取

こめ無き様子なり。

讀法

朋黨論。歐陽廬陵。

臣聞、朋黨の說、古

より之有り。惟人君

君子、小人を辨するを

幸ふ而已。大凡君子

後生の年少者を誘引して勉強せよなど言ふばかりでは、此
れ大きに惑へるなり。退之の身が勉強せず、人に勉強させん
と欲むば、それは難い哉、難かしいことと攻撃せしなり。
【文法】此の篇は攻撃難詰の體にて、頗る諍臣論の口吻に似る。

朋黨論

歐陽廬陵

此の文章は時の諫官たる歐陽脩が、君子派と小人派とが各
々朋を結び互ひに陥擠するを憂へて、時の天子仁宗皇帝へ
上書したる論文なり。脩は字を永叔と云ふ。廬陵は生地
にて號也。

臣聞、朋黨之說、自古有之。惟、幸、人、君、
辨、君、子、小、人、而、已。此、三、句、是、
與、君、子、以、同、道、爲、朋。小、人、與、小、人、以、